

## 第四 海軍の擴張に資するに在り

## 第五 勞力者の生計に資するに在り』(二三頁)

特にその第三の點に就いては『在内外國民の元氣に資するに足らず』(二五頁)すなはち我國民の海外發展を安んじて行はしめる如き程度には至つてゐない。人は屢々これを以て舊來の鎖國主義の弊によるものと考へてゐるが、これは決して正しい考へではなし。

「人、我國民の對外的事業に疎懶なるを見れば、必らず罪を幕府鎖港の餘弊に歸して、一其の怯懦と偷安を責む、惟ふに餘弊は固よりこれにあり、然れとも細思すれば其元因は獨りこれのみならざるなり、今ま我、濠洲に赴き、南米に至り、歐北に出て、亞西に遊び、商業を營まんと欲せん歟、農業を取らんと欲せん歟、力役に従事せんと欲せん歟、移植を企てんと欲せん歟、第一に顧慮す可きものは本國との交通如何に在り、而るに此交通は他國の船舶に依頼するに非されは、一も其の目的を達する能はず交通の不便斯くの如くなれば、人々誰か此際たに躊躇せざる者あらんや、假令慍悍英人の如しと雖も恐くは應に逡巡すへきなり、而るを況や數百年來鎖國の餘弊を受けたる者に於てをや、實證は現に吾人に教ゆ、即今邦人の最も多く出て、事業を取れるの地方は支那朝鮮を最となすに非ずや、是れ他なし自國海運の一大便路を有するを以てなり、然れば則ち全體に於て我國民の對外的事業に疎懶なるは怯懦の然らしむるに非ざるなり、偷安の致さしむるに非らざるなり、寔に目今海運の力の之れに資するに足らざるを以てなり。

「且つ夫れ試に一身を在外國民の地位に置きて之を思へ、本國の船舶は月に我需用の物品を本國より供給し、我親族朋友の消息を郷里より齎來するあれば、天涯地角の地に在りといふと雖も、得々として以て事業を營む可く、怡々として以て永住を定む可し、彼の萬方の港頭を見ずや、英國人の到る處に第二の故郷を起せるもの

は實に此船舶無數、以て本國との聯絡を與ふればなり、而して我や則ちこれを有せず、何を以てか此元氣を興するを得んや。』(二五—二六頁)

次に稻垣氏の『南洋長征談』は主として濠洲を中心として南方進出論を主張せるものであるが、氏は先づ植民には『新法』と『舊法』とのあることを説く。その後者は『殖民地カラ稅ヲ取り金ヲ本國へ持ツテ參ツテ國ノ富源ヲ増サウト云フノガ目的』(一四頁)であるが、これに對して『新法ノ目的ハ殖民地ハ本國ノタメニ立テタノデハナク殖民地ハ殖民地ノタメニ立テタノデアツテ本國ノ國庫ヲ増サウト云フ目的デハナク殖民地ノ繁榮ヲスレバ殖民スル目的ヲ達シタモノダト云フノガ新法ノ目的』(一六頁)なのである。この二つには社會的根拠がある。すなはち舊法をとつたスペインやポルトガルには『本國デ人口ガ多ク土地ガ狭クテ困ルト云フ事情ガナイ』(同上)から金をとらうといふことになるのであるが、然るに新法をとつた英國に關しては事情はこれと異なる。すなはち、

『千七百七十六年頃ノ英國ノ統計ヲ取ツテ見マスト英國中ニ漸ク千貳百萬ノ人口位シカナカツタノデアリマ  
スガ十九世紀ノ始メ即チ千八百年代ノ始メニ至ルト人口ガドンドン殖エテ英ノ本國ガ狭クテ人間ガ住ムコトガ  
出來ズ農作ヲシテモ土地ガ足ラヌ、夫デ始メテ此時ニ本當ノ殖民ガ出來所謂千八百十五年ニ新法ガ始メテ世界  
ニ行ハレタト云フコトニナツタト云フノハ本國デ土地ガ足ラヌ、ドウシテモ他ニ出サナケレバナラス出テ往ツ  
タ人間ハドウカト云フト……唯土地ガ狭クテイカスト云フノガ條件ニナツテ居ルノデ濠洲ト云フモノヲ開キ始

メタノハ所謂新法ニ則トツテヤツクノデアル、其時ハ丁度折ハ宜シ……所謂自由貿易ト云フ考ヘヲ出シタ、是ガ即チ殖民地ト本國トノ間ノ關係及ビ外國トノ關係ヲ滑カニシテ是ガ尙ホ一層殖民ヲ進メテ参リマシタ、其上ニハ蒸氣ノ發明電信ノ發明ガ出來テ所謂通運ノ便ガ自由ニナツテ此點カラモ殖民地ガ益ミ盛ンニナツタ所謂新法ノ目的ハ殖民地ヲ開キサウシテ殖民地ノ繁昌スル様ニシテ却ツテ殖民地ヲ開イタタメニ本國ハ不利益ヲ蒙ムルカ知レマセスケレドモ一國ノ一部分ヲ濠洲ナラ濠洲ヘ作ツタト云フ様ニシテヤラウト云フノガ新法ノ目的デアリマシタ』(一六一—一八頁)

然らば日本に就いては如何。

『日本ト云フモノ、今日殖民ノ必要ハ所謂新法ノ起ル前後ノ情態ト同ジク人口ガ多ク土地ガ狭クテドウシテモ人口ノ稠密ナルモノヲ何處カヘ出サナケレバナラヌト云フコトデアル以上ハ日本ノ殖民ト云フモノハ新法ニ依ツテヤルト云フコトニ先ヅ極ラナケレバナラヌ』(二二頁)

すなはち日本にも亦、土地の狭小、人口の稠密といふ、人口過剰の問題があるのであり、これあるが故に『新法』による植民が必要である、といふのである。然るに氏によれば植民は單に過剰人口の捌口たるに止まるものではなく、それは又航路を開き海軍の據地を作ることをも目的とするものである。すなはち曰く、

『舊新法ニ依ツテヤルト極ツタ所ガ然ラハドウ云フ目的ヲ以テ日本ガ殖民スルカト云フト國庫ヲ増サウト云フノデハナイ所謂新法ノ殖民地ノタメニ殖民地ヲ開クト云フノガ一ツト其次ニハ太平洋ノ航路ヲ切り若クハ此航路ニ對スル所ノ荷物ノ揚卸場及ビ海軍ノ軍艦ヲ置ク所ノこりんぐすてーしよんヲ立テルト云フ二ツノ目的

ヲ以テ我國ノ殖民政策ヲ立ルナラバ間違イガナカラウト云フ一ツノ見解デアル』其次ノ問題ガ最モ必要ナ問題デ然ラバ日本ガ南洋ニ殖民ガ出來ルカ出來ヌカ、殖民スルト云ツタ所ガ向フガ許サナケレバ行カウ様ハナシ何カ一ツ名義ガ立タナケレバ南洋ヘ行カウト云ツテモ人ノ土地ヘ參ルコトハ逆モイケマスマイ、  
『然ラバ其次ノ問題ハ日本ガ新法ニ則ツテ所謂目的ハ人口ノ多過ルノト航路ヲ切り若クハ航路ニ對スル所ノこりんぐすてーしよんヲ立ルト云フ二ツノ目的ヲ持ツテ往ツタナラバ然ラバ何處ヘ這入り込ミ何處ニドウ名義ヲ以テ往クカト云フノガ問題デアル』(二二—二三頁)

そこで氏は、その『名義』としては、『支那人ノ如ク其土地ヲ開キ其土地ノ物産ヲ増スト云フ點ノミデハ參レマセヌ、所謂社會ノ秩序ト政治上ノ秩序ト此二ツノモノヲ加ヘ三原素ヲ以テ』(二八頁)行ふべきであり、そして何處に向ふべきかと云へばそれは濠洲等の南方である。然らばかかる南進を指導すべき日本の全般的對外策は如何と云ふに、氏はこれを説明しつつ海軍の問題に入る。曰く、

『日本ノ商業對外策ハ亞細亞洲ノ商業ノ中心點トナシ進ンデハ世界ノ商業ノ中心點ト致シタイト云フノガ商業對外策デノ大本デアル、夫レカラ工業對外策ノ大本ハ此十九世紀ノ機械的ノ製造ヲ致シテ支那内地ニ貨物ヲ入レ、南洋諸島ニ貨物ヲ入レ歐羅巴諸國ニ對シテハ日本ノ美術的ノ製造品ヲ供シテ行カウト云フノガ工業對外策デアル政治對外策ニ至ツテハ此亞細亞洲殊ニ太平洋ニ於テハ何處マデモ不羈獨立ノ位置ヲ持ツテドノ國ニ於テモ日本ノ歡心ヲ得ナケレバ亞細亞洲對外策ヲ説クコトハ出來ヌト云フ位置ヲ持タイト云フノガ政治對外策ノ大本デアル、此三ツノ大本カラ全體ヲ見ナケレバナラヌ……日本ガ此ノ太平洋ニハ決シテ他ノ國ニ手ヲ出サセヌ

ト云フ外交政策ヲ執ル以上ハ濠洲ト聯合シテ此太平洋ノ政權ヲ他ニ渡サヌト云フコトモ出來ルシ又工業對外策上カラ言ヒマス此不毛ノ土地ヲ開イテ此處カラ製造原料ヲ取リ此處デ製造シテ支那ニ入レルコトモ隨分出來ルシ又日本ト云フモノガ世界ニ對シテノ義務ハ支那ト云フモノガ今日開ケズニ居ルノヲ開イテ此處ニ商業ヲ開クト云フノガ世界ニ對スル義務デアアル、是ハ英國人ハ支那ヲ開クニハ何時デモ戰サラシテ開ク、……所ガ日本ハ……戰サラセズニ支那ヲ開ク便宜ヲ持ツテ居ル、而シテ日本ガ之ヲ開イテ行クノハ支那ニ對シ世界ニ對シテノ義務デアアル、マツハ今ノ南洋ニアル濠洲ノ航路ノ付ケ方等ニ就テハドレダケ日本ガ濠洲ノ人ニ注意サセルカト云フ問題ガ決スルノデアアル、其次ノ問題ハ彼ノ所謂こりんぐすてーしよんノ開キ方デ私ノ考デハちもーる、あんぼひやなノ二箇所ニ開キタイ……將來日本ガ臺灣ト云フモノニ十分手ヲ付ケテ行ケバ東洋政略上支那ニ對セマセウガ或ハ英ガ太平洋デ海軍ノ權ヲ擅ニシテ居ル點カラ臺灣ハ十分日本人ガ將來眼ヲ着ケナケレバナラス』(七三―七六頁)

所でこれを實行し實現する爲めには、強力な海軍が必要である。

『扱テ是マデ御話シテ太平洋デハ日本ハ嶋國デアアル、濠洲及南洋モ嶋國デアアル故ニ此問題ハ航路ヲ開クコトハ勿論デアアルガ何ニ致セ南洋ニ殖民ヲ開カウ或ハ商業ヲ開カウト云フモノ日本人ノ覺悟ガ必要デアアル、其覺悟ノ手始めニ第一爲サナケレバナラスノハ所謂日本ノ海軍ガ強クナラナケレバ此南洋ノ貿易南洋ノ殖民モ決シテ出來ヌノデアアル況ヤ……七ツノ航路ノ括目ニ日本ガ坐ツテ居ル、夫レデ此七ツノ航路ノ括目ニ日本ガ坐ツタ以上ハ……此處デ海軍ノ力が強クナケレバ到底此位置ヲ利用スルコトハ出來マセヌ、若シ此處デ海軍ヲ利用スル以上ハ加拿陀ノ援兵ガ印度亞細亞ニ來ルノヲ下ノ關、大嶋近傍及函館デ切ルコトモ出來、西伯利亞カラ來ル援兵モ日本ガ日本海ノ門口デ縮メタナラバ出テ來ルコトハ出來ナイ……扱テ茲ニ起ル問題ト云フモノハ日

本ノ海軍擴張ト云フコトハ今日極ツタ問題デアルケレドモ俗ニ見マス日本ガドレダケ海軍ヲ擴張致シテ宜イカト云フコトデアアル』(七六―七七頁)

理想的に云ふならば出來るだけ大艦隊が欲しいのであるが、『今日日本ガ財源ヲ涸サズニ擴張シナケレバナラスト云フコトハ今日ノ急務』(七八頁)であるから、それが爲めには、陸軍の徴兵義務から放たれた中學校を設け、そこへ海軍から艦船を廻して貰ふ義勇艦隊の制度が、最もよいであらう、といふのである。

なほここに附記すべきは、『東京經濟雜誌』第六百五十四號(明治二十五年十二月十七日)以後に連載された臺水すなはち瀧興治氏の寄書『海國策』である。氏も亦我國の古來の人口増加の極めて急速なるを示し、且つ現在の人口密度も亦大なりとして『嗚呼世界廣しと雖も、其國の面積に割合て人口の多きに過ぐるもの、未だ嘗て我國の如きを見ざるなり』(『海國策』(第四)、同誌六五八號、明治二十六年一月二十一日、八七頁)と書き、更に進んで日本の農業及び耕地の状況を縷々として述べたる後曰く、

『余輩は以上の數表によりて、實に我國は人口過剩の結果として、今日の如く益々貧弱の位置に陥りつゝあるを知るなり、蓋し古より國小にして人多く、内に財源なく、外に資を得る屬地なく、而して其國の益々貧弱に陥るは、之れ自然の大勢にして敢て怪むに足らざるなり、見るべし我國の近年火災凶作の爲め、其財を失ひ、饑餓の悲境に陥りつゝある貧民が、一年に増加すること、雨後の春草も曾ならざるを、今まや我國中等社會

以下の人民は皆破倒して、悲しむべく憫むべきの慘狀を呈し、漸く引きて中等社會に及ばんとす、而して已に破倒失産せし者は、落膽失望、自屈自棄、して社會の下層に沈淪没落するを甘まんじ、奮勵力行、以て舊時の地位を恢復せんとするものなし、志士仁人たるもの誰れか慘憺の情を表せざらんや、噫、第一議會に於て貧民救助法案、第二議會に於て信用組合法案の、提出せられたる豈偶然ならんや、若し夫れ此有様にして進まん歟、其結局は果して如何、其百年後は果して如何になるべき歟、此問題に對して、一の豫防策こそ顯出したるなり、是れ他なし、殖民政策なり、(八八—八九頁)

又その『其五』(第六五九號、一月二十八日)に於いても曰く、

「社會問題其當を得るに於ては、世を益し人を利すること非常なり、然れども若し其當を失するに於ては、社會の秩序を擾亂し、人民の公益を妨害することも亦非常なり、去れば貧民救助策としての社會問題は(重に社會主義を指す)、頗る危険の政策なるか故に、吾人は之を貧民救助最後の手段として講せざるべからず、即ち他に一層安全なる貧民救助の策あらば、先づ第一に其策を採用し、已むを得ざる場合に至り、始めて社會改良策も講ずべし、救貧税も賦課すべきなり、吾人は安全なる貧民救助の策として、殖民政策の事業こそ適當なる政策なりと信ず、」(一二三—一二四頁)

併し乍ら凡そ移植民なるものは、一つの前提條件なくしては成功し得るものではない。すなはち國を出でて他國に出るものの困難は極めて大である故これを保護することが必要であると共に、折角開いた植民地を他國に奪はれるのを避ける爲めにも保護が必要である。結局移植民の前に既に海軍の充實がなければならぬ。これに對しては、或ひは、先づ植民地を開き富むに至つた後

海軍を有つべし、と云はれるかも知れない。併しかくの如くして先づ植民へと出たものは、先づ

海軍をと出たものに常にその植民地を奪はれて了つてゐる。かくの如く主張したる後氏は『其十』

(第六五號、三月十一日)に於て曰く、

「我國の移住民少なしと雖も、人口過剩、貧民増加、の大勢は早晚必ず我國民を促して、移住政策を實行せしむるに至るべし、否已に……我現今の移住民は、已に二萬二千八百四十五人あり、二萬餘人の移住民少數なりと雖も、我大和民族なり保護せずして可ならんや、然るに恠むべきは我堂々たる政治家にして尙且軍艦を派遣し以て二萬餘人の移住民を保護するをなさず、只管移住の急務なるを唱導するは、余其狂人と相去ると幾許なるやを知るに苦むなり、云ふを止めよ貧民救助政策を實行すべしと、汝等にして若し、貧民を救助せんと欲せば、須らく先づ軍艦を製造し、我移住民を保護し斯くして貧民の海外移住を奨勵すべし、夫れ貧民救助は末なり、移住政策は亦末なり、只目下焦眉の急務は軍艦を増加し、我移住民を保護し以て移住の安全を示すにあり、淺見政治家、自稱民黨、並に地主黨代議士少しく猛省する所あれ、」(三三九—三四〇頁)

## 五

かくの如くして移植民熱は益々昂揚して行つたのであるが、これにつれて移植民に關し熱意を有するものは、これが發達の爲めに相寄つて團體を作つた。それは曾根俊虎氏や恒屋盛服氏の主張による『日本移住組合』の如きより始るものであるが、明治二十六年に至ると中央にも地方に

も殖民協會が結成されることとなつた。例へば中央に於ける『殖民協會』や高知に於ける『高知殖民協會』の如きがそれである。これ等は何れもそれ自身の雑誌又は『報告』を有ち、それにその移植民論を發表してゐるのであるが、それ等に於ける理論的基礎も亦、人口と食糧又は土地との關係であつた。そして矢張り商權及び海權の伸張の問題が關説せられてゐることも注目すべきである。

先づ中央の『殖民協會』から述べるに、それは榎本武揚、箕浦勝人、杉浦重剛、三宅雄二郎、恒屋盛服、志賀重昂、島田三郎等の諸氏を含むものであり、又その『殖民協會規則』の最初の部分は次の如きものである。

## 第一章 目的及事業

第一條 本會は殖民協會と名つけ事務所を東京に設置す

第二條 本會は殖民事業を獎勵勸誘するを以て目的とす

第三條 本會は海外探檢の實況を報告し及び殖民事業の實際を研究せんが爲めに報告書を發行して會員に頒ち且つ移住者の爲め便利を興へ又は演説講談に由て此事業に關する知識を傳播することを勉むべし(殖民協會報告)第一號、明治二十六年四月、一〇八頁)

同協會の『殖民協會報告』第一號(明治二十六年四月)には『殖民協會』の發會式に公けにせられた『殖民協會設立趣意書』が載せられてゐるが、これは本協會の持する移植民論をよく示すもので

ある。それによれば、移民は先づ定住移民と定期移民との二つに分つことが出来るが、その中前者の方がよりよいものとせられなければならない。すなはち、

『移住殖民の業は方今我國の急務たり官民相俱に漸く之を知り着手せざるに非らずと雖も未だ大に見るべき者あらず是を以て世人尙ほ此業の利益あるを認むる者尠し彼の子孫永住の目的を定めて海外に移住する者之を定住移民と稱し彼の勞働の期限を約定して出稼移住する者之を定期移民と稱す此業たるや必ずしも定住移民に限らざるも唯だ定期移民に由て一時の利を收むるか如きは我國永遠の謀に非らざるなり歐洲の雄國が相競ふて移住殖民の業を企つるや各々富國の策を立るに在り我國も亦た豈自ら立て大に此業を企つるなきを得んや』(第一號、一〇五頁)

かくの如く主張したる後、更に續いて『我國に於て移住殖民の業を急務とする所以の者は一にして足らず之を歴舉すれば概略左の如し』(一〇五頁)として、五つの理由を擧げてゐるが、その最初に擧げられてゐるものは人口増加の關係であつた。

『第一 我國の人口は近來非常に繁殖し我一方里の面積には人口凡一千六百人餘を有し其の増加の割合は毎年凡四十萬乃至五十萬なりとす今より七十餘年を経は我國の人口は八千萬人餘即ち二倍の多きに達すべし我國には北海道其他未開の地あるも斯の如く多くの人口を容るゝの餘地なかるへし假令ひ之れあるも其限りあるの土地に其限り無き人口繁殖せば富力の缺乏貧民の増加殆んど堪ゆ能はざるに抵らん北海道の開拓は固より之を努むべきも未だ之を以て足れりと爲さず我國の版圖に屬する地は永く之を失ふの虞なきも海外に在るの地は速かに之を求むるに非らずんば盡く他國の有に歸すべし我國の人口多きに過くるを豫防するの道は今日移住殖

民の業を盛んにするに在るなり』(一〇五—一〇六頁)

ここに於いて注目すべきは、人口の過剰は現在の問題たるよりは寧ろ將來の問題なのであるが、併し今にして努めずんばその時に至つて詮なきに至る、とせられてゐる點である。

第二の理由として擧げられてゐるものは、移植民事業の急務なる理由を示すものではなく、日本が移植民事業を行ふの可能性に富むことを述べてゐるに過ぎない。すなはち、

『第二 我國の地形は四面海を環らし交通自在なれば最も能く移住植民の業に適せり……今日海外の交通愈々盛なるや我國は宜しく其天然の地形を利用し四隣に移住雜居して日本人種の繁殖を謀るべきなり』(一〇六頁)

然るにその次には所謂海權及び商權の問題が出て來る。曰く、

『第三 我國の海權を收攬せんと欲せば航路を擴張せざる可らず而して航海の事業は植民事業と相俟て其盛を致すを得へし海外に植民の事業を起さは貨物の運搬通信の往復漸く頻繁にして航海の事業も亦從て興へし且つ夫れ海運擴張の實を擧ぐるには植民航海の事業之と相俟はざる可らず海軍は戰事の用に止らず平時の務最も多し植民を扶助し航海を保護するは海軍平時の一大要務なり故に植民航海の事業愈々盛なるに従て海軍擴張の必要を感すべし植民の事業は實に是れ我國の海權を收攬するの勢援と爲る者なり』

『第四 我國の商權を伸張するの道は内に座して其利を求むるに在らず外に向て其利を争ふに在るなり海外に我國の植民あれば彼等自ら本國の物品を需要するのみならず外人をして之を需要するの道を知らしめ以て大に通商の端を開くべし故に植民の事業は輸出を奨勵し兼ねて工業を振作し通商を繁盛にするの媒介と爲る者なり……且つ海外に移住民あれば各其職業に就き貨銀を剩して本國に輸入するの利益最も大なる者なり我國の工

業を勤め通商を盛んにするは植民の業を興すに在り近時我國の通商は漸く盛んなるを致し輸出は輸入に超過するの勢あり茲に植民の業を興さは以て大に通商の盛を致すを得へきなり』(一〇六—一〇七頁)

最後に擧げられた第五の理由は、移植民事業の隆盛が國內に及ぼす反作用的影響に觸れるものである。従つてその緊要性は第三又は第四に比すべくもないものである。すなはち、

『第五 我國の人心は多年鎖國政略の爲めに畏縮し……人心は内に縮りて外に伸ひず……植民の事業は大に對外の精神を發揚して其氣宇を弘廓し且つ新知識を輸入し以て我國の人心を一變すへき開國政略の一大要務なり』(一〇七頁)

然るに同『報告』の第三十號(明治二十八年十月)には板垣退助氏の『殖民政略』が載せられてゐるが、これは右の『趣意書』の内容と殆んど符節を合する點で極めて奇異なものである。これが同氏が趣意書も起草せるによるものか、又は同趣意書の線に沿つてこれを書けるによるものか、又は第三者がその双方をものせるによるものかは、全く不明である。併しこれは趣意書よりも稍々詳細であり、又時にこれを敷衍し或ひは訂正せる箇所もないではないから、吾々はこれを簡単に紹介しよう。

本論文に於いても亦定住移民と定期移民との別が認められてゐる。併し今度の場合には定期移民は必ずしも排斥されてゐない。すなはち、

『移住植民ニハ定住移民ト定期移民トノ二種アリ即チ前者ハ子孫永住ノ目的ヲ定メ海外ノ地方ニ移住シテ開墾殖産ニ従事スル者ナリ、後者ハ其國ノ貧民カ内ト外人トヲ問ハス有利者ノ資本ニ依頼シ勞働ノ期限ヲ約定シ出稼移住スル者ナリ』(第三〇號、一頁)

世界の實例を見るに、英國は定住移民を主とし、支那は定期移民を主としてゐる。そして日本人がハワイに赴くのはこの後者に屬するものである。すなはち、

『我國ニ於テハ布哇出稼ノ如キ即チ是レナリ、我國ハ唯タ定期移民ノミヲ以テ自ラ安ンスヘキニ非ラスト雖モ、此業ノ起リテヨリ我國ニ得タル利益ハ少カラズ昨明治廿七年十二月迄既往十ヶ年ノ經驗ニ徴スルニ布哇出稼人カ貯蓄セシ金額ハ總計凡二百六十四萬八千弗ニシテ其人員ハ二萬人トスレハ一人ニ付百三十二弗ノ金錢ヲ貯蓄スル者ナリ、是レ男女小兒ヲ合算シクル者ニシテ其中男子ハ一萬六千六百餘人ニ過キスト云フ、斯ノ如ク多クノ貧民カ海外ニ職ヲ得テ剩サヘ斯ノ如ク多クノ貯蓄金ヲ爲スハ實ニ我國ノ利益モ亦タ大ナリトナス』(二一二頁)

又支那人の場合に就いて見るに、その出稼人の貯金額は毎年凡そ六千六十萬弗餘であつて、輸入超過額千三百九十萬弗餘を補つて更に四千六百萬弗餘の手取となる。更に支那は、在外出稼支那人向けの輸出四千二百六十九萬弗餘を有してゐるのであつて、従つて移住植民は貿易上にも利益を齎らすものである。然らば、

『噫斯ノ天然ノ富國(日本を指サ—吉田)ヲシテ貧國タラシムルハ抑モ誰ノ罪ソヤ若シ大ニ茲ニ殖民ノ業ヲ起サハ海外ニ在ル我國無數ノ移民カ、自國ノ產物ヲ需要スルカ爲メニ大ニ輸出ノ額ヲ増スノミナラス、其他出稼

貯金等ノ爲メニ我國ヲ利シ富國タラシムルニ至ルハ決シテ難キニ非ラサルヲ信スルナリ』(三頁)

本論文が右の如く所謂定期移民にも大きな意義を認める點は、それが趣意書と異なる特異點を爲すものであるが、併しこれ以下の論據は趣意書のそれと大體異なる所がない。先づ次の如く書いてゐるのは、趣意書の第一理由に該當するものである。唯ここでは前の場合よりも人口過剰が現在の問題とせられてゐる程度の強いのを注意すべきである。

『我國ハ人口ノ上ヨリ論スルモ移住植民ヲ必要トス、我國ノ人口ハ近來非常ニ繁殖シ、毎年凡四十萬人乃至五十萬人ノ割合ヲ以テ増加シ、我國一万里ノ土地ニハ人口凡一千六百人餘ヲ有セリ、最近三年間ノ調査ニ據レハ百人ニ付一人五六分ノ増加ナレトモ最モ少ク之ヲ見積リ毎年百人ニ付一人ノ増加トスルモ今ヨリ七十一年ヲ經レハ全國ノ人口ハ八千萬人餘即チ二倍ノ多キニ達スヘシ、北海道ノ如キ未開ノ地アルモ我國ニハ斯ノ如キ多クノ人口ヲ容ル、ノ餘地ナカルヘシ、假令ヒ之ヲ容ル、ノ餘地アルモ有限ノ土地ニ無限ノ人口繁殖セハ富ノ分配ハ恰カラス貧民ノ多キ實ニ堪ユ能ハサルニ至ラン、現在ノ人口ヲ以テスルモ尙ホ年凶ナレハ忽チ糧ヲ海外ニ仰ケリ、今ヤ貧民ノ増加ト罪人ノ夥多ナルハ深ク我國ノ患トスル所ナリ、若シ人口現在ノ數ニ倍スルニ至ラハ其情態ハ果シテ如何ン、之ヲ想ヘハ豈ニ寒心セサルヲ得ンヤ、北海道ハ尙ホ幾多ノ人口ヲ容ル、ニ足ルヘシト雖モ亦タ自カラ限り有り、此ヲ以テ満足スルヲ得ス且ツ我國内ニ在ルノ地ハ永ク之ヲ專有スヘキモ、彼ノ海外ニ在ルノ地ハ各國相競フテ之ニ殖民スレハ、今ニシテ之ヲ求メサレハ終ニ之ヲ得ヘカラス……我國ノ人民ハ之ヲ海外ニ移住セシメサレハ他年繁殖ノ人口ヲ容ル、ニ地ナシト覺悟セヨ、人口ノ稠密ト繁殖トニ於テ我國ハ世界第一ニ位スレハ移住植民ノ事業モ亦タ宜シク世界第一ニ位センコトヲ勉ムヘシ』(五一—六頁)

又次の如く書いてゐるのは、前の趣意書に掲げられた理由の第三及び第四に該當するものである。

「我國カ儼然東洋ニ獨立シ世界富強ノ各國ト勢ヲ競ハント欲セハ、海權ト商權トヲ收攬セサル可ラス、僅カニ領國ノ政略ヲ廢シ自ラ坐シテ世界各國ト交通スルカ如キハ我國ヲ建ルノ政略ニ非ラサルナリ、自ラ進ンテ海外ニ繰リ出シ移住殖民シテ遠ク立脚ノ地ヲ成スニ非ラズンハ之ヲ收攬スルヲ得ス」(六頁)

そして次は趣意書の理由の第二に當るものである。

「我國地形ノ上ニ於テモ亦タ移住殖民ノ事業ハ最モ適當セル者ナリ……海國ノ住民ハ水天一碧ノ大洋ヲ望ミ萬里雄飛ノ壯心ヲ勃興シ孤島ニ蟄居スルヲ好マス以テ遠征ヲ試ムルハ自然ノ勢ナリ」(七頁)

最後に次の如く書いてゐるのは、前の趣意書の第五に載せられた移植民事業の國內に及ぼす社會的・心理的反作用に、該當するものである。

「我國ノ人民ハ尙ホ領國政略ノ餘習ヲ脱スル能ハスシテ東洋ノ一隅ニ蟄居セハ開豁ノ精神ヲ養ヒ活潑ノ元氣ヲ起サシムル能ハス、偉大ナル海外ノ風物ト相接スレハ其氣風ヲ内地ニ輸入シ智識活動シ志望奮興スルニ至ラシ」(八頁)

中央に於ける『殖民協會』の結成と時を同うして又高知縣に『高知殖民協會』が組織されたが、その『高知殖民協會規則』は左の如く『殖民協會規則』に近いものである。

本會の目的及び事業

第一章 本會は高知殖民協會と名け事務所を高知市に設置す

第二章 本會は海外及北海道其他の嶋嶼に殖民するの利害を講究し又は其事業を獎勵するを以て目的とす

第三章 本會は海外及北海道等の殖民に關する調査を爲し移住者の便利を計り又は時として新聞紙に演説會に此事業の智識を弘むるとあるべし

本『協會』も亦『高知殖民協會報告』を發行したが、その第一號(明治二十六年十月)には西内陽山氏の『殖民事業ト國家經濟ノ關係』が載せられてゐるから、吾々は次にこれを簡単に紹介しよう。

この論文の特徴は、それが殆んどマルサス説の紹介とそれを確證する事實の日本に存在することの立證とに充てられてゐることである。すなはち氏は充つマルサス説を紹介し且つこれを支持して曰く、

「前世紀の終りに當て有名なる經濟學士マルサス氏出で、一たび人口論を著し人類の繁殖力と之に支給すべき食料品とを平行せしむるの必要を説くや政治的公道の著者なるゴドウィンを始めサドラー、アリソン、クエトレイ、セニナル、ダブルデー、等の經濟學者の徒は口を極めて罵詈謗至らざるなく殆んど世人をしてマルサスの眞意慈悲愛の哀情に出でたるを知らしめず却て殘忍無情人面獸心の徒視せしむるに至らしめたるは實に惜むべきの至りなり其後有名なるジョン、スチュワード、ミル氏の出るありて世の所謂貨銀基金の説を解てマルサスの素志を次がんとするや又も社會派經濟家の攻撃を受けて止めり自是又今日に至る迄殆んどマルサスの人口論ミルの貨銀基金の説を舌頭に上すものなきに至れり然りと雖とも暫く沈黙考兩氏の説を



反覆點檢し來らば強ち排すべからざるのみならず、吾人は兩氏に向て大に謝せずんばあるべからず見よ彼のマルサスの人口の増殖力は幾何級數の速力を以て増加すと雖とも之を支給すべきの食料品は僅に數學級數の速力を以て其の生産力を増加するに過ぎずと論じたる如きは事の比喩を取りたる迄にして氏の著書を通讀するに未だ嘗て實際此の如しと論せるを見ず或は氏は實に抽象的に人類生殖器上の繁殖力を指示したるものに過ぎざるか知るべからず且つ氏は精細に人口の天自然的、人爲的の制限の行はるゝの恐るべきを論じ豫め警戒の忽にすへからざるを知らしめたるに過ぎず何ぞゴドウインの徒の言の如くマルサス氏と雖とも是等の制限のあるを悦び是等の制限の實際に行はるゝを見て快とするものならんや

『世人は既にマルサスの説を以て陳腐取るに足らずと思意せるならん然りと雖とも是れゴドウインの徒の言を信ぜるより來れるの迷夢にして今日人口の増殖は日に益々甚しく之を支給するの食料品は漸く缺乏を告ぐるの傾向あるを見れば將來是の議論の再び紛擾を極むるに至るは當に火を見るより明なり然り而して私に我國現今の状態を観るに吾輩は既に已に人口と之を支給するの食料品をして平行せしむるの方法を講究するの甚だ必要なるを信じて疑はず然るに世若し尙ほゴドウインの徒のある有て吾人に向て論戰を試みんと欲せば幸に來れ吾輩亦一言の答辯なきにあらざらん』(第一號、一一二頁)

かくの如く氏は強硬にマルサス説を支持した。そして更に進んで日本に關する敘述に移り、これを斯説より説明し、以て移植民の必要に達せんとした。すなはち氏によれば『孰ら我國既往拾數年以來の形勢を察するに人口の増殖は日一日より甚しく現在四拾萬以上の人口は年々歳々増加し其の繁殖力の大なるを撤遜、英威、普魯士を除くの外其の増殖力實に吾れに及ぶものなし』

(三頁) すなはち日本は人口千當りの増加率は一〇・六であるのに、イタリアの如きは五・八、フランスに至つては三・九に過ぎない。然るに又『我國人口の稠密の度を見るに實に一方里の住民の數千六百以上に渡り五畿淡路の如きは五千以上の多きに及び其の人口の稠密なること歐洲大陸諸國と雖とも英國と白耳義を除くの外未だ嘗て其の比を見ず』(四頁) これが前述の如き大なる比率を以て増加して行くのであるから、その増加たるや實に恐るべきものである。『然るに讒て之が人口の依て以て生活し得べき土地と其の生産力とを見るに制限のあるありて如何なる方法によると雖も五畿八道二萬四千七百九十方里の土地は以て増加するの道なく只之が耕作の方法に改良を行ひ益々集約的農業耕作の法を取るべきのみ』(四頁) 然るに、我國の農業は極めて古くより進み、既に大いに集約農業となつてしまつてゐるので、より以上の期待をかけることは極めて困難である。これは最近十年間の米麥の總收量及び反當收量の數字から十分に知り得る所である。かくて、

『以上の統計にして若し夫れ誤りなからんか我國の將來實に憂ふべく嘆すへきの至りなりと云ふべし何となれば前述の如く我國は古來農を以て經濟の土臺となし個人の生營の資亦之によると雖ども右統計の示す處によれば米麥作の總收量の増加は實に微々たるものにして且其全國平均壹反歩の收穫の如きも十八年以來漸々減少するの傾向あり然るに之に反して人口の増殖は年々四十萬以上の多きに及び正に數拾年の久しきに至らば必ず

や一億以上の多きに登るべし果して然らば食料品は漸く減少し人口は之に反對の結果を顯はし當に數十年を出てすして彼の有名なるリカード氏の報酬漸減の方則行はれざらんと欲するも亦得べからざるなり且や我が國の土地たるや既に殆んど全國到る處耕作せられ餘す處は實に北海の一地方に留まり米魯墨等の如く渺茫萬里の効野あるにあらず故に森林を開拓し益々農作物の收穫の増加を計らんと欲するも亦得べからず況んや無謀なる森林開拓、濫伐の國家に害毒を與ふるの甚た大なるに於てをや諸君は既に今日と雖とも年々洪水旱魃等の災害の多く森林濫伐に原因せるを目撃せるならん」(八一―九頁)

かくて結局これから脱する途は海外植民のみといふのであるが、ここに一言すべきは、氏の所論はマルサス説を正しく把握してゐないといふことである。すなはち氏は日本の人口増加の大なることを擧げてゐるが、マルサスは増加力の大なることを主張しただけであり、従つてマルサス説からすれば、日本の人口増加が大であればそれは食物がそれだけの大なる増加を告げたからであるといふことにならざるを得ないのである。

## 六

かくする中に清國との間の戦争は開かれた。海外植民論又は海外進出論はここに一つの拍車を得た。そしてそれは遂に民族乃至國家衝突論となるに至つた。而もこれに至つてもなほ人口増加の論點が重大な論據とせられてゐたことを注目すべきである。

吾々はその一例として『國民の友』第二百二十八號(明治二十七年六月三日)に於ける徳富猪一郎氏の論文『日本國民の膨脹性』(同氏著「大日本膨脹論」明治二十七年に收録)を擧げることが出来るであらうが、そこに於ける氏の立論の基礎は矢張り『人口蕃殖の如何』であつた。すなはち、

『國民の膨脹は、人口蕃殖の如何を以て、其の最も重要な要件と爲す。第十七世紀に於て、和蘭佛國が英國と、印度に於て、米洲に於て、其の膨脹力を角するや、其の英國に致されたる所以の原因は、和蘭は小國にして人口少なく、佛は大國なれども人口増殖の度甚だ低下なりしが爲めなりき。

『今や我邦は其の人口を以てすれば、和蘭の如く寡少ならず、其の増殖の度を以てすれば、佛國の如く低下ならず。最近五箇年間の平均によれば、我邦の人口は三千九百九十八萬四千二百七十七人なり。每一箇年の増加は四十四萬二千三百人にして、即ち我邦人口の増率は毎年百人に付一人一分餘なりとす。されば明治廿四年末の現在人員四千七十一萬八千六百七十七人は、十年目には四千五百四十二萬餘人と爲り。五十年目には七千三十六萬餘人と爲り、六十二年目には進て倍數に達し、八十三年目には一億萬人と爲るべき筈なり。』(大日本膨脹論「七八頁」)

然らばかくの如き恐るべき人口増加は、何處にその『疏通分配』を求むべきかと云ふに、現在の人口密度から云つてこれを國內に收容することは到底出来ない。すなはち一方哩當人口はフランス一八七・八、米國一七・九なるに對し、日本は二七五・九である。然らば、

『今日に於てすら、六疊の部屋に二人の同居を要するが如き究極なる國土にして、年々四十餘萬人を起點として増殖する人口をば、その儘に埋積する時には到底人上人を住せしむるの外なきに到らむ。現に今日に於け

る我邦人口と面積との割合を保たんと欲せば、二百五十三方里の版圖、即ち例せば近江國の土地を新たに増加せざる可らず、若し増加せざれば近江一國を他より奪はれたるに等しく、而して新版圖増加の比例は、人口増加の比例と共に年々その大を加へざる可らず。即ち今後六十年に於ては、日本國の面積を二倍するにあらざるよりは、今日に於ける人口と面積との比例を保つ能はざる也。

「水湧けば溢れ、溢れば流る。人口の運行亦た此の如し、況んや四達八通世界の衢路に當る、天然の好形勢、好便宜を占めたる、我邦に於てをや。日本を籠蓋する鐵函を作りて、此の人口の四方に膨脹するを壓迫せんと欲するも、固より能はざる事と知らずや。」(一一二頁)

然るに凡そ人口の移動の可能なる範圍は如何と云ふに、『人口の活動は緯度と併行するは、争ふ可らざる原則なり。』(一二頁)すなはちそれは母國と同緯度の所へしか行かれないものである。

例へばスペイン及びポルトガル人は熱帶地方に赴き、英國人は暖地に移住し、スカンディナヴィア人は寒地に進出してゐる。然らば日本人は如何と云ふに、

「然るに我邦は南は北緯二十四度〇六分なる琉球波照間島より起り、北は千島アライト島なる北緯五十度五十六分に終るまで、緯度二十六度五十分の間に蟠踞す。別言すれば我邦は、面積に比例して、實に多くの緯度の間に位置を占む。是れ天我が國民をして、其の膨脹の餘地を坤輿に多く與へしめたる特恩にあらざるや。即ち他の國民に比して、氣候の差異と戦ふの必要なく、隨意に膨脹せしむる所以にあらざるや。」(一二一―一二三頁)

他方白人に就いては如何と云ふに、『白哲人種は、暑を怖るゝの人種也、氷塊の如き人種也、彼等は熱に遇へば、乍ち溶解す。』(一四頁)従つて彼等は到底日本人の敵ではなす。

「それ白哲人種に打ち勝つ所の氣候に打ち勝つは、白哲人種に打勝つ所以なり。此點に就て、我が國民が特殊の長所あるは、單り我邦が廣き緯度の間に蟠まるが爲めのみならず、亦た一種如何なる氣候にも適應すべき、柔軟にして強剛なる資質を有するか爲めなりと斷定せざるを得ず。」(一五―一六頁)

従つて白人は恐るべきではないけれども、ここに日本人に對する唯一の敵として残るものは支那人である。従つて日本國民又は日本人種はその發展の爲めには、支那人種と衝突闘争しなければならぬであらう。曰く、

「但だ我が國民か世界の各所に膨脹するに際し、其の大敵たる可きは白哲人種にあらずして、支那人種たるを忘るゝ勿れ。支那人種は、或る意味に於ては、我が國民同様に、或は我が國民よりも、より多く氣候の襲撃を忍受し、其の固有の性格を保持すると同時に、其の境遇に馴致せらるゝの長所を有す。」

「惟ふに我國將來の歴史は、日本國民が世界の各所に新故郷を建設するの膨脹史に相違なかる可く、而して詳説すれば恰も第十七世より第十九世に到る英佛の隣國か、世界の各所に於て、膨脹の格闘をなしたる如く、或は日清兩國國民か、寧ろ兩人種か、世界の各所に於ける膨脹上の衝突史たるも未だ知る可らず。膨脹の衝突史固より可なり。願くは日勝清敗の衝突史たらしめよ。此の疑案は我が國民の堅信と、大膽と、堅忍不拔の精神とによりて定まるを銘記せよ。」(一六一―一八頁)

併し乍ら、この發展膨脹なるものは、氏の他の論文『個人の活動』(『國民新聞』明治二十七年十一月

十三日)「大日本膨脹論」に収録)によれば、先づ個人より行はるべきである。すなはち、

「大日本の膨脹は、寧ろ個人の活動に、重きを措かざるを得ず。任意的活動に、隨時(意の誤?)——吉田的

活動に。

『世界に於ける膨脹的國民は、英と露と、而して吾人が今敵として戦ひつゝある清也。』

『彼等は如何にして、膨脹しつゝある乎。歴史は曰く、個人的活動によりて、事實は曰く、隨意的活動によりて。』(『大日本膨脹論』一六〇頁)

『個人膨脹して、國家膨脹す。積極的の大活動は、先づ個人の活動より始めざる可らず。』(一六六頁)

松村介石、酒卷貞一郎兩氏の共著『將來の大戦、國民之覺悟、附近世大戦始末』(明治二十八年)の前半たる松村氏執筆の『國民之覺悟』も亦、海外進出が當然歐米諸國との衝突を惹起すに至る必然を有つことを論じたものである。すなはちその冒頭に曰く、

『今や連戦連勝の聲高く、都鄙祝杯飛ぶ。然れども未だ容易に驕るべき時にあらず。天敵前に横る矣。』(一頁)

實に我國は海外に發展しなければならぬのであるが、而も今までは發展すべくして發展し得なかつた。それはその實力が伴はなかつたからである。日本が若し必然の赴くままに朝鮮半島へと發展することが出来たなら、明治初年の國內の諸紛争も之を見ないで済んだのであつた。然るに實力なきがままに、その發展は押へられ、日本人は國內に踟躕しなければならなかつた。日本の實力は今日なほ十分な程度には達してゐない。併し今次の日清戦争により既に事實上國外への發展の第一歩が始つたのであるから、吾々は最早茲に立止まることは出来ない。吾々は今や斷乎國外發展を押し進めなければならぬ。然らばこの發展は平和的に行はれ得るであらうか。答へて

曰く、否。すなはち、

『吾人とても實は彼等と共に喜び彼等と共に誇らんと欲するものなり。然れども只だ其の之を能くせざるゆえんものは、未だ大局を見るに至らざればなり。大局とは何ぞ。大戦なり。大戦とは何ぞ。曰く早晚必らず來るべき歐洲人種との大衝突を云ふなり。』(三四頁)

この大戦たるや決して生易しいものではなく、決して容易に勝ち得るものではない。今日強を以て誇る英國もロシアも嘗て亡びたことがある。併し日本は未だ亡國の非運を経験したことがない。従つて日本人にはなほ覺悟の足りないものがある。併し乍ら凡そ世の悲惨なるものの中、亡國の悲惨より甚だしきはない。然らば今日の急務は何であるか。『然則戦具何ぞ、財用何ぞ。吾人は衣を典じ去るとも、尙ほ劍を買ひ、髪を斬るとも、尙ほ艦艇を製すべきのみ。』(四四頁) すなはち何を措いても軍備充實より急なるはない。而も日本の海外發展の敵たるや英國及びロシアを以て最とするものである。曰く、

『近着にかゝる英國有名の雜誌「スペクテートル」は論じて曰く。日本若し膨脹せば、英國は必ず收縮せざるを得ず。利害の衝突遂にそれ免るべからざるかと。而して對日本戰略を講ずるや切なるものありき。』

『又視よ黙して更に語らずと雖ども、シベリア萬里の鐵道は、無言の中に準備を急ぎ、將に蜿蜒長蛇の勢を振て、東洋の天地を捲かんとす。』

『之を是れ見ると能はざるか。嗟呼それ今にして輕浮傲慢の士を警しめ、并せて國民の大覺悟を促すところ

あるにあらずんば、不測の大禍みる／＼、天外より落下し來らんことを鏡に懸けて見るが如し。興亡の機目睫に迫る。大勝か、大敗か。覇業か、奴僕か。エジプトか。プロシヤか。將に此十年間に於て決するものあらんとす。而して識者は正に警鐘を撞くの忙に堪へざらんとす。』(四六一―四七頁)

## 第二節 移植民各論

### 一

以上に於いて述べたる如くに、明治初年より明治二十年代に至る我國の人口論界は、大體に於いて表面的にはマルサス説を採用し、これを基礎として移植民論を主張したのであつた。すなはちマルサスは人口と食物とは増加力の上に不定限に大きな差異があり、前者は遙かに後者を抜くものであるから、道徳的抑制を行はない限り罪惡又は窮乏に陥ることは止むを得ないといふのであるが、日本の移植民論者はこれを採用し、日本の人口稠密なること及びその増加の大なることを引いて、さればこそ貧困があるのであり、又同時に海外進出の必要があるであると説いた。然るにこの主張の裏には一つの主張が横はつてゐる。それは人口増加の擁護である。すなはちこの説によれば、この有様では國民は貧困に陥り又は貧困を悪化するだけであるか又は人口が

増加し得ざるかに至るかであるから、海外に進出すべしといふのであるから、そこには當然に、現在の人口増加はそのまま繼續すべきもの、又は大なる人口は當然讚美擁護せらるべきものとの主張が、前提せられてゐる譯である。然らば移植民が必然であると主張せられたとしても、それは必ずしも海外に赴くものに限るものではなく、國內に餘地がある限り國內移住でも差支へないといふ結論にならざるを得ない。これに對しては時に國內移住は間もなくその限界に達するといふ反對論を以て海外植民を推すものもあつたけれども、併し理論上は兎に角差當り國內移住を行ふべしといふ結論になつても少しも差支へない譯である。

このことは又當時の移植民論の歴史的性質から云つても當然のことである。前述の如くにそれは先づ國內の貧困の問題であり、次いで資本主義的發展又は商工業の發展及び海權の伸張の問題である。然るに貧困の對策としても貧民は國內の開墾移住の如きによつて授産せられることが出來、又若し彼等を國內の商工業に吸収することが出來るとすれば、それは同時に日本の資本主義的商工業の發展を物語るものである。従つてその歴史的基礎から云つても、當時の移植民論が海外植民論のみに限られるものではなかつたことは、容易に理解し得る所である。

實際上當時の移植民論を見るに、それには國內移住論と海外植民論とが共に存在してゐた。そして前者の中代表的なるものは北海道移住論又は北海道拓殖論であり、又後者の中代表的なるも

のはハワイ植民論又はハワイ出稼論であつたのである。

これは蓋し當然のことに屬する。先づ北海道に就いて云へば、それには先づ明治以前から續いたロシアの南下に對する『北門鎖鑰論』がある一方、それは國內貧民に對する廣大なる收容所と見えたのであるが、續いて明治日本が進歩するにつれて、それは唯一の資本主義的植民地たるの可能性を有する土地となつた。又ハワイは如何と云ふに、偶々貧困の問題を藏してゐた日本に對する相手方の積極的態度によるこの出稼は、一方では貧民の捌口と見えたと共に、他方では實際に出稼せる者による故國への送金は、當時の日本としては少からざる額に上り、それは貧困の解決ともなれば商工業の發展へも導くものと觀ぜられたのである。併しこれ等に關する詳細に就いては以下に章を改めて論ずるであらう。

言ふ迄もなく、移植民の行はるべき地として挙げられたものは、北海道及びハワイには限られなかつた。唯それに関する論議が壓倒的に多數を占めただけである。すなはち、國內に關しても海外に關しても、その外になほ幾多の地が關説せられてゐる。

先づ國內移住に關して云ふならば、その中本土内の移住開墾の問題を別とするならば、西南諸島の問題が最大なるものであつた。小笠原諸島への移住の問題もあつたけれども、人口論史の立場から見ても注目するものは矢張り西南諸島に關するものであつた。これは大體二つに分つて

考へることが出来る。その一は薩南諸島への移住に關する論議であり、その二は琉球諸島の人口増加の要求である。前者は明治十九年より行はれた甌島より種子島への移住に關するものであり、これに就いては當時の鹿児島縣知事より内務大臣に宛てたる『種子島移住功程具狀書』（明治二十年）に於いて、明かにマルサス流の人口理論が關説せられてゐる。又後者は明治二十七年より喧しくなり、議會に於いて繰返し問題になつたことであり、その中心點は八重山島に於ける人頭税の問題であつた。周知の如く琉球は廢藩置縣が最も後れた地方であり、従つて封建制度の殘滓は最も遅く迄存在してゐたのであるが、然るに當時は既に日清戦争の時期であり、従つて國防問題の重要性が痛感せられた時である。従つてこの『南門の鎖鑰』たる琉球諸島の備へを堅からしめようといふ要求が起るべきは當然であるが、斯論はそれが爲めには人頭税その他の封建的殘滓を一掃して以て本地方の人口を増加せしめる要ありと主張したのである。

海外植民に關するものとしては、南海諸島に關するものとアメリカ大陸に關するものとを分つて考へることが出来る。先づその前者から云ふならば、當時既に濠洲、ニュー・カレドニア、グアム等への先驅的出稼の事實があると共に、商權又は海權の伸張に關する要求があるので、この地方への進出は可成りに主張されたのであるが、その論據は、當然察知される如くに、日本に於ける人口増加と海外への南海權の伸張とであつた。又アメリカ大陸への進出に就いて云へば、事

實としての植民乃至出稼が本格的に行はれたのは、吾々がここに取扱つてゐる時期以後に屬することであり、當面の時期に於いてはそれはなほ黎明期の状態であつた。従つてこの時期に於いては、ベルウに於ける日秘鑛業會社の失敗を除けば、合衆國に於ける排日もこれ以後の問題であり、メキシコに於ける榎本武揚子等の企圖の挫折もなほ見られなかつた。従つてそれへの進出論は一般に樂觀的なるを特徴とする。そしてその焦點は合衆國進出論とメキシコ進出論とであり、就中後者に就いては、官民の出版物の極めて多くが該地の事情の紹介乃至報告に當つてこれを鼓舞するといふ有様であつた。これ等の南北アメリカ大陸への進出論の一般的基礎は、前節に於いて述べたる如き日本に於ける人口と土地との關係であつたが、その特殊の論據の中には、當該地方の諸國が何れも日本に好感を有ち日本人を歓迎してゐるといふことがその有力な一つとなつてゐる。この事實も亦當時の當該地方への植民の黎明期的性質を物語るものとすべきであらう。これ等のことを稍々詳細に具體的資料に就いて迎れば次の如くである。

## 二

前述の如くに、國內移住に就いては、その中心的焦點をなすものは北海道であるが、これに就いては次章以下に詳細に取扱ふ所であるから、ここではそれ以外のものに就いて述べることをす

る。

前節に於いて述べたる如く、移住の問題は先づ國內に於ける貧困から發したのであるが、それは政治的には當然に先づ主として士族に關するものとして觀ぜられざるを得なかつた。従つて明治二年に於いて既に士族授産の目的に出づる國內の開墾移住が政府によつて企てられたが、その際發せられたる『民部省達』に現れたる思想には、注目すべき點がある。それはこれが日本一般に就いては人口過剩を認めなかつたことである。すなはちその一部に就いて過剩を認めると共に他の一部に就いては過小を認め、従つてそこから國內移住の必要を説いてゐるのである。すなはち曰く、

「宇内大勢ノ變遷スルニ隨ヒ、諸國ノ官制、兵制、復タ從前ノ體ニ非ズ、加之、維新以來封建割據ノ習ヲ革メ、土地人民私有ス可カラザルノ理ニ由リ、朝廷ヲ始メ奉リ列藩悉ク祿制ノ變革等ニ取掛リ、是迄ノ士族卒家祿ヲ減ジ、或ハ歸農商等ノ事ヲ以テ誘導スト雖モ、之ガ生業ヲ營マシムルノ方法無之ニ於テハ、其極生活ス可カラザルニ至リ、而シテ其事モ追テハ之ガ爲メニ行レザル様可相成候。仍テ考フルニ、天下ノ中、荒蕪不毛ノ地少ナカラズ、就中東北ノ諸州ニハ多分有之、右等ノ地ヲ以テ前段遊手ノ輩ニ相授ケ、耕耘種藝ノ術ニ從事セシメ、其恆産ヲ以テ無用ノ虞祿ニ替リ候様、其方法ヲ開導致候得バ、曾ニ土著者ノ永久ノ産ニ安ズルノミナラズ、自ラ全國ノ力増益シ、一舉兩便ニ可有之候。然ルニ各府藩縣ヨリ、追々開墾ノ儀申立モ有之候得共、多クハ最寄り農商ノ手ヲ假リ、且ツ仕法モ區區ニ有之、其詰リ豪農豪商ノ手ニ落ル外無之、素ヨリ未開ノ地開墾

ノ儀、何レモ同様ノ事ニ相見ヘ候。左候テハ右遊手ノ輩ノ如キ、恆産ヲ得セシムベキ期モ有之間敷、隨テ無用ノ糜祿ヲ省クベキ期モ有之間敷、其上豪強ヲシテ擅ニ兼併セシメ候得バ、只地ヲ得ルヲ貪リ、耕耘ノ術精細ニ行届カザルノ弊モ有之、旁々彼是考慮仕候得バ、利害得失判然ニ付、以後天下荒蕪未開ノ地ハ後來士族卒等十着爲致候場所ヘ目的相立テ、速ニ之ガ法ヲ相立テ、夫々取掛リ申度奉存候。且ツ竊ニ天下ノ地勢ヲ按ズルニ、戸數ノ疎密人口ノ多少、大ニ隔絶シ、其密ナル者ハ、卓錫ノ地ヲ得ズシテ、其疎ナルハ曠漠無人ノ地ニ類シ、人力餘リ有レバ地ヲ得ルコト能ハズ、地ノ曠漠ナルハ人力不足ノ憂ヒ有之候。仍テ移民平均ノ目的ヲ立テ、譬バ甲ノ士族ト雖モ、其情願ニ由リ乙ノ地ニ移リ、土着セシム可キ様相導度、左候ハバ郡縣制度ノ御主意モ相貫キ可申、依テ傍ラ海外使用ノ農器ヲ用ヒ人力ヲ省キ財用ヲ減ジ、或ハ農學教授等ニ至ルマデ夫々手ヲ盡シ候ハ、彼是全國ノ利益、夥多相進ミ可申ト奉存候。尤其施行ノ方法ハ、明細取調可申上候得共、先ヅ豫メ右目的ヲ從事可然哉奉伺置候。併シ右申上置候共、天下夥多ノ荒地ヲ、一概ニ相運セ申儀ニハ決テ無之、其現場ノ振合ニ由リ、四民ノ差別ナク、便宜ニ處置可致ハ勿論ニ候得共、前段ノ通り利害得失モ有之候間、先ヅ豫メ目的相立置度候間、此段奉伺候也。』(『明治編年史』第一卷、三六〇—三六一頁)

すなはち右に於いて、或ひは『天下ノ中、荒蕪不毛ノ地少ナカラズ、就中東北ノ諸州ニハ多分有之』と云ひ、或ひは『戸數ノ疎密人口ノ多少、大ニ隔絶シ、其密ナル者ハ、卓錫ノ地ヲ得ズシテ、其疎ナルハ曠漠無人ノ地ニ類シ、人力餘リ有レハ地ヲ得ルコト能ハズ、地ノ曠漠ナルハ人力不足ノ憂ヒ有之』と書いてゐるのは、些か誇張があるとしても、兎に角人口過剰と人口過少との同時的存在を認めたものであり、これに基いて貧困解決策としてのこれが平均化すなはち開墾移

住が説かれたのである。

士族授産の問題はこれから後大きな問題となるのであるが、本土の開墾移住の問題は吾々の場合とはいささか關係が薄いから、ここではこれ以上取扱はないこととする。

日本の國內に於いて、本土より外部に向ふ移住としては、北海道へのものを別とすれば、小笠原諸島への移住と、西南諸島へのそれとがある。前者は明治十二三年の頃に行はれたものであるが、これに關する論議はとり立てて述べる程のものはない。そこで吾々はここでは後者のみを取扱ふこととする。

西南諸島に關するものとしては先づ明治十九年より行はれた鹿兒島縣甌島住民の種子島移住がある。これに關しても差したる論議があつた譯ではないけれども、唯明治二十年十月二十二日附の渡邊鹿兒島縣知事より内務大臣宛の『種子島移住功程具狀書』には、人口及び移住に關する所見が散見してゐるから、吾々はこれを簡単に紹介して置かう。

本『具狀書』によれば、『管下薩摩國甌島人民曾テ連年ノ凶荒ニ逢ヒ全島擧テ饑餓ノ境遇ニ陥リ既ニ其窮極ニ達』(『官報』第一三二七號、明治二十年十一月十七日、一六三頁)したのであるが、その根本原因は如何と云ふに、それは同島に於ける土地に比較しての人口の過剰によるものである。すなはち同島は海中の孤島であつて、地勢極めて峻峻であり、従つて平低地が少い。



『隨テ耕地ノ不充分ナル亦其處タルヲ知ルヘキナリ殊ニ下甌島郷ノ如キ人口八千九百四十餘人、耕地段別三百八十二町五段餘歩今假ニ人口ヲ以テ之ヲ除スレハ一口四畝七步餘ニ當ル加フルニ土地礫礫畑地下雖モ稍々平坦ニ屬スルモノ甚タ少ナク概ネ岡側山腹ニシテ到ル處石ヲ疊ミ重々層々魚鱗ノ如ク圃場ヲ拓キ更ニ尺寸ノ地ヲ餘サス拓地ノ業勉メタリト云フ可シ遠ク之ヲ望メハ眞ニ西海ノ一美觀ナリ然レモ潮風其全面ヲ撃テ災害避ク可ラス而シテ其過半ハ切換畑ニシテ僅ニ五箇年ニ一回ノ割ヲ以テ輪次耕作スルモノナレハ素ヨリ農ヲ以テ専ラ生計ヲ保ツ能ハス從來重ニ漁獵ヲ以テ全島ノ經濟ヲ立テシカ民口八年々歳々増殖シ而シテ近來世情ノ沈底ヲ愁フルト同時即チ明治十四年ヨリ十八年ニ至ル迄暴風虛歲ナク甘薯其他ノ夏作枯稿ニ歸シ加フルニ累年漁獲甚少ナク爲ニ非常ノ窮極ニ達シ山野ノ間ニ彷徨シテ草根木實ノ採集ニ勞働シ熱海搗糶以テ枯腸ヲ塞クニ至ル其種類四十餘品ノ多キアルモ野生限リアリ畢ニ死ノ且夕ニ薄ルヲ悲ムノミ……然ルニ十八年九月五日又猛烈ナル暴風アリ農作ノ損害實ニ甚シク其收穫百分ノ一ヲモ得ル能ハス而シテ此災害ニ罹ル者ハ今既ニ饑饉ニ苦ムノ窮民ナリ斯ニ至テ既ニ採盡シタル草根木實ハ之ヲ得ルノ道ナク殆ント溝壑ニ轉セントス……斯ニ於テ該島經濟ノ全體ヲ鑑ルニ其原因ノ遠近ニ拘ラス要スルニ第一人口ト地積ノ比例當ヲ得サルナリ、第二維新後山林ヲ濫伐シ漁獵ノ利ヲ失シタルナリ、第三明治十四年來天爲ノ厄難年一年酷シキニ由ルナリ』(一六三頁)

かくの如く甌島の困窮の第一原因は人口の過剰に歸せられた。この原因がある限り、假令第二及び第三の原因がなくとも、困窮の回起は避け得ないといふことになる。従つてこの状態の打開策として、この過剰分を移すことが提唱せられたのは當然である。そしてこれを移す土地として推奨せられたものが甌島の状態とは反対の『人口稀疎原野曠漠氣候温暖土地礫礫ナラス』といふ

性質を有つ地であるべきことは當然である。すなはち、

『百方該島ノ救濟法ヲ講究セシニ島民ノ幾分ヲ他ニ移シ民口ヲ減シ世計上ノ平均ヲ得セシムル外更ニ良策無シ因テ目下最窮ノモノ五六戸ヲ大隅國熊毛、敷設兩郡ノ間ニ移シ荒蕪ヲ拓カハ甘薯ノ栽培以テ飢ヲ凌キ黒糖ノ特産以テ生計ヲ裕カニスヘシ該二郡ハ人口稀疎原野曠漠氣候温暖土地礫礫ナラス永ク荒蕪ニ委スキモノニ非ス故ニ此窮民ヲ此地ニ移スハ一舉兩全ノ策ナランカ』(一六三—一六四頁)

然らばかくの如き見通しを以て行はれた種子島移住は所期の目的を達したであらうか。『具狀書』は『耕地ト人口トノ割合』に觸れつつこれに答へて曰く、

『今其調査セシ處ニ依レハ實際ノ事業當初ノ目的ニ違フ處ナク其結果殆ト宜キヲ得タリ幸ニ今後兩三年ノ間甚キ凶歲ナキニ於テハ自立力食ノ良民タラシムルヲ敢テ難カラサルヲ信セリ……甌島ニ於テハ既ニ戸數四百二十四、人口千八百四十四ヲ減少セシヲ以テ耕地ト人口トノ割合幾分か平均ヲ保ツノ理アルノミナラス昨今兩年天候順ヲ得甘薯其他ノ收穫年ニ優リ漁獲モ亦多年ノ不獵ニ比スレハ稍々多キヲ加ヘシヲ以テ頓ニ全島ノ救濟ヲ斷テ多少舊觀ヲ改メシモノ、如シ』(一六三頁)

種子島に關しては以上の如くであるが、明治二十七年からは琉球諸島に關する問題が喧しくなつて來、議會に於いても屢々問題となつた。これは移住の要求といふよりは寧ろ廣く人口増加の要求である。而も時は既に明治二十七年に至つてゐるのであるから、この人口増加の要求は全く南門の鎖鑰たる意味を有つものであつた。然るに當時この地方には風土病があり又特有の税政が

あつた。従つてこれを排除することによつて人口の増加を圖らうといふのである。

その最初は明治二十七年五月二十六日附を以て第六議會の貴族院に提出された所の、安場保和氏を發議者とし二條基弘公爵外三十二名を賛成者とする『沖繩縣八重山島風土病驅除ニ關スル建議案』(『官報』明治二十七年五月二十九日號外、第六議會貴族院速記録第一一號)である。すなはちその本文に曰く、

『沖繩縣下八重山島ニ古來ヨリ風土病アリ之レカ爲メ今ニ至ル迄人口繁殖セス村落往々荒廢ニ瀕シ其慘狀實ニ言フニ忍ヒス故ニ政府ハ宜ク其病因ヲ調査シテ速ニ之レカ救濟ノ方法ヲ立テラレントヲ建議ス』(一二七頁) として發議者はその説明に於いて『南門ノ鎖鑰』又は國防の問題に觸れ、『八重山島ニ於キマシテ一種恐ルベキ惡疫ガ多年流行致シマシテ遂ニ南門ノ鎖鑰タル所ノ要地ニ於テ戸口ノ繁殖ヲ見ザルノミナラス、却テ滅却ヲ來タスノ有様デアリマシテ』(同上)云々と述べてゐる。

然るに續いて同五月二十八日附を以て曾我祐準子爵は近衛篤磨公爵外三十名の賛成を得て、『沖繩縣下宮古島人民ニ關スル質問』(『官報』六月二日號外、第六議會貴族院速記録第一五號)を提出し、その中で『宮古島ノ人民ハ今日ニ於テモ猶人頭税ヲ課セラレ剩ヘ現品ヲ以テ納税セシメ其ノ税額ハ窮島僻地ノ小民ニシテ平均一人二圓以上ノ多キニ及ヒ一島ノ人民困難窮迫實ニ名狀スヘカラサルモノアリ之カ爲メ或ハ八重山島ニ遁逃シ或ハ深林ニ潜伏シ以テ徵税ヲ避クルモノアルニ至ル』(一八一—

一八二頁)と述べ、それが爲めに人口及び産業共に發達し得ないとして、その説明に當つて『僅ニ人民ハ三萬五千何百人ホカ居ラヌ、サウシテ田畑ト云フモノモ僅ニ七千何百町』(一三三頁)と述べてゐる。又同六月二日に本會議に上提せられたる請願、川滿泰奉氏外二名提出『沖繩縣宮古島々費輕減及島政改革ノ件』もその税制の不當なるに就き『從來男女一人ニ付各粟幾俵ト定メラレ大抵一家ヨリ少キモ五六俵多キハ二十餘俵ヲ納ムルヲ以テ一歳ノ收穫ヲ擧ケテ之ニ充ツルモ猶足ラサルトキハ馬ヲ賣リ豚ヲ鬻テ之ヲ補ヒ』(『官報』六月三日號外、第六議會貴族院速記録第一六號、二一六頁)居る旨を述べてゐる。然るに政府はこれに對し『早晚其制度ニ改正ヲ加フルノ必要アルヘキヲ認メ…目下專ラ調査中』(内務大臣臨時代理芳川司法大臣及渡邊大藏大臣「貴族院議員子爵曾我祐準君提出沖繩縣下宮古島人民ニ關スル質問ニ對スル答辯書」——『官報』六月二日號外、第六議會貴族院速記録第一五號、一八一頁)といふ態度に出づるに止まつたので、翌明治二十八年の第八議會に於いて本問題は又も問題になつたのであるが、この時に至つてその國防的色彩は全く明かになつたのである。

すなはち曾我子爵は同年一月八日附を以て、二條基弘公爵外三十三名の賛成者を得て、第八議會の貴族院に『沖繩縣々政改革建議案』(『官報』一月十三日號外、第八議會貴族院速記録第三號)を提出したのであるが、その要旨は次の如くであり、その『南門の鎖鑰』性は極めて明かである。曰く、

『沖繩縣ハ九州ノ西南洋中ニ在リテ五十餘島ヲ以テ三百五十海里ノ間ニ散布シ地物産ニ饒カニ又良港ニ乏シ

カラス自カラ是レ帝國ノ屏障ニシテ實ニ西南ノ門戸ナリ然ルニ其縣政ヲ顧レハ百事多クハ舊慣ヲ因襲シ未タ改良スル所アラズ……故ニ政府ハ速カニ本縣ノ縣政ヲ改革シ内ハ島民ヲシテ一視同仁ノ皇澤ニ浴セシメ外ハ國家百年ノ大計ヲ建立シ以テ其責任ヲ盡サ、ルヘカラス』(二三頁)

子爵は本案が上程せられた時、これが説明に當つたが、それに於いては先づ人口の收容力がなほ大いにあるにも拘らず人口がそこまで増加してゐないことを主張する。

『此縣デハ非常ニ不平均ニ人間が配置サレテ居リマス最モ稠密ナル所ハ沖繩本島デアリマスガ是ニ三十三方餘居ルサウデアリマス、先島ノ如キハ概シテ少ナウゴザイマスガ先島ノ中デモ又不平均デアリマス同ジ先島ノ中デモ宮古島列島ノ如キハ僅ニ十四方里夫ニ三万五千三百三十人ト云フ人ガ居ツテ八重山島ハ宮古島ヨリハ餘程大キナ殆下二倍半ハ大キイ、三十七方里幾ラト云フ夫ニ人口ガ之ニ反シテ宮古島ノ半分ニモ足ラナイ一万五千幾ラト云フモノシカ居リマセス、其八重山島ノ中ニハ又石垣島西表島トハ非常ニ差ガアリマスソレデ若シ此宮古島ノ例ヲ以テ見マスレバ八重山島ニハ尙ホ七八万ノ人間ヲ容レルニ足ルノデアリマス、淡路島ノ如キ是非常ニ人口ガ稠密ノ所デアリマスガ淡路島ノ例ヲ推シタナラバ尙ホ十七万位ノ人間ハ此先島バカリデ容レ能フ譯ニナツテ居リマス、此八重山島ハ今申ス通りニ人口ガ一番少ナイ所デアリマスガ古來ヨリ斯ノ如ク人間ガ少ナクシテ斯様ニアツタカ如何ト云フコトヲ吟味シテ見マスレバ左様デナイ、寶曆十一年ニハ二万六千七百九十人居ツタ、安永元年ニハ三万六千六百六十人ト云フ人ガ居ツタ、口碑ニ傳フル所デハ五万人位居ツタ様ニ言ヒマスガ是ハ口碑ニ傳ヘルコトデ書イタモノデナイカラ確實ナルモノデアリマセス、安永五年カラ七年ニ掛ケテ大ナル飢饉ガアリマシタ夫カラ疫病、麻疹、赤痢杯ノ流行ガアツテ減少シタト云フコトデゴザイマス、ソレ故ニ今日デハ開墾地ノ跡ト思ハレル所ガ變シテ森林ニナツテ居ル所モ甚ダ多イサウデアリマス』(二三頁)

更に子は續いて國防の問題に移る。

『港ハ餘程澤山アリマス……最モ其中ニ就イテ良イノハ軍港トシテモ差支ナイノハ船浮デ是ハ先島ノ西表ニアリマシテ琉球諸島中最モ西南ニ位シテ居リマス……實ニ是ハ天然ノ門戸、邦國ノ表門トモ云フベキ場所デアラウト私ハ信ジマスノデアリマス、實ニ是ハ邊疆ノ要衝、此方面ニ向ツテハ他ニ雙ビナキ要衝ノ所デアラウト思ヒマス』(同上)

現に或る外國は、先島に、軍用の假船渠や假病院を設置しようとして企てたことがある。遠い外國ですらこの企圖あるにも拘らず、本國たる日本がこれを捨てて顧みないのは、奇怪であると言はなければならない。従つてこの地方に對する急務は、これをその忘れられたる地位から引戻し、その稅政を正し、以てその人口の増加を圖り、延いてはこれを南門の鎖鑰たらしめるにある。實に、

『アノ南太平洋ノさもあはハ歐羅巴ノ二箇國デ亞米利加ト引ツ張り合ニナツテ居ル一ノ島ノ王國デアリマスガ、先島モ大概ハさもあ位ハアルト云フコトデアリマス、成ル程さもあ島ハ十四島デ人間ハ三万六千ト統計ニ載ツテ居ル地面ハ少シバカリデゴザイマス、さもあハ南太平洋ノ中デ強國ノ争ヒ物トナツテ居ル、然ルニ我日本國ハソレト同ジ様ナモノヲ殆ント打棄テアルヤウデゴザイマス、實ニ是カラ申シマシテモ甚ダ得策デナイト思ヒマス、加之近來東洋ニ風浪ノ荒クナツテ殆ント怒濤天ヲ衝クト云フ勢ハ申スマデモナイ、此風浪ハ和ギモシマセウ和ギモシマセウガ其吹返シノ大風ハイツ何時來ルカト云フコトヲ我々ハ決心シナケレバナラス、斯ノ如キ要用ノアル島ハ片時モ早ク内政ヲバ整理シテサウシテ海防ニ備ヘテ置カナケレバナラス他日出帥入守ノ門

戸ニ充テルノ準備ハ今日ハシテ置カナクチャーナラス、懷ツカザルノ民ハ使用スベカラズ心服セザルノ民ハ戰時ニ役スルニ足ラス、ソレヲ思ヘバ平日ヨリ是ニ手ヲ入レテ置カヌケレバナラス、遠慮ナケレバ近憂アリデアリマス、(二六―二七頁)

なほ本件に關しては先に川滿泰奉外二名の提出した請願書と全く同一の請願書が西里蒲外百六十名から『沖繩縣宮古島々費輕減及島政改革ノ件』として貴族院に提出されてゐる。

かくの如く西南の守りの問題も可成り喧しい問題ではあつたが、併し前述の如くに、吾々の當面の問題に關しては、北海道拓殖の問題が壓倒的に重大問題とされてゐたのであり、これに比すれば西南の問題は比較にならぬ程その重要性が小であつたことを、注意しなければならぬ。

## 三

次に海外植民に關して述べるならば、その中心的なるものはハワイ出稼であつた。濠洲、ニュー・カレドニア等への出稼、又はシャム、ダラムその他の南洋諸島へのそれは、比較的早くから始りはしたけれども、大きな實を結ぶことなく終り、従つてそれほど社會的論議に上ることなく終つて了ひ、又アメリカ大陸に關しては、合衆國、メキシコ、ベルウ等への問題があつたけれども、前二者はそれが本格的問題となつたのは吾々が今ここに取扱つてゐる時期以後のことと屬

し、又ベルウに關するものは一朝の夢と化して、結實する所なく終つた。従つて吾々の取扱ふ時期に於ける最大の問題はハワイ出稼に關するものであり、この時期に於ける海外植民論の焦點は實にここにあつた。併し吾々はこれに關しては後に章を改めて詳述することとするから、ここではそれ以外のものに關する論議を、文字通り瞥見の程度に略述することとする。

海外植民論の各論的なるものは大別してこれを二とすることを得るであらう。ハワイ、臺灣、シャム、濠洲等を含んでの廣い意味の南海諸島に關するものがその一、南北を含んでのアメリカ大陸に關するものがその二である。

先づその前者から見るに、これに關するものとしてはハワイの問題が焦點を爲すのであるが、これは前述の如く後に譲ることとして、南海諸地方全體に關するもの二三のみを擧げるとすれば、服部徹氏の著『南洋策』(明治二十四年)の如きはその一つとして擧げることが出来るであらう。氏の植民論の理論的基礎に就いては既に之を前節に於いて略述した。すなはち氏によれば、人口は『其繁殖力ト進取力』によつて次第に地球上に擴がつて來たものであるが、その各々の場合に於いて採られた植民策には『新地發見策』『侵食略奪策』及び『通商貿易策』の三つがある。翻つて日本の現状を見るに、その人口密度を見れば、世界中の若干國を除いては日本程人口密度の大なるものはなく、他方人口増加を見るにこれ亦極めて大であり、この勢を以て増加するならば、

現在四千萬に近き人口は五十年後には六千五百万となるであらう。成程北海道といふものがあるけれども、これは僅かに九百十五萬の收容力しかなく、而もそれは二十年にして充滿されて了ふであらう。従つてこれは大して頼りになるものではなく、結局海外に出るの外はない。——かくの如く主張して、氏はこの海外進出の行はるべき地として南海諸島を挙げたのである。

氏によれば、この南海諸島の中、位置の關係よりして先づ選ばれるべきものはフィリピン諸島である。この諸島はよく我國の過剩人口を收容し得るものであるが、併し單にそれだけの理由でこの諸島が最初に選ばれるのではない。それにはなほ國防上の理由もある。すなはち曰く、

「夫レ斯ノ如クニシテフィリピン諸島ノ植民政略ハ、實ニ我人口ノ餘剩ヲ養フカ爲メノミニ非ラスシテ、外交政略上國家安寧幸福ヲ保存スルニ於テ、實ニ肝要一日モ以テ忽セニス可カラサル策略ナリ、彼ノ夫レ白雪嶺々タル北海道ノ植民ヲ説テ、露國ノ警戒ヲ唱道スルモノト同日ノ論ニ非ラサルナリ、南邊ノ危機豈ニ北境ノ危機ノミナランヤ、フィリピン諸島既ニ他ノ強國ノ有クランカ、其餘勢ハ疾クカロリン諸島ヲ卷テマリナ群島ニ及ビ西ニ我琉球ヲ衝キ、東ニ我小笠原島ヲ襲ヒ、南方是レヨリ益々多故ナラントス、此時ニ當リ、北境尙ホ後顧ノ患アラシニハ、所謂前門虎ヲ防キ後門狼ヲ驅ルノ危急ヲ視ン、嗚呼然ラハ我日本モ亦今ノフィリピン諸島ナル哉、殷鑑遠カラス戒ムヘキナリ」(一一八一—一九頁)

そしてこの諸島に對するには、前記三つの植民策の中、その第一及び第二を以てすべきではなく、その第三たる『通商貿易策』によるべきである。

「故ニ群島ノ爲メニ計ルニハ、先ツ宜シク通商貿易ヲ先ニシ、漸次植民ノ事業ヲ擴張セサル可カラス、則チ居士カ所謂第三策ノ平和主義ヲ以テセハ、必ラスヤ其目的ヲ達スヘシ、宜シク忍耐不拔斃レテ止マサルハ決心アル可キヲ要スルナリ」(一二〇頁)

次に南下して向ふべき南洋の諸島嶼特にミクロネシアに就いては如何と云ふに、氏はこれに就きて述べて曰く、

「元來微少洲ノ地ハ大ニフィリピン諸島ト事情ヲ異ニスル所アルヲ以テ、其植民策ノ如キモ先ツ宜シク左ノ三策ニ據ラサル可カラス

- 「一 我貿易船ノ往來スル群島ノ本島ニ向テ最初ノ植民ヲナスヘシ、此人民ハ普通ノ農工商等ノ殊ニ品行方正、精神不拔ノ徒ニ限ルヘシ
- 「二 群島中ノ無人島ニシテ物産繁殖ノ見込アル地ニハ、其所轄政廳ノ許可ヲ經テ速ニ植民ヲナスベシ、此人民モ全シク以上ノ如キ品行方正、精神不拔ナル農工ニ限ルヘシ、無人熱島ノ開發ハ極メテ困難ノ業ナルヲ以テ、務テ其人ヲ擇フヘシ
- 「三 猖獗ナ附庸ノ島嶼ニハ充分ノ警戒ヲ加ヘテ、豪傑ナル植民隊ト、宗教者、仁術家、教育家等ヲ移住セシムヘシ、此人民ハ務メテ威ヲ示シ之レヲ服セシメ、徳ヲ表シ之レヲ懷ケシメ、以テ漸次ニ土蕃ヲ教化服從セシムルニ在ルナリ」(一二七—一二八頁)

次に田口卯吉氏は、東京府士族授産の目的を以てする南洋貿易に手をつけ始めたことがあつたのであるが、その航海貿易記録たる有名なる井上彦三郎、鈴木經勳兩氏著『南島巡航記』に跋を

附し(日附は二十四年一月)、南洋諸島が移住に適し且つ貿易の好對象地たることを強調すると共に、この移住が一には以て國內の貧困の打開策となり、一には以て『國威を伸』ぶるに至るべきことを主張して、曰く、

『殖民の事に至りては拙者大に望を屬せり、何となればグワム、ホ子ビを始め其他の諸島皆膏腴なればなり、其れ小笠原島は掌大の一島にして其地味亦た膏腴ならず、然れども我人民の之に移殖せしより、山の頂より谷の底まで開墾し、今は人口も二千人に至り、輸出物の總計も昨年は五萬圓に上り、四回の定期船の餘に二三艘の風帆船常に往來するも、其貨物を積むに十分ならずと云ふに至れり、南洋諸島は小笠原に數十倍し、其地味亦た膏腴なるに、今日に於ては毫も未耕を加へず、物産とては椰子、海參、蝶貝、鼈甲の類に過ぎず、其ひて船舶の往來僅々に過ぎず、若し我人民にして之に移殖し、之れを開墾すること小笠原島の如くせば、其利益ある知るべきなり、

『拙者の初志は單に商業に止まるにあらず、東京府士族の有志者をして南洋に移住せしめ、一は以て其獨立を助け、一は以て國威を伸べんと欲するにありしなり、今ま其實況を見て益々之を信する深しと云ふ』(二五二—二五三頁)

かくの如く氏は南洋諸島に人を移すことを主張したのであるが、その手段としては先づ通商貿易を以てすべきものと考へた。然るにこの『巡航』は、氏に、通商貿易上帆船が極めて有利なることの確信を得た。そこで帆船を以て『メキシコ、南米、亞弗利加、南洋島』と通商貿易を行ふことが先決と考へたのであるが、氏はその計畫の詳細を殖民協會に建議してゐる(『殖民協會への建

議』明治二十六年三月——『東京經濟雜誌』第六七〇號、明治二十六年四月十五日)。曰く、

『謹て曰す方今我邦人民をして海外通商の志を發せしむるの方法たる、之をして廉價に航海するの便を得せしむるより急なるはなし、之をして廉價に航海せしむるの方法たる、風帆船をして常に世界を週航せしむるより便なるはなきなり

『我邦開港の初、汽船の便先づ開け、風帆船の廉價にして且つ安全なること未だ世に知られざるは不幸と謂ふべし、蓋し風帆船は風に隨て進行するものなるを以て、汽船の如く快走するを得ずと雖も、其安全と愉快と廉價とに至りては汽船の遠く及はざる所なるは諸君の熟知せらるゝ所なり、且つ夫れ我邦の將來自ら進みて貿易を營むべきの地は蓋しメキシコ、南米、亞弗利加、南洋島是なり、抑も此貿易は風帆船に適するものにして汽船に適するものにあらず、且つ其貿易たる非常の利益あるものなりと雖も、世の財主は實例を示すにあらざれば決して振起して之に従事するものにあらず、故に余は本會が卒先して此舉に着手せられんことを希望す、其方法たる實踐商船隊學校を起すにあり、何をか實踐商船隊學校と云ふ、一風帆船を以て商船學校となし、之に商人若くは商業學校卒業生等に乗せ、航海の際之に航海術を教ゆるもの是なり、今其要領を列記すること左の如し

『第一 一風帆船を以て校舎とし、船長及び運轉手は航海中、溫度、風帆の操縦、水戰の方法等を教授するものとす、

『第二 生徒の資格は第一を商人第八項に記する所の船長を貸したる商人を云ふとし、第二を商業學校卒業生とし、第三を有志者とす、故に多數の希望者あるに於ては此順序に因りて之を許す、

『第三 生徒は船中に於ては水兵を以て待遇せらるゝものとす、故に水夫を補助するの義務あり、

- 『第四 生徒は着港の後は自由に商業を営み且つ探検を爲すを得、
  - 『第五 生徒は一ヶ月食料及び授業料として十二圓を收むべし、
  - 『第六 船長運轉手は海軍省より貸與せらるゝときは之を受くべし、
  - 『第七 本會は事務員一名若しくは二名を海船に乗組みしむべし、
  - 『第八 船腹は入札法を以て商人に貸與するものとす、
- 『右は單に其組織の要領を記したるものなり、故に實施の場合に於て尙ほ細説するを要す、』(五二三頁)

なほ氏はこれに詳細なる豫算書を附してゐる(五二三頁)。

前節に於いて略述した稻垣滿次郎氏の『南洋長征談』(明治二十六年)も亦南海諸島への進出を主張せるものであつた。前述の如くに、氏は、本國第一主義たる植民の『舊法』と然らざる『新法』たる二つを挙げ、後者は過剰人口の處理として、植民を行ふ場合に採る策なりして、日本はこれに屬することを主張したのであるが、氏はこの點から進んで、故に日本は『新法』を以て、臺灣、マカオ、フィリピン、蘭領諸島の如き『舊法』の行はれてゐる地に進出して、現在の支配者に代位すべきであると主張した。曰く、

『然らば南洋諸島ニ對シテ日本人ガ手ヲ延ハスコトガ出來ルカ、出來ルナラバドウ云フ名義ヲ以テ南洋諸島ニ手ヲ出スコトガ出來ルカト云フト先ニ申シテ如ク文化ヲ進メル土人ヲ塗炭ニ苦メマスカラ夫ヲ救ヒ上ゲテ所謂新法ヲ行ヒ文化ヲ進メルコトニスレバ何處デモ出來ル、此文化ヲ進メルコトヲ妨ゲテ居リ或ハ之ヲ害シテ居

ル國ハドノ國ト雖モ逐拂フコトガ出來ルシ逐拂ツタ所デ名義ト云フモノガ十九世紀デ十分ニ立ツノデアル、ソコデ其點カラ舊法ヲヤツテ居ル臺灣まかおノ如キひとりつびん及び和蘭ノ領シテ居ル諸島此邊ヲ見マスト皆植民地ノ文化ヲ進メルノガ目的デナクテ本國ノ國庫ヲ増サウト云フノガ目的デアルカラ隨ツテ民ヲ苦メ虐政ヲ行ツテ居ルノデアル、ソコデ日本ハ十九世紀ノ文化ヲ進メルト云フ點カラ土民ヲ救ヒ是等ノ支配ト云フモノヲ其國カラ支配シテ居ルノヲ逐出シテ日本人ガ文化ヲ進メ且虐政ヲ行ヒ居ルノヲ逐退ケテ仕舞フト云フコトハ十九世紀ノ原則ニ照シテモ出來ルノデアル、之ヲスルコトノ出來ル位置ヲ以テ居ルノハ東洋デハ日本デアル、シテ見ルト南洋諸島ノ塗炭ノ苦ミヲ受ケテ居ル人民ヲ救フ目的ヲ以テ參ツテ虐政ヲ行ツテ居ルモノヲ逐出シ南洋大陸ノ土地ノ廣イ所ニハ日本人ハ何處マデモ三原素ヲ以テ向フノ土地ヲ開キ文化ヲ進メテ人間タルノ義務ヲ盡ス所カラ大陸ニ這入レヤウト云フモノ、シテ見ルト日本人ガ南洋ニ植民ヲシヤウト思ヘハ出來マス、ソコデ日本ノ植民ノ目的ハ是レ、方法ハ是レ、夫カラ日本ノ進ンデ往ク所ノ向フト云フモノガ今ノ通りニシテ居マスレバ南洋ニハ十分日本人ガ手ヲ伸バスコトガ出來ルト斷言スルコトガ出來マス、』(三〇—三二頁)

併しこの際最も重要なことは、これを『新法』を以て行ふといふことである。従つて今日ニユウ・カレドニアや濠洲大陸に向つて行はれてゐる『出稼』なるものは大いに再考されなければならぬ。蓋しそれはこの趣旨を十分汲んでゐるかどうか疑問であり、従つてその永續發展性に疑問を懷かざるを得ないからである。すなはち、單に『支那人ノ如ク其土地ヲ開キ其土地ノ物産ヲ増スト云フ點ノミデハ參レマセヌ、所謂社會ノ秩序ト政治上ノ秩序ト此二ツノモノヲ加ヘ三原素ヲ以テ』(二八頁)しなければならぬ。然らば、日本人の出稼も亦、支那人の場合と同様に、或る

程度まで進めば直ちに排斥せられるといふ結果になるであらう。すなはち、

『其次ノ御注意ト申シマスコトハ此頃日本カラにゆゝかれどにあニ出稼人六百人ヲ送り此節くいんらんどニ五十人送ツテ其結果ガ宜クテ來月ハ三百人モ出稼人ヲ送ルト云フコトデアリマスガ是ハ餘程日本ノ人ガ今日カラ注意シテ置カヌトナリマセヌ、出稼ト云フコトヲ抑ミ見テ見マスト何かト云フト矢張り其土地ヲ開キ其物産ヲ進メル一點ニ止ル、矢張り支那人ガ濠洲ニ參ツタト同ジク方法ノ中ノ第一ノ原素ヲ以テ這入ツテ往ク、シテ見ルト支那人同様ニ續々逐出サレテ仕舞ハナケレバナラス、其逐出サル、度合ハドウカト云フト支那人ガ逐出サレタ歴史ヲ調べテ見ルト分リマスガ先ヅ參萬四千人位支那人ガ濠洲ニ這入ツタトキニ既ニ濠洲ニ這入ルニ付テ壹人ニ付テ頭税七拾圓ヲ課ケ始メタ、然ルニ夫デモ支那人ガ這入ツテ來ル、夫デ四萬參千人位ニナツタ所デ尙ホ一層嚴格ニシテ支那人壹人這入ルニハ港デ七百圓ノ頭税ヲ課ケタ、夫デモ這入ツテ來ル、夫デ遂ニ今日デハ五百噸ニ付テ壹人ノ支那人ホカ乗セルコトガ出來ヌソコデ千五百噸ノ船ナラバ參人ホカ支那人客ヲ取ルコトガ出來ヌト云フコトデアリマス、夫デ殆ソ今日支那人ハ濠洲カラ逐出サレテ仕舞ツテ居ル、ソコデ丁度一原素ヲ以テ支那人同様ニ這入ツテ參ツタナラバ矢張り彼ノ覆轍ヲ踏ンデ參萬若クハ四萬ノ出稼人ニナツタトキニハ日本人ガ南洋カラ逐出サレルデアラウト云フコトハ今日カラ豫期シナケレバナラス、楮之ヲ一度ヤラレタ日ニハ此出稼人ノタメニ商賣人モ漫遊者モ濠洲へ參ルニ付テ七百圓ノ頭税ヲ拂ハナケレバナラスコトニナル、既ニ濠洲ト日本ノ間ニ鐵ノ垣ヲシタト同ジクナルノデアリマス、殊ニ出稼ニヤツタノデ向フカラ逐出サレテハ先刻申シタ如ク文化ヲ進メルト云フ目的デアルト云フ名義ガ立タヌカラ丸デ逐出サレテモ仕方ガナイ、夫デ出稼ト云フコトハ餘程將來日本人ガ慎ンテヤラスト遂ニハ濠洲ト日本人ノ間ニ鐵ノ垣根ヲ作ル恐レガアツテ兩國ノ間ノ商業其他ノ進歩ト云フモノヲ大ニ害スルト云フコトハ今日カラ先ヅ注意シテ置カナケレバナラス點

デアル、(三二一三四頁)

尙氏が更に南方に向つての航路の開設を説き、給炭所その他の設置を主張し、遂に海軍大擴張の要求に達してゐることに就いては、既に前節に於いて述べたる所である。

#### 四

次にアメリカ大陸に關するものの中先づ合衆國に關するものから瞥見してみるに、凡そ合衆國への東洋人の移住は先づ支那人から始まり、次いで日本人となつたのであるが、その中支那人排斥が始り、日本人排斥はこれより後れて起つた。従つて支那人が排斥された頃には日本人は未だ少く、そして暫くの間は歓迎せられた。かかる地盤の上に、この好機に合衆國に移るべしと主張したものが現れたのは當然である。

武藤山治氏の『米國移住論』(明治二十年)はその一適例である。吾々は既に前節に於いて氏の植民論一般を見たのであるから、ここではこの點に關する氏の所説のみを辿ることとする。すなはち氏は曰く、

「東洋人ノ白人ニ對シテ言語衣食ノ異ナルハ支那人モ日本人モ殆ソ同一ナリ然ルニ隣國ナル支那人ハ能ク見ズ知ラズノ米國ニ移住シテ盛ニ彼國天富ノ共有ヲ白人ト競争スルニ吾々日本人ハ支那人ノ如ク米國ニ移住ス



ルコト能ハザルノ理由ハ一モアル可カラズ之レニ加フルニ支那人ハ近來白人ノ嫌惡スルトコロナリ拒絶條例ヲ設ケ該條令發布以前ニ渡米シタルモノ、外ハ一切上陸スルヲ許サザルニ日本人ハ之ニ反シテ最モ白人ノ愛スルトコロナレバ今日支那人ニ繼テ彼地ヘ移住スルハ最モ得策ナルベシ余ハ之ヲ日本ノ識者ニ勸告セザルヲ得ザルナリ』(一〇七一—一〇八頁)

更に又曰く、

『前ニモ述べタルガ如ク我日本人ハ支那人ト異ニシテ大ヒニ白人ニ愛セラル、コナレバ苟モ移住會社ヲ設立シ下等勞役者ヲ彼地ニ移住セシメントナラバ支那人ノ如ク其富ヲ所有セズシテ只其勞動ノ報酬ヲ得ルニ止ルガ如キ所業ニ倣ハズシテ全ク同地方ヘ永住セシメ其富ヲ所有スルノ方法ヲ取ランコトヲ希望スルナリ其他移住ノ方案細則ニ至テハ吾輩ノ思考スルモノ種々ナキニアラズト雖トモ固ヨリ本書ノ目的ハ單ニ彼地ノ移住事情ヲ明ニシ人々ニ移住ヲ勸ムルニ止ルヲ以テ其等ノ事ハ之ヲ他日ニ譲リ唯移住會社ヲ設立シテ勞動ノ高貴ナル米國ヘ廉價ナル我國ノ勞動ヲ直輸入スルハ大ニ利益アル業ナリトハ數言ヲ以テコトヲ書ハ結尾トナサントス』(一四三—一四四頁)

次に統計學者杉享二氏も亦、合衆國への進出を説いた。併し氏の場合に於いては、合衆國に進出せよといふ要求ではなくして、これに進出するのが當然であるといふ意見なのである。これは恐らく氏が統計學者たる所に由來するのである。すなはち氏は明治二十年一月九日に東京學士會院に於いて『我が日本帝國人民の將來を前知するの説と方法』(杉先生講演集「明治三十五年」なる講演を行つたのであるが、その中に於いて『我が國人は世界の道理に従ふと人の移住の權利あるとに

よりに早晚必ず大に移住の運動をなさねばならぬと云ふことあり其故は云へば我が國の人數年々増加するによるなり』(講演集「一五三頁」)と述べ、戶籍調によつて日本の人口増加を見たる後、『人の殖ゆるは自然のことなれども唯々人數の増す斗が國家の繁榮にあらず國家の繁榮を假粧すまでにて後難のしるしなり若し人の國內にあり餘りたる上は人力を以て之れを處置することは出来まじければ人間移住の運動移住の權利の自然に任せて外國に出で外國に慣れるやうになること第一なるべし』(一五四—一五五頁)と書いてゐる。そして次にそれが行はるべき地方としては、先づそれが在來行はれた地方と、その各々に就いての特殊性とに觸れて曰く、

『我が國人の海外に出づる類にして歐行と米行とは其目的同じからず歐行の方は多くは學術研究にて官費を仰ぐ者及び富貴の子弟等なり米行の方は概ね貧生及び勞働者の類にて自ら立ち自ら業をなし艱難辛苦富を求むるの人多し其内には下等の人物もあるべし言はゞ玉石混合の雜種人なるべし去れども國民にして移住の運動を起すに至れば此事は我が國人のみに限らず世界萬國の免かれざるものなり

『是に付て考れば歐行の方は官の手になり富貴の財になり米行の方は日本人民の自意自發の運動に出でたりと云ふべし官や富貴の働きは限りあり國民の働きは限りなしと見れば我が國の大勢に於ては後日に決すべし』(一五〇頁)

これによつて既に日本人が將來進出するであらう地方も暗示されてゐる。すなはち限りなき國民の働きに發する所の『日本人民の自意自發の運動』としては當然『米行』が延びるものと考へ

なければならぬ。すなはち氏は次の如くこのことを更に詳しく述べると共に、同時に又それには特殊の恩義の關係もあることを説いて曰く、

『抑も我が國人にして一たび海外に移住の運動を始むるに至らば何んの地を好んで到らんとするか朝鮮滿洲地方及び支那を選まんか我が國人の新を好む氣象にて是れ等の國は數十萬人の移住をなすべしとも思はれず是の地方は唯々商賣の地にて利を争ふことに止まらん滿洲はいかん未だ委しく知るに由なければ歐洲に渡らんか歐の各國は人民多く成て土地の狭きに苦み諸業をとるものも熟練し國にも餘地なく又餘業なければ我が國人の據て衣食をなし共に富を競ふの場所にあらす彼の日本村落など云ふ賤業者の口を糊する位のことなるべしさらば我が國人の好んで大に移住の運動をなし其土地に着き學術を修め諸業を營み衣食をなし富を求むべきの地は獨り北米の國あるのみ北米は人未だ多からずして國に餘地あり餘業あり向後渡航するにもカナダの航海パナマの運河等開けて益々其便利を得ること多からん殊に我が國人の心情大に北米に向ふべき因縁ありと思へば試みに北米合衆國の我が國人に對したる條々を述べん

『我が國開港の先導者たること』

『我が國の第二海外貿易の道を開きたること』

『我が國人に阿片の禁を勸めたること』

『外國酒類の輸入を豫防せしめたること』

『我が民間の教育に盡力せしこと』

『耶蘇正教を我が民間に布教せしこと』

『下の關の償金を返したること』

『罪人引渡の約を立たること』

『條約改正の議に第一の同意者たること』

『是れは風聞のまゝを言へば慥かならず又北米は我が國産の第一なる製茶生糸等の大得意先きたる等右の如し唯々北米人が開港以來我が金銀價の不公平に乗じて大なる利益をつかみ去りたるは子供をすかしたる如き所爲なりとの譏りあれども此類のことは我が國人同志中にも有さうのことゝすれば強ちに北米人のみを咎むべきことにはあらんすらん先づ五分／＼と見て然るべし

『若し右の條々は慥かなるものなりとせば我が國人は永らく之を忘れずして後日に至り必ず其報をなすべしと思はれることありそれはいかにと云へば我が國人は古來よりして恩といふ教へに育ちたり故に天恩主恩父母の恩又長老朋友に對しては恩人と云ふ若し此恩に背くものあれば其人をば恩しらず不實者と云ふ其甚だしきものをば畜生など嘲けりゆしりて交をも絶つは我が民間の常なり我が國人は此恩教に養はれて兼て不潔を嫌ひ潔白を好み進むことを知て退くことを恐れ平和親睦を志す氣風あり我が國人の氣質にて北米人と相ひ親まば兩國の親和力は何ほどの度合までに及ばんか味ひあることなるべし』(一五〇—一五三頁)

なほ明治二十六年九月に板野與右衛門氏外八名より兵庫縣知事宛に提出せられた『海外渡航者ノ義ニ付上申』もここに附記して置くに値するであらう。それは先づ當時の『出稼人』なるものに就いて、『其主ナル府縣ヲ擧クレハ廣島、和歌山、熊本、山口、岡山、ノ如キ之レナリ之レ等ノ各縣ハ何カ爲ニ海外渡航者ノ數夥多ナルカト云フニ至リテハ或ハ廣島縣ノ如キハ維新前生兒ノ墮胎壓殺ヲ禁シタル結果土地ト人口ノ不平均ヲ來シ人口著ク増加シタルモ其原因ノ一タルヘク』

(二頁)と書き、更に進んでこの觀念を一般化しつつ合衆國移住に就いて次の如く述べてゐる。

『彼ノ移民會社ノ如ク一時ニ數百ノ人員全一ノ場處ニ渡航スル事アラシカ勞働組合トノ衝突ヲ來タスマヤ明ナル事實ナリトス……此ノ衝突ハ今日ニ起ラサレハ將來ニ起ル假ニ之レカ衝突ヲ恐レテ渡航ヲ禁センカ内地人口ノ充溢ヲ如何限アル邦土ノ生産ハ限ナキ人口ノ繁殖ニ應スル能ハサルニアラスヤ日本在留ノ米國領事ハ自國ニ來航スル我邦人ニ向テ承認ヲ與フ之レヲ與フルノ間ハ以テ心ニ平ナルヲ得ヘシ何ントナレハ之レ我カ邦人ノ來航ニ向テ好意ヲ表シ居レハナリ若シ一朝此ノ承認ヲ與フルヲ止ムノ日アラシカ之レ我カ渡航者ノ大ニ考慮スヘキトキナリトス不肖等ハ此ノ考慮スヘキ日ノ可成速カラシム事ヲ望ム故ニ豫シメ相當ノ注意ヲナスベキナリ』(六一八頁)

次にメキシコに關して云へば、この問題が本格的になるのは吾々がここに取扱つてゐる時期以後であることは前述した所であるが、この時期に於いても既にその先驅的表現を認めることが出来る。先づメキシコに土地を買入れて植民を行はうとした榎本武揚子爵の試みに關係するもの所の見の一二を紹介しよう。

先づ恒屋盛服氏は他の同行者と共に、植民地發見選定の目的を以て明治二十五年にメキシコに渡航したのであるが、その記録は『墨國探征日誌』として『東京經濟雜誌』の第六百五十九號(明治二十六年一月二十八日)以後に久しく掲載せられた。氏はそれに於いて『余が今回探檢の目的は國土の日本に六倍して其人民四分一に過ぎざる北米の南端に於て日本人の移住地を見出さんと欲す

るに在り』(第六五九號、一二六頁)と書いた後、旅行中に接したるメキシコ官民の態度に就いて次の如く記してゐる。

『墨國官民は余等を好遇せり、嘗に好遇せしのみならず、或は人馬を給し或は舟車を給し、又或は自由鐵道乗車券を給し、事實上實に親切を極めたり、墨國人は余等を遇するに外國人を以てせず事の政機に屬するものは悦んで余等に語れり、墨國の識者は日本人の愛國心と特性とを洞見したるの後大に日本人を容るゝの謀をなせり、之を漫りに外人を嫌惡して内地雜居を排斥せんと欲する者に孰與れぞ、嗚呼墨國の山河は悦んで日本人の來遊を迎へ、墨國の沃野は笑て日本人の移住を待つ、將來日本人が第二の故國として其繁榮を謀り其獨立を維持せんと務むべきの地は墨國にあらずして其れ將た何れの國にかある。苟も日本人を愛するものにして豈に墨國を愛せざらんや、』(同上)

榎本子又は恒屋氏等の移植民論の理論的基礎は、前節の『殖民協會』の持する所論として述べた所で明かなる如くであるが、その土地をメキシコと選んだことの理由の一つは、右の引用文に於いて述べたる如き點であると思はれる。

次に當の榎本子は、明治二十六年三月十三日殖民協會の發會式に一場の演説を爲してゐるが(『殖民協會報告』第一號、明治二十六年四月)、その中で子はメキシコ植民の問題を主題として取扱つた。

そこに於いて氏は先づ曰く、

『……殖民事業が我國經濟上に於て必要缺くべからざることは、本會設立趣意書、及び其の他世間具眼者の

演説、若くは或る新聞の社説等にも粗ぼ説盡してありますから、私は此席に於て同じ様なることを繰返すことは致しませぬ、但右等の意見は眞に天下の通論にして不可争ものと認めます……」(三頁)

然らばこの『天下の通論』たる移植民は世界の何れの地方に行はるべきかと云ふに、『私一己の意見は、先づ我が東隣なる、墨西哥國太平洋沿岸の地に向て、所謂定住移民を企つる見込なりと答へます』(七頁)と述べ、その理由は如何と云ふに『其理由は頗る多岐に互り』その全部を擧げることが出来ないが、大要は次の如くであると述べてゐる。

「一 墨西哥政府は、他の羅甸亞米利加、各共和政治國よりも鞏固にして、殊に現在の大統領ボルフィリオ、ヂヤス將軍は、已に三回も大統領の椅子に倚り、信を國民に得て、國內久しく靜謐なるを以て、歐米各國の資本家が、巨額の資本を卸すことが、年を逐て増加する事、

「一 鑛山並に農業の二事に於ては、無量の富源を有する事、

「一 水産物は、殆んど未だ着手せざると謂ふも可なる有様なるが、もし熟練の漁民が移住せば、必らず多量の收穫ある可き事、

「一 官民共に我日本人民の來住を渴望し、而して彼國多數の人民は、其容貌性質共に、大に我日本人に類似するを以て、自然相憐むの感情ある可き事、

「一 太平洋沿岸地方は、概ね皆土地膏腴にして、季候は北部と雖も我九州地方よりも暖かにして、僅に南すれば熱帯地方たる事、而して此沿岸地方は、我日本より直航に便利ある事、

「一 今日迄太平洋沿岸の地に、歐米各國の移住民は甚だ少なきは、要するに今日迄、カリフォルニア灣内の北部に位するガイマス港を除く外は、一も首府メキシコに通ずる鐵道の便利なきに坐せり、然るに今より最

近の將來に於て、三個の鐵道が、首府に達す可きは、殆ど儲め得べしと云ふとであります」(七一八頁)

茲でも亦『官民共に我日本人民の來住を渴望し』云々とあることを注意すべきである。

この點は『東京經濟雜誌』の第六百六十五號及び第六百六十六號(明治二十六年三月十一日及び十八日)に連載せられたる社説『墨國移住に關する同國官民の意見』も亦強調してゐる。すなはちそれは先づ同國に於ける刊行物の内容を紹介したる後、『墨國人が我が邦人の移住を希望せること切なりと謂ふべきなり、世の有志者速かに移住の計畫を爲して可なり、』(第六六五號、三三六頁)と書き、次いでメキシコの富源を紹介した後曰く、

「嗚呼墨國か我日本人の來住を希望すること彼か如くにして、而して其價値斯の如し、余輩は我人民の速かに移住の計畫を爲して彼れの希望に副ひ、其利益を分取せんことを希望せざるべからず、是れ特に墨國の爲めにみにあらず、移住者の爲めなり、將た我が國家の爲めなり、勿論政府は本年度の豫算に於て軌近海外出稼又は移住を企つるもの大に増加するの傾向あるを以て、移民地の探検を爲し其得失を考究するの必要ありとて、移民地探検費一萬圓を要求して帝國議會の協賛を経たれば、今後は從來の如く移民を請願するも政府に於て許さるが如きとなきに至るべく、又近日設立せられたる殖民協會に於ては輿論を作興して事業を奨勵し、海外探検の實況を報告して世人の注意を惹起すとを勉むる由なれば、今後人心大に殖民事業に傾注すべく、就中子爵榎本武揚氏の如きは其嘗て派遣せし墨國探検者の報道と、在墨國帝國領事の報告とに信憑を措き、既に本年一月十日を以て墨國政府に向ひ移住民派遣に關する諸事の問合を爲し、其返答次第自から資金を投して五六萬町歩の土地を購求し、以て殖民事業に着手せしむる決心の由(中央電報社の報道)なれば、我が希望の達する決



イト云フコトヲ御話シニナリマシタケレドモ、本員ハ此移民探検費ト云フモノヲ設ケルニ就イテハ將來ノ計畫ヲ定メナケレバナラヌト思ヒマス……本員ノ質問ノ要領ハ墨西哥其若クハにからガハ移住ヲサセルト云フ説明デアリマスカラ、墨西哥其若クハにからガハ此兩國ニ移住ヲサセルニ就イテハ、彼カラ既ニ要求モアリツ、アルト云フ御話デアリマスガ、如何ナル要求デアリマスカ、若シ向フヘ参リマシタラバ彼ノ國民同様ノ權利ヲ得ルコトガ出來マスカ否ヤ若モ夫ノ布哇ニ於ケル移住民ノ如ク、最初ハ同等ノ權利ヲ得ルガ如クニテ移住スルモ仕舞ニハ其權利ヲ奪ハル、如キコトナキヤ否ヤ、且ツ向フニ於ケル手續ハ如何旅費或ハ其他ノ入費移住後ノ事ハ如何取扱ヒマスカ、モウ一遍聽カナケレバ分ラナイ

○政府委員(林董君)ソレ丈デスカ移民地探検費デゴザイマスカ、併シ決シテ幾人ヲ出ストカ墨西哥其ト約東シテドノ位人ヲ出スト云フコトハナイ、唯出テ往ク人間ガアレバ斯ウ云フ土地ハ宜カラウサウ云フ土地ハ宜クアルマイトカ謂フコトヲ言ツテ、便利ヲ圖ルタメニ向フノ地ノ様子ヲ探ツテアスコハ往ケナイカラ御止シナサイ、何處ハ宜イト云フ丈別ニ差當ツテ計畫モ何モノイガ、之ヲ探検シタ上始メテ計畫ヲ起ス(五六七—五六八頁)

メキシコに關しては前述の如く事實の發展はこの時期以後に續くのであるから、この位を以て止めよう。その他のアメリカ諸國に關しても移植民はなほ何れも黎明期を脱しなかつたが、唯高橋是清氏等の關係せる日秘鑛業會社に關するものがある。この會社は全くの失敗に終つたのであるが、そのスタートに於いては國民的喝采を博すことが出來た。そしてその中には人口論的見地から貧民問題の處理策として賛成せるものもあつた。吾々はここではその一つだけを紹介して置かう。

『東京經濟雜誌』の第四百九十五號(明治二十二年十一月九日)の論說欄に現れた關輪正路氏の『日秘鑛業會社に就て』はその一適例である。氏は先づその企畫を紹介し、又在來の日本人商社の海外進出は雜貨販賣店位に止まつてゐるのに、西歐人のそれは大規模なる開發會社の形をとることを指摘したる後曰く、

『然るに我が日本人に至ては、古來此の事無く、泰爾として、一小天地に跼蹐して、痛く外國に於ける事業を危險なりと畏懼し、毫も海外に向て雄心壯士を馳するを爲さざりし、現に今日の如く、人口内國に充實するも、各々薄利の職業に満足せり、現に今日の如く、無職業に苦むの場合に於ても、人々一小屋に轉々して、海外に出づるを爲さず、斯の姑息的の氣風、一般に社會の俗と成すの時に當て、此の會社の如き、勇壯なる會社を、此の有力なる人々の手にて創立せられたるは、我が社會に向て、企業上の燈臺を與へたるものと謂はざるべからず、吾人は實に諸君に向て、深く我が社會人民の情心を醒覺せられたるを謝せずんばあらざるなり、』

『然りと雖此の會社にして、若し不幸にも好成效を奏せざるが如きとあらん歟、然らば其の創設は、惟り我が企起家の壯心を大ならしむる能はざるのみならず、惟り無職無産の輩をして海外に移住するの勇氣を鼓舞する能はざるのみならず、惟り諸氏及び銀行家の金庫を重からしむる能はざるのみならず、併せて我が日本國の銀塊を以て、彼が塊坑を填むるが如きことあらんも知るべからざるなり、……故に諸君が今回の舉動は、決して一會社の興敗を以て視るべからず、一國企業の興敗に關係ありと知らざるべからざるなり、』(六一〇—六一二頁)

ここに或ひは『人口内國に充實するも、各々薄利の職業に満足』と云ひ、或ひは『無職無産の輩をして海外に移住』と書いてゐるのを注意すべきである。

## 第四章 北海道拓殖 (上)

## 拓殖の理論的基礎

## 第一節 人口の増加

既に述べたる如く、吾々が本書に於いて取扱つてゐる時期に於ける我國の人口論議は移植民論を焦點として旋回してゐたとも言つてよい程にこれに集中してゐたのであるが、この移植民論は國內移住に關するものと海外植民に關するものとを分つことが出来るのであつて、その中の前者に關するものとしては、本土内の開墾移住の問題もあり、又小笠原諸島への移住や西南諸島に關する問題もあるにはあつたけれども、就中最も世間の耳目を惹めた論議の中心は北海道移住又は北海道拓殖の問題であつた。或ひは寧ろ北海道移住の問題は、國內移住たると海外植民たるとを問はず廣く移植民に關する當時の最大の問題であつたと云ふことが出来るであらう。従つて當時の移植民に關する論議としてもこれが最も豊富なる斯論の叢淵をなすのである。吾々は本章及び

次章に於いてこの問題に關する當時の論議を辿らうとするのであるが、併しそこに於ける吾々の意圖はこの問題を凡ゆる角度から取扱はうとするにあるのではない。このことをなすのは恐らく北海道拓殖論史の任務であらう。吾々がここに於いて企圖する所は、この問題に關する論議を、一定の角度から、すなはち我國の人口論の歴史的発展を辿るといふだけの觀點から、振返ることである。換言すれば、一定の歴史的基礎より發した北海道開拓といふ明治日本への要請は、その必要の理論づけとして人口論を含んでの一連の理論を採用せしめたのであるが、同時にかくして採用せられた斯論自身は、その基礎たる歴史的地盤と並びにそれ自身の理論的發展とによつて、自ら變容しつつ發展して行つたのであつて、これを辿らうとすることが吾々の意圖する所である。従つて吾々はこのことを辿るにつれて、歴史的に然らずしてただ理念的には人口問題と觀念せられてゐた問題が、事實に於いてその眞貌を露呈して行く姿を見ることが出来るであらう。そこで吾々は北海道拓殖に關する論議の中、本章に於いてはそれに關する基礎理論の發展を辿り、次章に於いてはその根本方針に關する論議の發展を辿ることとする。

北海道拓殖論の理論的基礎は、これを極めて一般的に云ふならば、人口と食物との關係に立脚する一見マルサスの人口理論と、國防的見地に立つ『北門の鎖鑰』論とである。併し乍ら編年史的に云ふならば、兩者は常に同等の意義を以て併立し續けてゐた譯ではない。由來徳川時代以

來、北海道の問題は、常にロシアの南進の問題との關聯に於いて取上げられ論議せられて來たものであつて、この所謂『北門の鎖鑰』論は明治日本に迄連綿と傳承せられて來てゐる。併し明治日本にとつては、北海道に關しては單に問題は外部に對してあつただけではない。それは對内的にも亦存在した。それは時間的には國內の貧民對策又は寧ろ士族授産の問題として起つて來た。併し間もなくこれと交錯しつつ新しい有力な問題が生じて來る。それは、新たに與へられ來つた資本主義的發展の可能性はそれ自身の資本主義的植民地を求めるにも拘らず、日清戰爭以前の日本としては他にこれを求めることを得ず、かくて當然に北海道が近代的意味を有する唯一の植民地として取上げられるに至つたといふ事實である。

然るに前述の如くに、明治日本は、他の經濟理論と共に人口理論をも着々として輸入しつつあり、その主流はマルサス説であつたが、これは多少の批判が行はれたにも拘らず大勢としては沿沿として普及し俗流化し行き、そしてこの普及と移植民の必要との兩者が成熟した時、兩者の握手は完全に成つたのであつて、北海道拓殖論とマルサス説との關係も亦その例外ではなかつたのである。

北海道拓殖論が極めて詳細なる人口論的操作と握手するに至つたのは明治政府の外人顧問パウ・マイエットの手によるものと考へることが出来るであらう(明治十六年以後)。彼は日本農民の窮

乏を見、これが打開策としてその北海道への移住を説いたのであるが、その際に彼は人口統計を種々なる角度から取扱ひ、以て北海道拓殖論に人口論的基礎を與へたのである。

彼によれば北海道への移住が達せんとする目的は二つあるのであり、その一つは『北門の鎖鑰』を護らんとする政治的なるものであるが、もう一つはこれによつて本土の農民の窮乏を打開し、北海道の生産物を豊かならしめ、その地價を昂騰せしめるといふ、經濟的なるものである。然らば次に北海道は果してよく多數の人口を收容し得るかといふ疑問が生ずるかも知れないが、先づ北海道と略々同一の等温線上にある工業國と同じく農業國をとり、更にこれと略々同一の緯度上にある諸國をとつて、その人口密度を見るに、その第一たる工業國の場合には以て北海道の例とすることは出来ないからこれを別とすれば、その他は何れも、彼の提案する一方里當り七五〇人といふ北海道移住の全く可能なことを示してゐる。そして日本本土の現在の人口密度から考へても亦、それは決して過大な數字ではないことがわかる。他方然らば、本土はこれだけの人口の送出に堪へ得るかといふに、彼の案は二十年間に年々二百万里毎に一方里當り男九〇人を移すといふことになるが、大體日本に於ける人口の自然増加率は〇・五%と見るを以て正しとすべきであらうから、十分これに堪へ得るといふことになる。すなはち右の數字は年々一萬人につき五人の男子を送ることを意味するが、これに妻たるべきもの五人を加へるとしても、それは一萬人につき



十人に過ぎず、一萬人につき五十人といふ日本の人口増加の僅か一部分たるに過ぎない、といふのである。

かくの如くに、マイエットに於いて北海道拓殖論は人口論的基礎を有つに至つた。併しこの基礎たるものは未だマルサスの思想の變形たる、前章に於いて述べたる如き過剰人口論ではない。然るに明治も二十年代に至り、マルサス説の普及も本格化すると共に、他方日本自身の資本主義的發展の要求が成熟するにつれて、前章に於いて述べたる如くにマルサスの過剰人口論は移植民論と完全に握手を遂げることとなるのであるが、北海道移住論も亦、この頃より、斯説をその理論的基礎とするに至つたのである。

北海道に關するその最初の明かなる例としては、清水市太郎氏の『日本新富源』（明治二十三年）の『自序』中に引かれたる徳川義禮侯の言や、勝山孝三氏の『北海道殖民策、日本開富』（明治二十四年）の如きを擧げることを得るであらう。又『東京經濟雜誌』の第五百十四號（明治二十三年三月二十九日）に現れた鳥居飽田氏の『移住論』や、同誌第六百五十四號（明治二十五年十二月十七日）以下に連載せられたる台水すなはち瀧興治氏の『海國策』の如きもこの握手を示すものである。

かくて一般の世論がこの方向を採るにつれて、要路者の所説も亦次第にかかるものへと變つて來た。例へば渡邊北海道長官が明治二十四年八月十六日に管下の郡長その他に與へたる訓示も明

かにかかる思想を盛つてゐる。そして又この思想は議會に於ける言論の中にも現れて來た。例へば第五議會に於いては加藤政之助氏が衆議院に於いて、又第六議會に於いては谷干城子が貴族院に於いて、かかる思想を發表せるものがそれである。

然るにこの握手は更にこれを越えて進む。そして過剰人口を論據とする移植民の急務を力説するの餘り、移植民の行はるべき地としては最早北海道の如きを以てしては到底足りないといふ所説が現れるに至つた。吾々がかかるものとして、例へば服部徹氏の『南洋策』（明治二十四年）や、又『殖民協會設立趣意書』（明治二十六年）の如きを指摘することが出来るであらう。

## 二

前述の如くに、北海道拓殖論は先づ國防論又は『北門の鎖鑰』論として主張せられたのであつて、明治の初めから人口理論と握手抱合してゐた譯ではない。北海道に人を移しこれを開發すべしといふ議論は、初めの中は、本土に於ける人口の過剰といふが如きことは、全く無關係に主張せられてゐた。單に兩者は無關係であつた許りではない。寧ろ反對に、北海道に人を移すとしてもこの人を出す爲めには本土に於いて特別の施策を講ずる必要があるといふこと、換言すれば本土には人口を移出すべき能力のないといふことが、主張せられさへしてゐたのである。例へば

慶應四年(明治元年)三月に井上石見の奉れる意見(『太政官日誌』八、慶應四年三月——『明治編年史』第一卷に收録)は、北海道移民を出す爲めには本土に於いて夫役を節し機械を用ひて農民の剰餘を造出する要ありとして曰く、

「萬事本源ニ不着眼バ其末起ルコトカクシ、國家富強ノ本ハ四民各職業ヲ盡スニアリ、就中農ハ國ノ本ナルユエニ、其本業ヲ盡サシムルノ道立ザレバ國土ノ疲弊補ヒガタシ、農ヲ起スノ本ハ地ヲ拓キ人民ヲ増殖スルニアリ、人民ヲ増殖スルノ本ハ事ヲ簡易ニシテ夫役ヲ省略シ、器械ヲ以テ民力ヲ扶クルニアリ、西洋諸國モ蒸氣器械ヲ發明シ、民力國中ニ餘リ有ガ故ニ、自然拓地育民ノ業ヲ起シ、或ハ萬里ノ外ニ數千人ヲ出シ、開港交易ノ大利ヲ計ルニ至ル、我國近年内外多事、晝夜東西ノ夫役幾千萬ト云フコトヲ知ラズ、是等ノ民力ヲ補フノ道立ザルトキハ、田野ノ荒廢ニ及ブハ又自然ノ理也、蝦夷開拓ノコトハ北陸ノ大事、勿論不可忽ノ要務ナレバ、其手下スノ道サマザマ緩急ノ術アルベケレドモ、畢竟又内地ノ民ヲ移サマレバ、成功遂ゲ難キ事ナレバ、第一内國舊地ノ荒廢セザル様夫役ヲ省略シ、器械ヲ製造シテ、人民ヲ生ズルノ策、今日ノ急務ト奉存候事」(『明治編年史』第一卷、二六頁)

更に井上石見は、翌四月にこれが具體策の下問に答へて、このことを再論詳説して曰く(『太政官日誌』一〇)、

「蒸氣器械ハ俄ニ製シ難ケレバ、先ヅ水車ノ一事ヲ以テ考フルニ、中等ノ車ニ一白一人ノ勞ニ代レバ六十人ニ當ルノ理ナリ、我國民ノ大數凡四千萬人トスルトキハ、一日二十万石ヲ食ス(一人白米五合ノ割)一人ニテ五斗ヅ、春クニシテ、一日四十万人ニ及ブ、試ニ右ノ四十万人ニ雇錢ヲ與フルト見ルトキハ、幾多ノ失費ナル

ヤ、其外酒造等ニ用ユル處ノ米穀ヲ加フルトキハ、彌莫大ノ事ナルベシ、國財ノ本ヲ計ルニハ、速ク爰ニ眼ヲ着ザレバ、天下ノ富強ハ爲シ得ザルコトハ必然ナリ、假令バ井中ニ梯子ヲ下シ水ヲ汲シムル家アラン、誰カ是ヲ見テ愚トシ、何故ニ井戸車ヲ用ヒザルヤト怪ミ問ハザルコトヲ得ンヤ、世人カ、ル一家ノ小費ハ悟リ易ク、顯然タル國土ノ洪費ヲ厭ハザルハ歎カハシキコトナレバ、人皆一家ノ雇夫ヲ見ル如ク、一國ノ人民ヲ愛惜シ、追々器械ヲ以テ成シ得ル限リヲ極メ、無益ニ人力ヲ費サマル様、遠大ニ思慮ヲ盡サバ、國家富強ヲナスコト又何ゾ難カラシヤ」(同上、三五—三六頁)

これによれば結局、一方では夫役を省節し他方では農業その他に於いて機械を以て人力に代へることとすれば、これによつて本土内に人手の剰餘分が造出される譯であり、この剰餘分を以て北地移民を實行し得るといふのであつて、これを反面から云へば、これ等の人手節用の策を實施しない限り、本土は移民送出に堪へないといふのであるから、過剰人口論とは凡そ縁遠いものである。

かかる見解はそれから後もなほ暫く續いた。そして開拓使顧問ホレイス・ケイブロンが明治六年末に黒田開拓次官に送附した『報文』(『ホラシ、ケブロン第二期報文抄略』千八百七十三年十一月一日——『開拓使顧問ホラシ、ケブロン報文』明治十二年、に收録——北海道廳編『新撰北海道史』第六卷「史料」二、昭和十一年に再録)の中にすら次の如き章句が見出されるのである。

「予ガ日本ニ來ラザル前、及ビ初テ航着セシ頃ハ、世人内地ノ人口四千萬ナリト稱セシヲ以テ、其體集セル

人民ハ、既ニ國境ニ充填シ、將ニ地ヲ他ニ求メントスルノ勢ナルベシト信ジ、此島ニシテ如此ノ人口アリ、勢必ズ北地ニ移ラザルヲ得ズ。而ルニ其移ラザル者ハ、氣候ノ酷寒ナルヲ恐レ、且土壤磽瘠ナリトノ妄説ヲ信ズルニ因ルナラント思ヘリ。豈計ラン、實地ニ就テ之ヲ視レバ、全國中人民ノ占居スル所ハ未ダ其半ニ過ギズ。而シテ、從前耕耘ノ法ヲ墨守スルモ、人民生活ノ法ヲ單一旦素朴ナルヲ以テ、尙ホ當今人口ノ二倍ヲ支保スルニ堪ユベシ。是予輩ノ曾テ信ズル所ニ反シ、百方勸誘以テ寛大至妙ノ法ヲ施スニ非ザレバ、北地移民ノ舉大成シ難キヲ知レリ。然ルニ方今ノ景況ニ於ル勸奨ノ法ヲ施サズ、徒ラニ、内地暖和ノ地ヨリ北方互寒ノ地ニ人民ノ自移スルヲ期望スルハ怠慢ト謂フベキノミ。是予ガ大ニ勸誘ノ法ヲ施シ、人民ヲ招徠セザルベカラザルヲ反覆切言スル所以ナリ。」(前掲「北海道史」一一〇頁)

勿論この時期に於いて北海道移住の必要がなかつた譯ではない。殊にそれは一般的には國內の貧困問題の解決として特殊的には士族授産として重大な問題であつた。併し當時の思想の一斑を示すものとして、例へば明治二年一月の民部省達が國內に於ける部分的人口過剰と部分的人口過少とを同時に認めてゐたことは、既に前章第二節に於いて示した所である。そして士族授産の施策としては本土内の開墾移住も廣く行はれたのであるが、同時に又北海道移住も可成り行はれたのである。吾々はそこで次に北海道廳編『拓殖民要録』(明治二十五年)に於ける關係箇所をその長きを厭はず引用することとするが、これを通讀するならば、その中に記されたる事實とこれに對する説明とは、士族授産施策としての北海道移住が事實に於いて當時の貧民對策論であつた實

情を雄辯に物語るものなることを、知り得るであらう。

『開拓使設置以來士民ノ團結移住シテ成績ヲ擧ケタルモノ少カラス左ニ其著名ノモノヲ掲ケ

『有珠郡移住顛末 有珠郡ハ膽振國ニ屬シ舊仙臺藩老臣伊達邦成五ノ移住スル所ナリ明治二年邦成其舊臣

一千三百六十二戸人口八千ヲ以テ蝦夷地ニ移住開拓センコトヲ請フ八月聽ルサル四年邦成舊臣某等ト共ニ此地

ニ移リ日夜刈草廬ヲ紋釐ニ結ヒ墾闢ニ服事ス是ヨリ逐年人口移殖シ二十三年有珠一郡ノ人口六千五百八十六

人墾地ハ廿四年四千五百二十一町九段アリテ鬱然村落ヲ成ス紋釐、有珠、長流、稀府黃金藥ノ五村是ナリ初メ

邦成開拓ノ請ヲ許サル、ヤ躬自ラ有珠ニ趣キ露宿風餐備ニ辛酸ヲ嘗メ其臣隸モ亦屢凍餓ニ追ル者アリト雖モ堅

忍不拔其宿志ヲ折セス且ツ官撫恤ノ渥恩ト舊臣田村顯允等ノ翼賛トニ依リ竟ニ此成績ヲ擧ケタルニ至ル……

『當別村移住顛末 當別村ハ石狩國石狩郡ニ屬シ舊仙臺藩老臣伊達邦直五ノ移住スル所ナリ明治二年九月邦

直其舊臣七百三十六戸ヲ以テ移住センコトヲ請フ聽ルサル男女百六十一人厚田郡聚富ニ移リ廬ヲ結ヒ墾闢センモ

地味佳ナラス五年十一月遂ニ之ヲ棄テ當別ニ移住ス前後移ス所三百四十餘人アリ嗣後戸口段別逐年増殖シ蔚然

一大農村ヲ成ス初メ邦直ノ其郷ヲ去テ北海道ニ入ルヤ移住地數バ轉換シ且海上難ニ遭フ等辛苦艱難名狀ス可ラ

ス官撫恤ノ渥恩ト舊臣吾妻謙等ノ翼賛トニ依リ今日一村ノ繁盛ヲ見ルニ至レリ……

『幌別白石移住顛末 幌別村ハ膽振國幌別郡ニ白石村ハ石狩國札幌郡ニ屬シ共ニ舊仙臺藩老臣片倉邦憲小十

ノ移住開墾スル所ナリ明治二年十一月邦憲ノ男景範來リテ幌別ノ地質ヲ檢シ翌年七月舊臣六十七人ヲ此地ニ移

シ四年春ヨリ五年秋ニ至ルマテ九十餘人ヲ移シ幌別、鷺別、富岸、蘭法華ノ地ニ散居ス四年八月邦憲官船ヲ借

リ十一月舊臣男女六百餘人ヲ札幌郡白石及ヒ手稻ノ兩地ニ移シ竟ニ白石手稻二村ヲ成ス

『靜内郡移住顛末 靜内郡ハ日高國ニ屬シ舊德島藩老臣稻田邦植五ノ移住開墾スル所ナリ明治四年邦植百三

十七戸男女五百四十八人ヲ率キテ靜内郡捫別村ニ移住ス適マ假屋火災ニ罹リ財産悉ク灰燼ス八月復タ二百三十四人ヲ移サントス船紀州洋ニ於テ破壊シ溺死八十三人其餘生ヲ獲ル者ハ歸郷ス五年邦植家屋百四十八棟ヲ造リ移民ヲ居住セシメ上下方、中下々方、目名、遠佛、有良、門別ノ七村ヲ成ス二十四年中靜内郡ノ墾地四百八十二町六段餘ニ至ル

『赤心社移民顛末 明治十三年八月兵庫縣士族鈴木清等社ヲ結ビ移住開墾ノ業ヲ興シ赤心社ト名ク移住ノ地ヲ日高國浦河ニ撰定三十四年四月先ツ移民五十餘名ヲ率キテ三月間五萬三千九百七十餘坪ヲ新墾ス是ヨリ逐年人口段別ヲ増加シ获伏、後邊戸、西舍ノ三村ヲ成シ社ヲ获伏村ニ移シ二十年中移民五十八戸段別百七十餘町歩ニ至ル副社長澤茂吉督勵其宜キヲ得社員亦艱難ヲ忍ビ其業ニカメリ

『起業社移民顛末 明治十六年舊金澤藩士堀嘉久馬等全藩有志者ト相謀リ社ヲ結ビ移住開墾ノ業ヲ起シ起業社ト名ク舊藩主前川利嗣私貲十萬圓ヲ損テ其費ヲ助ク十七年六月後志國岩内郡ノ荒蕪地七百六十餘萬坪ヲ請下シ士族二十八戸男女百三十人ヲ移シテ開墾ニ服事シ前田村ヲ成ス是ヨリ連年士族ヲ移住セシメ廿一年ニ至リ墾成地二十四町二反餘ニ至ル

『八雲村移住顛末 八雲村ハ膽振國山越郡ニ屬シ明治十年華族徳川慶勝私貲ヲ以テ舊藩士ノ貧困者ヲ移住セシメントシ先ツ山越郡宇遊藥部ノ地積百五十萬坪ヲ請下シ此地ニ家屋厩倉等ヲ建テ明治十五年士族八十二人ヲ移シテ開墾ニ從事シ八雲村ヲ成ス慶勝ノ撫恤甚厚ク其管理宜キヲ得鷺ノ巢ニ共全農場野田追ニ牛馬牧場アリテ漸次農業ノ進歩ヲ見ル

『大江村移住顛末 大江村ハ後志國余市郡ニ屬シ明治十三年華族毛利元徳舊藩士ノ無産者ヲ移住セシメントシ翌年九月舊藩士粟屋貞一ヲ遣リ先ツ道路定地ヲ開通シ家屋數十戸ヲ設ケ十五年七月二十一戸八十六人ヲ移住セシメ開墾ニ從事シ是ヨリ人口段別増殖シ二十一年ニ至リ戸數六十五戸開墾段別百四十九町餘ニ上ル

『岩見澤村移住顛末 岩見澤村ハ石狩國空知郡ニ屬シ移住者ハ鳥取、山口以下七縣士族ナリ明治十六年六月札幌縣移住士族取扱規則ニ據リ十七十八十九三年ヲ以テ此地ニ移住シ開墾ニ服シ一農村ヲ成ス札幌縣ノ時ヨリ本廳ニ至ルマテ吏員派出所ヲ此ニ設ケ以テ農業ヲ監督獎勵セリ二十一年六月ニ至リ貸給ノ期限皆滿ツ其四月派出所ヲ廢シ其事務ヲ戸長役場ニ委ス全村戸數ハ二百七十七戸人口ハ一千四百餘人二十一年作付段別ハ五百八十五町六段ニ至レリ

『木戸内村移住顛末 木戸内村ハ渡島國上磯郡ニ屬シ移住者ハ山形縣士族ナリ明治十六年六月函館縣移住士族取扱規則ニ據リ十八十九兩年ヲ以テ此地ニ移住シ開墾ニ服シ一村ヲ成ス吏員派出所督勵スル等總テ岩見澤ニ全シ二十一年八月ニ至リ貸給ノ期限皆滿ツ其七月派出所ヲ廢シ其事務ヲ戸長役場ニ委ス全村戸數百五戸人口五百七十餘人二十一年作付段別ハ百九十五町九段ナリ

『鳥取村移住士族顛末 鳥取村ハ釧路國釧路郡ニ屬シ移住者ハ鳥取士族ナリ明治十六年六月根室縣移住士族取扱規則ニ據リ十七十八十九三年ヲ以テ此地ニ移住シ開墾ニ服シ一村ヲ成ス吏員派出所督勵スル等總テ岩見澤ニ全シ二十年五月ニ至リ貸給ノ期限滿ツルヲ以テ八月派出所ヲ廢シ其期限未滿者ノ監督ヲ郡衛ニ委ス全村戸數百五戸人口五百二十餘人開墾段別ハ百三十町七段ナリ

『北越殖民社移民顛末 明治十九年新潟縣民大橋一藏等北越殖民社ヲ創立シ初メ地ヲ石狩國樺戸郡知來乙ニトシ後又札幌郡野津幌ニ撰ヒ共ニ墾闢ニ從事ス二十一年ニ至リ一藏等業務ノ擴張進歩ヲ圖ラント欲シ起業資本五千圓ノ貸與ヲ請願ス當廳之ヲ許シ二箇年ヲ期シ返納セシム二十三年移住シタル農民百十戸起業以來ノ戸數ヲ合セ二百八戸ニ達セリ乃チ當廳囊キニ指令セシ主旨ニ基キ一戸金五十圓即チ金一万四百圓ヲ給ス此歲開墾段別三百二十九町餘ニ達セリ

『新十津川村移民顛末 新十津川村ハ石狩國樺戸郡ニ在リ大和國吉野郡十津川郷民ノ移住開墾スル所ナリ明

治二十二年八月郷民洪水ノ災ニ罹リ田宅財産ヲ失ヒ其慘狀言フヘカラス九月郷中ノ有志者結合シ本道移住ノ志ヲ決シ奈良縣廳ニ請願シ縣廳更ニ當廳ニ移牒商議スル所アリ因リテ共ニ内閣ニ上請シテ移民費金十七万五千七百四十一圓四十錢ノ別途交付ヲ得タリ乃チ石狩國樺戸郡宇「トツク」ヲ移住地ニ撰定シ屯田兵司令部ト協議シテ空知太新設ノ屯田兵屋及什器等ヲ借り共十月十一月ヲ以テ六百戸二千四百八十九人ヲ移シ内九十二戸三百二十一入明年「トツク」ニ移住セシメ新十津川村ト稱シ官吏派出所ヲ設ク二十三年八月復タ三十戸百八十八人ヲ新十津川郷ヨリ移シ前年ノ缺ヲ補フ二十三年末人員ハ二千百十三人ニシテ開墾段別ハ二百十五町歩ナリ（二三―三一頁）

右に於いて注目すべきは、これ等移住が殆んど士族の移住であり而も初期に於いては全く士族の移住のみであること、初期に移住せる士族は専ら幕府方のものに限ること、士族の移住に就き時に特に『舊藩士ノ貧困者』とか『藩士ノ無産者』とかいふ語が用ひられてゐること、時が進むにつれて出て來た士族以外のものの移住に就いても『洪水ノ災ニ罹リ田宅財産ヲ失ヒ其慘狀言フヘカラス』といふが如き語が用ひられてゐること、等である。結局對外問題としては『北門の鎖鑰』論があつたことは別として、對内問題としては救貧の問題であつたといふことが知り得られる。唯かかる貧困對策論は最初の中はなほ人口過剩論とは握手してゐなかつただけである。

三

本土に於ける貧困の打開策として北海道移住を行ふべしとの所論が人口理論と最も密接に提携

するに至つたのは明治政府の外人顧問マイエットによつてである。併しそれは北海道拓殖論が人口理論と握手したといふだけのことであつて、未だマルサス説との握手を成就したとは云ふことが出来なう。

マイエットの北海道移住論は、彼の日本農業政策論中の一環をなすものである。例へば、彼は

『内務大臣伯爵山縣閣下ニ奉ル書』（農業保險論、一名日本農民地位改良策）明治二十三年、（以下「農業保險論合本」と略稱）の第十二條に於いて曰く、

『余又別ニ左ノ四篇ヲ起草シタリト雖モ今姑ク之ヲ省ケリ閣下若シ命アラハ則チ瀏覽ニ供スヘシ』

『第一 地方借地人ノ地位改良ニ關スル建議』

『第二 農業進興ニ關スル建議』

『第三 北海道殖民獎勵ニ關スル建議』

『第四 地方財政組織ニ關スル建議』

『右……第三篇及第四篇ハ余曾テ土地抵當貸付會社ノ事ニ關シ管見ヲ書シテ閣下ニ奉呈シタリシカ其本論ト關係スル所アルヲ以テ今回更ニ之ヲ記述シタルモノナリ』

『右四篇ノ建議案ハ本論ニ述フル所ノ事業ヲ起シタル後施行ス可キノ方法ニ係レリ即チ……農業進興及北海道殖民獎勵ノ事業ニ對シテハ豫メ府縣貯金兼土地抵當貸付會社及農業保險法ヲ……設クル是レナリ』（農業保險論合本）十三―十四丁

彼の北海道移住論はかくの如き地位の有するものであるから、従つてそれは、本土に於ける農

業問題又は農民の貧困の問題と不可離に結び付くものである。彼の北海道移住論が最初に現れたのは『土地抵當銀行説、附北海道殖民策』（明治十六年山縣内相に演説したるもの筆記——以下「第一殖民策」と略稱）であるが、次いで彼は『内務大臣伯爵山縣有朋閣下ニ呈スル日本農民位地改良策、農業保險論、併貯金法、土地抵當貸付法及負債義務解放策』（明治二十一年——以下「農業保險本論」と略稱）をものして再びこの問題を論じた。然るに彼はこの後者が後に印刷發行せられるに際してこれに各種の附録を附したが、その中には『過當ノ抵當トナリタル土地ヲ公賣處分ニ付スル事并ニ北海道殖民策』（以下「第二殖民策」と略稱）が含まれてゐた。これ等總ては明治二十三年に纏められ、『農業保險論、一名日本農民位地改良策』となつて公刊せられたが、その外になほ *Japanische Bevölkerungsstatistik, historisch, mit Hinblick auf China, und kritisch betrachtet von P. Mayet. Yokohama u. Berlin, 1888.* がある。それ等に現れた彼の北海道拓殖論は凡そ次の如きものである。

彼によれば、北海道移民の助成が達せんとする目的は二つであり、その一は經濟的、その二は政治的である。後者はすなはち『北門の鎖鑰』を完全ならしめることであるが、前者は先づ本土に於ける農民の窮乏を打開せんが爲めのものである。

彼によれば『惟フニ日本各地農民ノ状態ハ近年頗ル衰頽ニ趨ケリ』（『農業保險本論』第一條、合本一丁）これは地租金納の制度が始つて以來甚だしくなつたことであり、すなはち農民はその收穫物の賣

價が納税額に達しない時は直ちに負債を爲さざるを得ないのであるが、この負債は極めて高利であり、利息制限法も事實上行はれず、無きに等しい状態にある。かくて、

『要スルニ日本農民ノ年々同額ノ地租ヲ納ムル能ハサル所以ハ農業上ニ於テ第一適當ノ土地抵當貸付法ナク第二適當ノ保險法ナク第三適當ノ貯金法ナキニ由ル是レ此十年以來資産ヲ失ヒ依托スル所ナキヨリ貪淋ナル高利債主ノ術中ニ陥リタル者數萬人ノ多キニ及フ所以ニシテ今後復タ此慘憺ナル苦界ニ沈淪スル者ノ將ニ之ニ倍從セントスルハ得テ而シテ推知スヘキ所ナリ故ニ今此困難ヲ救済センニハ必ス二様ノ方法ヲ要ス

（第一）現今將ニ破産流離セントスル農民ヲ救済シテ高利債主ノ酷遇ヲ免レシムルノ方法

（第二）今後無辜ノ農民ヲシテ再ヒ災害ニ由リ困弊ニ陥ラシメサルノ方法』（同上第四條、「合本」四—五丁）

然るにこの第一の方法を考案し、負債を整理せんとするに、その結果として農民は生計の途を失ふの危険に遭遇する惧れがある。従つて農民としてはかかる危険を冒すよりは寧ろ現状に甘んじようとする傾向が生ずるであらう。従つてこの方法を行ふ爲めには、先づ農民が生計の途を失つてもこれを救済するの施設が整つてゐなければならぬ。そしてかかる施設の一つが土地抵當銀行又は殖民銀行の設立によつて行はうといふ一方里當り七五〇人の北海道移住なのである。然るに農民が生計の途を失ふといふのは何も負債整理の實行を俟つて始めて生ずることではなく、彼等は既に現在でもこれを失ひつつある。従つてこの移住計畫はこれに對しても亦有力な救済を與へる筈である。マイエットはこれを説明して曰く、

「曩ニ余ガ建言シタル農業保險論中土地抵當負債ノ償還法ハ農民カ高利ノ爲メ増加シタル多額ノ負債ヲ（地價半額以内ノ抵當負債額ハ第一抵當證券ヲ以テ、半額以上三分ノ二以下ノ負債額ハ第二抵當證券ヲ以テ、又三分ノ二以上五分ノ四以下ノ負債額ハ第三抵當證券ヲ以テ）償却シ負債者ノ大半ヲシテ其苦境ヨリ脱離セシムルヲ得ヘキナリ而シテ高利ノ爲メニ増加シタル負債ハ勸解廳ニ於テ之ヲ低減セシムヘシト雖トモ尙ホ其負債タル第三抵當證券ノ貸付制限額ハ割ヲ超過地主ヲシテ自營ノ道ヲ立ツル能ハサルニ至ラシムルモノアルヘシ是ノ如キ負債ハ農民ヲシテ長ク高利債主ノ境遇ニ窘マシメンヨリハ寧ロ公賣處分ニ付スルノ勝レルニ若カサルモノ、如シ然リト雖トモ其農民ニ在テ公賣處分ヲ受クルトキハ一朝ニシテ所有ノ土地ヲ失ヒ自ラ之ヲ耕スコト能ハスシテ忽チ目下ノ活路ニ窮スヘキヲ以テ寧ロ甘シテ從來ノ地位ニ居ランコトヲ欲スルナラン是故ニ土地ヲ公賣處分ニ付スルニハ農民ヲシテ將來自營ノ道ヲ得セシムルヲ以テ最モ必要ノ事トナスナリ」（『第二殖民策』第一條、同書一七五—一七六丁）

又曰く、

「余カ今茲ニ殖民銀行ニ係ル先年ノ建議ヲ再述スル所以ノモノハ他ナシ農民ノ現今已ニ破産ヲナセシモノ其數甚タ多ク且ツ將來ニ於テモ亦適當ノ抵當トナリタル土地ヲ公賣處分ニ付スルコト亦極メテ多カルヘキヲ以テ其農民ヲシテ自營ノ道ヲ得セシメンコトヲ欲スルカ爲メナリ」（同上第二條、同書一七八丁）

彼によれば破産せる農民を救済すべき方策は必ずしも一に止まるべきものではないが、併しこれは確かに極めて有効な救済策である。而もこれは單に破産せる農民を救済するのみならず、更に今では眠つてゐる北海道の自然的資源を活用して農業を大いに發展せしめるに至るべきもので

ある。而もこれは單に農業のみに限られるものではない。すなはち

『移民ノ數此クノ如ク大ニシテ北海道ノ人口ノ増殖スル此ノ如ク盛ナルニ於テハ其海産モ亦大ニ價ヲ増サ、ルヘカラス』（『第一殖民策』第二十二條、同書二六四丁）

言にこれに止まらない。北海道の地價も亦これによつて騰貴するであらう。曰く、

『今日該道ノ土地ハ概ネ皆價値ヲ有セサル者ナリ今地主ハ其土地ノ十分ノ一ヲ殖民銀行ニ寄附シテ小作人ニ貸與セシメ而シテ小作人ヲシテ元利成崩ノ法ヲ以テ銀行貸付金ヲ償還セシムルノ外別ニ小作料ヲ徴收スルコトナク加之其土地ハ漸次小作人ノ所有ニ歸セシムルモ地主ハ猶應ニ非常ノ利益ヲ得ヘキナリ何トナレハ餘ノ十分九ノ土地ハ從來曠漠タル荒野ニシテ殆ト價値ヲ有セサリシモ今ヤ近傍ニ村落ヲ成スニ至リ其價値爲メニ一時ニ騰貴スヘシ是豈ニ非常ノ利益ニ非サルヲ得ンヤ』（『第二殖民策』第四條、同書一八〇丁）

以上は彼の農民貧困論とこれを北海道に移すの策とであるが、彼は更に進んで、人口の方面よりこれを立證せんとする。すなはち、然らば北海道は果して多くの人口を容れることが出来るかといふ問題が起るであらうが、マイエットによればこれは可能である。彼によれば『予曾テ千八百八十一年北海道ニ遊ヘル時其昔時衆多ノ人口アリテ今亡ヒタル證跡ヲ諸所ニ目撃セリ「アイノ」人モ亦曰「アイノ」ノ前北海道ニ住シタル人民アリ「アイノ」等之ヲ勸シタリシト』往時に多數の人口を擁してゐたとすれば現在も亦人口多かり得べき筈である。すなはち『北海道ノ能ク多數ノ人口ヲ養フニ足ルハ疑ヲ容レス』（『第一殖民策』第四條、同書二四〇丁）そこで先づ北海道と同緯度

又は等温線上にある世界の諸地方、次に日本内地の人口密度を擧げて見るに、それは次の如くである。

先づ諸外國の例から見るに、それに就いては次の諸表が得られる(同上、同書二四一―二四二丁)

第一表

國名	一方里人口
一八八〇年 索 遜	三、〇五四
一八七九年 白 耳 義	二、七六七
一八八一年 英 蘭 及 ウ エ ー ル ス	二、六四七
一八七九年 荷 蘭	一、八七九
一八八〇年 巴 丁	一、六〇二
一八八〇年 瓦 教 堡	一、五五七

第二表

一八八〇年 李 滿 生	一、〇二七
一八八〇年 澳 地 利	一、一三五
一八八〇年 愛 蘭	九四三
一八八一年 匈 牙 利	七五〇
一八八一年 蘇 格 蘭	七二八

第三表

一八七九年 伊 太 利	一、五一八
一八七六年 佛 蘭 西	一、〇七八
一八八〇年 瑞 西	一、〇六三
一八七七年 西 班 牙	五〇四

右の中第一表は北海道と略々同一の等温線上にあり、而も工業の極めて盛んな諸國を含むものである。然るに『北海道ノ爲メニハ今日尙ホ未タ工業ノ此ノ如ク盛大ナラン事ヲ望ムヘカラス』(同上、同書二四三丁)従つてこれは、北海道植民の收容度の標準とすることは出来ない。然るに第二表にある諸國は北海道と略々同一の等温線上にある農業國であり、又第三表は北海道と略々同一緯度にある國であるから、これ等からはその標準を求めることが出来るであらう。そこで先づ第三表から見るに、この中西班牙の人口が特に稀少なのは他の原因に由來するのであるから、これを以て北海道の標準とすることは出来ない。『依テ此ノ第三表ヨリ標準ヲ取レハ西班牙ヨリ多ク瑞西ヨリ少ナキ人口即チ大略方一里ニ七百五十人ヲ以テ北海道ニ相當ノ人口トスヘシ』(同上、同書二四二丁)又第二表に就いて見るも『此諸國ノ人口ハ方一里ニ付七百二十八乃至千二百〇七ナリ乃チ此ノ例ニ準スルモ前記ノ一方里ニ付七百五十人ノ數ハ北海道ニ對シテ人口過多ノ憂ナカルヘ



シ』(同上、同書二四三丁)

この數は又日本本土の人口に比較しても決して過大な數ではな。今地理局の報告に就いて見れば、日本の面積は北海道及び千島を除けば次の如くである(同上、同書二四三―二四四丁)。

地名	面積(方里ヲ以テ算ス)	島面積	總面積
本島	一四、四九四・四九	七六・二〇	一四、五七〇・六九
四國	一、一五一・二四	三〇・一八	一、一八一・四二
九州	二、三一・八六	一九九・六一	二、五一・四七
淡路	三六・五五	〇・一八	三六・七三
壹岐	八・五五	〇・二六	八・八一
對馬	四三・九五	〇・三八	四四・三三
隱岐	二一・八八	〇・一七	二二・〇五
佐渡	五六・三三	〇・〇一	五六・三四
小笠原	四・六五		四・六五
琉球	二五八・二六		二五八・六二
日本全國但北海道千島ヲ除ク	一八、三八七・七六	三〇六・九九	一八、六九四・七五

然らば日本人口は幾何であるかと云ふに、明治十五年一月一日戸籍局調査によれば、それは三六、七〇六、四一八人といふことになつてゐる。従つて北海道及び千島を除いて約一萬八千方里

に約三千六百萬の人口がある譯であり、すなはち一方里當り人口密度は約二千人である。然らば一方里に就き七百五十人といふ前記の標準は内地の状態から考へて決して過大であるとは云ひ得ないであらう。

翻つて北海道の現状を見るに、地理局の報告によれば總計六、〇九三・九三方里であるが、この中間墾面積は明治九年の開拓使報告によれば僅かに八、〇〇五町三段に過ぎない。尤もこの後者の數字には若干の脱漏があることと思はれるが、併し何れにしても開墾の遅々として進まないことは明かである。従つて移住者數も少く、明治初年よりこの時までに移住せるものは、四、七〇二戸に過ぎず、その人口は男二四、九五五、女一〇、三一〇、合計三五、二六五に過ぎない。然るに他方男一、〇八一、女七〇五、合計一、七八六の數が北海道を去つてゐるから、實際の移住者の増加は九年間に於いて僅かに三三、四七九人に過ぎないこととなる。

内務省戸籍寮及び戸籍局の報告によれば、明治四年一月の北海道人口は一二三、六六八、明治十三年一月のそれは一六三、三五五である。この増加は第一には戸籍の整理により、第二には移住により、第三には出産の死亡を超過したるによる。この最後の數字を詳記すれば次の如くである(同上、同書二三五丁、なほ一八七六年は明治九年)。

	出	産	死	亡	差引出産超過
一八七六年	四、〇二七		二、九一四	一、一一三	
一八七七年	三、九一〇		二、八二四	一、〇六八	
一八七八年	四、二七七		二、七八五	一、四九二	
一八七九年	三、九六一		三、二一一	七五〇	
總計					四、四二三

かくてここに二つの數字が得られた。すなはち明治九年に至る九年間の移住者數三三、四七九と、明治九年より四年間の出産超過數四、四二三がそれである。これを年平均とすれば前者は約三、七二〇、後者は約一、一〇〇となる。これはもとより缺陷を含む數字ではあるが、これによつて北海道の人口増加の大數を推測して見るに、それは一年に就き未だ五千人に達しないことがわかるであらう。

既に述べたる如くに北海道の面積は約六千平方里に上り、そして他との比較によつて標準を樹てれば一方里に就き約七百五十人を居住せしめ得るものと考へられるのであつた。併しマイエツトは當面の植民目標としてはこれより遙かに内輸の數字を選び、すなはち準備期間五箇年を含んでの二十五年間を要して全道面積の約三分の二に當る四千方里に、一方里につき七百五十人よりも遙かに少き四百五十人を、合計して百八十萬人を、定住せしめようといふのである。彼は曰く、

『此六千方里即概略九萬二千五百方「キロメートル」ノ中其一小部分ハ既ニ殖民アリ又一部分ハ或ハ殖民ニ便ナラサルモノナリ依テ今假リニ見積ヲ立テ以後尙四千方里ヲ殖民セサルヘカラサルモノトスヘシ此面積ニ殖民ヲナスニハ政治上ノ關係アルヲ以テ二十五年間ニ全ク其業ヲ終ヘサルヘカ「ラ」サルモノトスヘシ然ル時ハ余輩今日ノ問題ハ二十年間ニ四千方里即毎年ニ平均二百方里ヲ殖民スルノ方案ヲ講スルニアリ』(同上、四條、同書二四〇丁、角括弧内吉田補入)

『抑モ北海道ノ殖民ニ關スル余輩今日ノ問題ハ目下直ニ北海道ヲ充スニ此ノ大數ノ人口(一方里二千人といふ内地竝の人口——吉田)ヲ以テセント云フニアラス人世一代ノ後マテニ北海道四千方里ノ地ニ於テ百八十萬人(現在ノ人口二十萬ヲ併セテ二百萬トス)即チ一方里ニ付四百五十人ノ人口ノ住居スルニ至ルヘキ便ヲ開クニアリ男一人ニシテ移住スレハ其妻モ亦必ス移住スヘシ而シテ一家内ノ口數ハ一代ノ後チ五人ヲ算スルニ至ルヘシ然レハ則チ今日移住セシムヘキモノハ百八十萬ノ五分ノ一即チ三十六萬ノ男子ニシテ其地ハ則チ四千方里トス即チ一方里ニ付男九十人ナリ北海道ノ一方里ニ付七百五十人ノ人口ハ敢テ過多ナラサルハ前ニ既ニ陳述シタル所ナリ即チ一方里ニ付男九十人其家族ヲ合算シテ四百五十人ノ人口ハ固ヨリ過多ナリト稱スヘカラス』(同上、同書二四四—二四五丁)

然らば次に日本本土はこれだけの人口の送出に堪へるであらうか。又はそれは本土の人口給源を涸らす虞はないであらうか。マイエツトはその虞の全然ないことを主張して曰く、

『右ノ如クナルニ依テ殖民ノ目的ハ二十年間ニ年々二百方里ニ每一方里ニ付男子九十人ヲ移スニアリ即チ總計年々一萬八千ノ男子ヲ移サントスルモノナリ一萬八千ノ人ハ本地ノ人口三千六百萬ニ比スレハ一萬人ニ付五人ナリ』(同上、同書二四五丁)

これが内地にとつてはとるに足らぬ位の少数なることはドイツの例から十分に察知することが出来る。

『獨逸常備軍ノ數ハ獨逸人一萬ニ付百人ナリ然レハ則チ日本全國ノ人口ヨリ年々一萬八千ノ男子ヲ徵スルモ二十年ノ後ニシテ始メテ獨逸人民ノ年々其常備兵ニ徵セラル、ノ數ト相同シキニ至ルナリ然レトモ北海道ニ移住セル男子ハ常備兵ノ如ク他ノ人民ニ依テ養ハル、モノニアラス自ラ衣食セサルヘカラサルモノナリ其年月ヲ國家ノ贖ニ供スルモノニアラス此間自己ノ利益ノ爲ニ自ラ家ヲ起シ妻ヲ迎ヘ子ヲ養ハサルヘカラサルモノナリ獨逸ニシテ佛國及露國ノ侵侮ヲ禦カンカ爲メニ年々能ク一萬人ニ付百人ノ兵ヲ養フニ堪フレハ日本ニ於テモ亦其國ヲ守ランカ爲僅ニ獨逸常備兵二十分一ノ數即一萬人ニ付五人ヲ年々北海道ニ移スヲ能クスヘキナリ』(同上第五條、同書二四五—二四六丁)

管にそれだけではない。日本の人口は年々増加してゐる。従つて二十年間の植民期間に北海道に移す數はそれだけ日本の人口を積極的に減少せしめるものではなく、單にその年々の増加の一部分を割くに過ぎないものである。

既に第二章に於いて述べたる如くに、マイエットは日本の人口統計を詳細に論じたのであつた。すなはち彼によれば、政府の報告による數字から計算して一八七一年乃至一八八一年の人口増加複率は一・〇一二%と云ふことになるが(Jap. Revue, S. 253 h.)、これは各種の粗漏から出て來る數字であつて、『云ふまでもなく吾々が明治時代に對する數字を批判の刀を以て解剖するなら

ば、この時代に於ける年増加は、一見した所感ぜられる如き一%ではなく、約二分の一%に當るに過ぎないことを見るであらう。』(Ibid., S. 253 a.) かくの如く當時の人口増加率は政府の云ふが如く一%ではなく概數として〇・五%であるとしても、而もなほ一萬人につき五十人の増加を意味するものである。然らば、

『年々一萬人ニ付男五人、女五人合セテ十人ヲ北海道ニ移スモ決シテ多キニ過キタルモノト云フヘカラス』  
〔第一殖民策〕第六條、同書二四六丁〕

マイエットはかくの如くにその貧困打開論としての北海道移住論を人口統計に關する検討を以て裏付けんとした。而も彼はこのことを極めて詳細に行つたのである。併し乍ら彼にあつてはなほ、本土に於ける貧困の存在をマルサスの所説を以て理論付けようといふ試みは行はれてゐないのである。

なほここに附記すべきは、明治二十一年の閣議に上提せられた屯田兵制度擴張案の原議『屯田兵増殖ノ議』(大藏省所藏「松方家文書」第五一冊の一)である。蓋しそれに盛られたる思想を見るに、それは先づ北海道の收容可能人口を推算し、次いでこれをその現實の人口と比較し、これによつてなほどれだけの人口を收容し得るかを推定せんとするものであつて、この點いささかマイエットの所説の一部に類するものと考へられるからである。すなはちそれは先づ北海道の開墾可能面

積を推算し、これを農家一戸當り平均耕作反別見込と一家平均推定家族數とから計算して、收容可能なる農業従業者を約二九〇萬と見積り、これにその他の工礦漁牧従業者推定數約一〇〇萬を加へて、合計約四〇〇萬を以て推定收容可能人口とし、これに現在人口約三〇萬を對比して、以て拓殖の可能性と急務を論じ、そして移住の誘因となるべき屯田兵の制度の擴張を主張してゐる。その原文は次の如くである。

『……今試ニ全道ノ形勢ヲ概論スルニ面積五千八百六十方里沿海凡六百五十四里千餘里土壤肥沃豐饒若シ全積十分ノ六ヲ山岳江河トシ其四ヲ墾開シ得ヘキ原野ト假定スルトキハ無慮二千三百四十四方里即チ三百六十四萬五千三百八十八町八段歩ノ耕地ヲ得ヘク農民一家四口平均五町歩ヲ有スルモノトスレハ七十二萬九千餘戸二百九十一萬六千餘人ヲ容ルヘク耕地一段歩ノ收穫平均金三圓トシ以テ之ヲ積算スレハ一億九百三十六萬千六百十四圓ノ巨額ニ上ルヘシ又之ニ工業牧畜鑛山等ニ適スル土壤ニ係ル者及ヒ捕漁採藻ニ賴テ栖息スヘキ者ヲ合算スルトキハ尙ホ百萬内外ノ人口ヲ容ル、ヲ得ヘシ要スルニ四百萬餘ノ民口ヲ容ルヘキ疆域ニシテ目下僅ニ六萬二千七百四十五戸三十萬九千二百一十一人ニ過キササルヲ以テ原野漠人煙稀疎未タ國郡ノ體面ヲ具セス人口ヲ繁殖シ物産ヲ興隆スルハ實ニ一日モ忽諸スヘカラサルノ急務ナリ故ニ先ツ宜ク屯田兵ヲ増殖シ地勢ヲ按シ土宜ヲ察シ適宜ニ之ヲ配置シ以テ移民招來ノ基本トナスヘシ』(一―二頁)

すなはち、明治二十二年から同四十二年に至る二十箇年に、屯田兵十大隊すなはち八千八百戸を移して、これを合計一萬戸たらしめようといふのである。

## 四

前項に於いて吾々はマイエットの所説を紹介したのであるが、これとマルサスの見解による移殖民論との距離は僅かに一步である。蓋しマイエットによれば、既に現に本土の農民の間に貧困が嚴存してゐるのに、而も人口は〇・五%の率を以て増加する故、その一部を北海道に移さうといふのであつて、マルサスの過剰人口論に立つ移殖民論と異なる所は單に、彼が、人口の自然増加の一部を送出するに過ぎないものであるから、本土に人口減少による困惑を生ずることなし、と主張してゐる點に過ぎない。然るに當時既にマルサスの過剰人口論は著しく俗流化せられつつ普及せられ、而も既に前節に於いて述べたる如くに明治二十年代に於いて廣く移殖民論の理論的根據とせられるに至つたのである。然らば北海道拓殖論が同じく二十年代に至つてこの見解と完全に握手するに至つたのは、少しの不思議もないことである。吾々はその極めて明かなる一例として、清水市太郎氏の著『日本新富源』(明治二十三年)を擧げることを得るであらう。氏は先づその『自序』の中に於いて徳川義禮侯の意見を引いてゐるが、その中には既に明かにこの握手が行はれてゐる。すなはち曰く、

『明治廿二年七月、我舊知事、侯爵徳川義禮公余ニ命スルニ北海道狀況視察ノ事ヲ以テシ、且ツ告ケテ曰ク、

夫レ限リアルノ土地ヲ以テ、限リナキノ人口ヲ住居セシメ、且ツ之レニ衣食セシメントス、故ニ物價愈貴ク、蒸民益窮ス、宇内各國皆然リ、マルサスノ憂ヒ豈偶然ナランヤ、是ヲ以テ、經世ノ士、或ハ新移住地ヲ發見スルヲ勉メ、或ハ地方ヲ利用スル新發明ヲ爲サンコトヲ試ミスンハアラス、我國地域面積、二萬四千七百九十四方里、人口三千九百六十一萬アリ、即チ一方里平均、大凡千五百人強ナリトス、而シテ尙其増殖ハ實ニ驚クヘク、年毎ニ卅餘萬ヲ加フ、今ヤ我國内地人民移住ノ必要ハ萬止ムヲ得サルモノアリ、而シテ眼ヲ帝國ノ四方ニ注ケハ、北海道ノ地タル、土肥ヘ水甘ク、地廣ク人少ナク、天造以來、始メテ人工ヲ加ルモノ極メテ多シ、其新タニ興スヘキ業、大ニ企ツヘキ事、歴々數ヘキナリ、若シ夫レ内地ノ窮民、茲ニ移住センカ、以テ窮厄ヲ脱スヘク、事業家茲ニ雄飛センカ、富榮立テ俟ツヘキナリ、嗚呼往時以來、土着ノ慣習、今尙深ク内地人ノ腦裡ニ浸潤シ、大ニ成スアルノ志ヲ抱クモノ、尙且ツ彼ノ屬望ノ地ニ移住スルコトヲ思ハス、千里肥沃ノ地、萬頃豐漁ノ水、只人口少ナキカ爲メニ、空シク一小收穫ニ止ラシムルモノ、豈鴻嘆ニ堪ユヘケンヤ、夫北海道ノ面積、實ニ六千九百六十六方里ニシテ、其人口ハ僅カニ卅五萬ニ上ラス、即チ一方里平均五十一人弱ナリトス、之レヲ彼内地一方里平均一千五百人強ニ比シテ、人口ノ過不足亦甚シカラスヤ、内地住民窮シテ苦ミ、而シテ自ラ其何ノ故タルヲ解セサルモノ洵トニ哀矣、是一ハ久シク成セル土着ノ習慣ニヨリ、一ハ彼地各種事業現時ノ狀況、將來ノ希望、及政府保護ノ範圍ヲ普ク世人ノ知ラサルニ由ル、若シ夫レ一タヒ彼舊慣ヲ破リ、彼地各種事業ノ狀況ヲ世ニ知ラシムルヲ得ハ、北海道新開ノ業舉リ、國家經濟ノ不平均ヲ癒シ、新タニ得タル富ハ以テ窮厄ノ民ヲ起シテ之レヲ優樂ノ境ニ措クヲ得ンカ、嗚呼、今汝此目的ヲ目テ彼ノ地ニ行キ、當サニ報スル所アルヘシト、『自序』一―二頁)

すなはちここでは『限リアルノ土地ヲ以テ限リナキノ人口ヲ住居セシメ、且ツ之レニ衣食セシメントス、故ニ物價愈貴ク、蒸民益窮ス』とせられ、又『今ヤ我國内地人民移住ノ必要ハ萬止ム

ヲ得サルモノアリ』とせられて、この握手が行はれてゐるのであるが、その上マルサスその人の名すら明かに關說せられてゐるのである。著者清水氏はこれを引きこれを認めたる上、更に『北門の鎖鑰』論を試み(一六四―一六六頁)、然る後我國に不平者の多きことを挙げ、その原因は多々あるけれども生活難によるものが最多數であるとして、これを北海道に移し、以て一方ではその不平の根源を剪除すると共に他方北門警備の任に當らしめんと主張したのである。すなはちここでも貧困と社會的不満との除去が當面の問題であつたのである。氏は例へばこの社會的不満と貧困との關係を論じて曰く(文中誤植多けれどその儘とす)、

『夫レ天下不平ノ事多シ、或ハ眞理ノ爲ニ慨然トシ不平ヲ抱クモノアリ、或ハ公益公權ノ爲メニ不平ヲ抱クモノアリ、一世ニ不平ヲ抱クモノアリ、百代ニ不平ヲ抱クモノアリ、不平ノ類ノ特ナル、其人ニ依テ異ナリ、然レモ天下ノ不平中、衣食給セス、身邊缺如タルヨリ最多數ナハナシ、言ヲ發セハ則チ公權公益ト稱シ、天下國家ト謂フト雖モ、一旦俸給ヲ得テ衣食ノ道ヲ得ハ、昨ハ非ニシテ今ハ是ナリト云ヒ、驕テ損ヲ招クハ默シテ得ヲ取ルニ如カストナシ、先キノ不平ノ春氷然解ケ去ルモノ、天下概子皆然リ、此故ニ人心ノ不平ハ衣食ヨリ急ナルハナシ故ニ天下ノ遊民ヲ驅テ先ツ衣食ノ道ニ就カシメンカ、邦家治安ノ法立テリ矣(一八五―一八六頁)』

更に勝山孝三氏の著『北海道殖民策、日本開富』(明治二十四年)も亦かかる例の一つとすることを得るであらう。すなはち氏も亦我國に於ける過剰人口の存在を主張して曰く、

『歲月ヲ經ルニ從ヒ人口ノ増加スルハ自然ノ理ナリト雖モ現今我カ本島ノ人民ハ其面積ニ比シテ多キニ過キ

從テ國家經濟上ニ害ヲ及ボスコトハ明ナリ今試ニ三年間ノ人口ノ比例ヲ示サンニ左ノ如シ

○明治十九年調ハ三千八百五十萬七千七百七十七人

○同 二十年調ハ三千九百十六萬九千六百九十一人

○同 廿一年調ハ三千九百六十萬七千二百三十四人

『右ノ如ク人口ノ増加ハ實ニ驚クベキ今日ニ當リ彼ノ華士族ノ如キ不生産的ノ種族カ存シ居ルニモ拘ラス學術上ノ進歩ト共ニ今マデ田舎ニ在テ鋏ヲ取り鎌ヲ持チタル人モ一變シテ袴、羽織又洋服トナリ空理ヲ唱ヘ空論ヲ談シ實地ノ仕事ハ措テ之ヲ顧ミサルニ至レリ右ノ如ク我國ニ於テハ從來不生産的ノ種類多キニモ拘ハラス一方ニ於テハ人口彌々増加シ一方ニ於テハ空理空論ヲ唱フル者日ニ増加シ三者相合シテ更ニ不生産的ノ人口ヲ増殖スルノ勢トハナレリ』(二〇一—二頁)

ここでは過剰人口の増加と不生産人口の増加とが説かれてゐるのであるが、次に於いては氏は更に明瞭に、人口の増加を放任すれば勞賃は下落して大衆的貧困に陥るの外なきことを主張して、これが解決策としては移植民の擧に出づるの外なきことを説き、そしてこれを爲すに當つては先づ北海道から始むべきことを主張してゐる。曰く、

『然ルニ我が日本國ハ年々人民ノ彼カ如ク増殖スルニモ拘ラス獨リハワイ國ヲ除キ一向ニ出稼ギ移住スル者ハナシ而シテ此ノハワイ國ニ出稼スル者モ之ヲ歐羅巴各國ノ出稼移住民若クハ支那ノ出稼人ニ比較スレバ實ニ僅々タル數ニ過ギス然レモ今日カクノ如ク年々増殖スル我カ人民ヲ此儘ニ放棄シ置クルハ實金ハ益々下落シ相共ニ手ヲ率ヒテ貧窶ニ陥ルハ疑ヲ容レズ然ラバ日本今日ノ急務ハ此ノ餘剩ノ人民ヲ移シテ外國ニ出稼セシムル』(二一—二頁)

ニ在リ然レモ其之ヲ爲サントスルハ固ヨリ其道ニ依ラサル可ラス元來我國ハ二千五百年ノ久キ港ヲ鎖シテ外國ヲ拒絶セシ國ナルヲ以テ其生レタル故郷ハコレ我ガ墳墓ノ地ナリト定メ他ニ出ルヲ欲セサル人民ナルカ故ニ今遠カニ外國ニ向ツテ出稼ギ移住セシムルコトハ甚タ難キコトナラン然ラバ此餘剩ノ人民ヲシテ幸福ニ生活セシメントスルニハ如何セハ可ナルカ余ノ所見ヲ以テスレバ先ツ北海道ニ向ケテ移住セシムルヲ以テ最良ノ策ト云ハントス』(二一—二頁)

併し乍ら北海道移住を説く時には、人は或ひはその地の寒冷にして到底爲すなきことを主張するかも知れない。併しこれは氏によれば誤りである。すなはち氏はこのことを説明し且つその土地の情況より云つて多數の人口を收容し得るものなることを主張して、曰く、

『説ヲ爲ス者アリ曰ク北海ノ土地膏腴ナラサルニ非ス曠大ナラサルニ非ス然レモ氣候ノ严寒ナルヲ奈何セント是レ思ハサルノミ今日歐米ニ於テ文明ヲ以テ鳴ルノ列國概ネ我カ北海道ノ溫度ト大差ナシ況ンヤ夏季溫暖ナルヲ以テ農事ハ勿論其他百般ノ事業ニ至ル迄毫モ支障ナキニ於テヤ冬間ノ寒烈何ソ患フルニ足ラン今全道十分ノ一ハ耕地ト爲シ得ヘキモノト假定スレハ當ニ六百九十二方里ヲ得ヘシ然ルニ現時ノ耕地ハ二十三方里七ニ過キササルヲ以テ全耕地二十九分ノ一ニ上ル能ハサルモ他日人員ノ増加ト共ニ多々益々人工ヲ加フルニ於テハ墾關スヘキ土地決シテ此ニ止マラサル可シ』(一四頁)

以上は著書に現れたるマルサスの過剰人口論と北海道移住論との握手の若干例であるが、雜誌に現れたる諸論文に於いても亦この握手の事實を見ることが出来る。すなはち、前述の如くに鳥居飽田氏は、『東京經濟雜誌』の第五百十四號(明治二十三年三月二十九日)に『移住論』を寄書し、移

植民の必要を強調し、移植民が行はるべき地としては、第一に北海道、第二にハワイ及びシヤム等の熱帯諸國、第三にアメリカ大陸を挙げたのであるが、その際に於いて氏の立論の出発点となつたものは『人口と土地との比例』（三九八頁）であつた。この比例を世界の各國に就いて見るに、新國に於いては人口一人當りの土地面積は極めて大であるが、古國に於いてはそれは極めて小である。そこで今人口一人當りの土地面積のエイカア數を示して見るならば、濠洲に於いては六六六、カナダに於いては四七五と云ふが如く、極めて大であるのに、ベルギイに於いては僅かに一・三、英國に於いては二・二である。然らば日本に就いては如何と云ふに、それは北海道を含んですら僅かに二・三であるから、北海道を別として計算するならばこの數は一層小となることであらう。而も他方日本の人口は明治五年の三三、一一〇、八二五から明治十二年の三九、〇六九、六九一へと増加してゐる。然らばこの小なる土地に對するこの大なる人口増加に對處する爲めには、結婚を抑制して人口増加を制限するか、然らざれば増加し行く人口を他の土地に移す外はないといふことになる。マルサスやミルの如きは結婚を抑制すべきことを推奨した。併し、

『實に然り、然れども結婚を制するは人情の許さざる所、如何に之を説諭するも寸毫の效果なきを如何せん、故に吾人は已むを得ず他に方法を求めざるを得ず、夫れ世界は廣し、萬國は多し、寒暖其度に適し地質其の宜きを得たる國にして猶未開不毛の地枚擧に遑あらず、若し此等の地方に移住殖民を計り、能く其補衡を保たば

猶數百年の間は其處分に困むとなかるべし、是れ吾人か移住を主張して止む能はざる所以なり』（三九九頁）

かくて氏がかかる地として第一に北海道を挙げたことは前に述べた如くである。

台水すなはち瀧興治氏の筆になる同誌連載の『海國策』（第六五四號、明治二十五年十二月十七日以下諸號）に於いてはこのことは一層明かである。すなはち氏は同論文の『其四』（第六五八號、明治二十六年一月二十一日）に於いて曰く、

『嗚呼世界廣しと雖も、其國の面積に割合て人口の多きに過ぐるもの、未だ曾て我國の如きを見ざるなり、彼の人口論を書して有名なる、マルサス氏は曰く、人類は幾何級數的の増加を爲せども、人類の生存要物たる食物の増加は之に及ばずして、漸く數學的級數の増加をなすに過ぎずと、余は今此言の當否を知能はされども、我國の如き五穀を以て重なる食品となす國にありては、收穫遞減法の原則により、早晚必ず缺乏を告ぐるの目あるべきを信するなり、マルサス氏又曰く、風土氣候にして其宜しきを得、國內大平無事にてある時は、廿五年毎に人口一倍すべしと、余は彼の佛蘭西或は合衆國の如き國あるを見るときは、此説未だ信するに足らざれども、前表明治五年より同廿三年迄の十八年間に、七百三十四萬二千六百四十六人の増加ありたるを見れば、我國の如きも今より百年を経過するに於ては或は一億萬人に達するやも未だ知るべからざるなり』（八七―八八頁）

ここでは或は人口過剰による貧困の生ずる時期を『早晚』と云つたり、或ひは級數に關して『未だ信するに足らざれども』と云つたりしてゐるけれども、我國の農業の比較的地位を論じた所に於いては明瞭に次の如く書いてゐる。

『余輩は以上の數表によりて、實に我國は人口過剰の結果として、今日の如く益々貧弱の位置に陥りつゝあるを知るなり、蓋し古より國小にして人多く、内に財源なく、外に資を得る屬地なく、而して其國の益々貧弱に陥るは、之れ自然の大勢にして敢て怪むに足らざるなり、見るべし我國の近年水災凶作の爲め、其財を失ひ、饑餓の悲境に陥りつゝある貧民が、一年に増加すること、雨後の春草も管ならざるを、今まや我國中等社會以下の人民は皆破倒して、悲しむべく憫むべきの慘狀を呈し、漸く引きて中等社會に及ばんとす、而して已に破倒失産せし者は、落膽失望、自屈自棄、して社會の下層に沈淪没落するを甘まんじ、議會に於て貧民救助法案、第二議會に於て信用組合法案の、提出せられたる豈偶然ならんや、若し夫れ此有様にして進まん歟、其結局は果して如何、其百年後は果して如何になるべき歟、此問題に對して、一の豫防策こそ顯出したるなり、是れ他なし、殖民政策なり。』(八八—八九頁)

然らばこれは何れの地に向つて行はるべきであらうか。氏はその『第五』(第六五九號、一月二十八日)に於いて曰く、

『夫れ北海道は我國の富庫なり、北門の鎖鑰なり、將來我國の富財を増殖すべき希望を有せしむるの地なり、我國北門最堅の砲臺となり、敵を喰留めて一步も本州に近寄らしめざることを得べき、緊要の位置を占むる所の地なり、南方五萬餘町の農産地、中央一帶渺茫たる牧場、海陸の物産探れども盡きず、炭鑛の源泉汲めども涸れず、石狩川は滾々として國の中央を貫き、幾多の支流を集めて數萬 鮭魚を養ひ、以て吾人の需要に供す、人あり試に内地を巡行せん乎、蜿蜒たる炭脈は、一望際なく、含鐵の礫石は階傍に凸起し、鬱蒼たる森林畫尙暗きを見ん、堀りて以て薪炭に供すべく、伐りて以て市場に販賣すべきなり、殊に海岸無盡藏の水産物は、捕へて以て海外に輸出するを得べし、就中彼の獺虎獵の如き、捕鯨獵の如きは、實に他邦に冠絶する所の

ものなり、』(一二五頁)

かくてこの移植民を實施し且つその成果を確保せんが爲めには、強力なる海軍を要する故に、これが擴張が今日の急務である、といふのである。

## 五

一般の世論がかくの如きものとなり、すなはち先づ人口と土地又は食物との關係から出發して、兩增加力又は増加の性質の異なる所より人口の過剰とその必然的隨伴物たる貧困の發生を説き、そして日本が正にかかる状態にあることを主張して以て北海道移住の必然たることを説く議論が、世間に一般に行はれるに至るや、それは要路者の所説の中に迄入り込むに至つた。例へば北海道長官渡邊千秋氏は、明治二十四年八月十六日に、管下の郡長その他を道廳に集めて一場の訓示を與へたのであるが、「北海道長官施政方針ニ關スル訓示内容」——大藏省所藏「松方家文書」第五一冊の三に收録）その中には次の如き文句があり、これは明かに右のことを證示するものである。曰く、

『本邦内地二十二年ノ人口ヲ總計スレハ四千參拾壹萬四千六百貳拾人トス近ク三年間其増加ノ平均ハ一年五拾九萬六千七百七拾五人ナリトス故ニ人口ト地積ノ比例年一年ニ其權衡ヲ失シ地力耗盡シテ衣食ノ途益究難ニ傾ントス轉シテ我北海道二十二年ノ人口ヲ總計スレバ參拾七萬八千八百八拾八人而テ本道ノ面積六千八百七拾八



方里一方里ノ人員五十四人強ナルヲ以テ試ニ之レヲ奥羽諸州一方里ノ人員千八人ニ對照スレハ本道猶凡六百五拾五萬人ヲ容ル、ノ餘地ヲ存ス然ルニ本道一年増加ノ平均ハ貳萬參千貳拾貳人ニ過キス宜ク内地増加ノ人民ヲ移住セシムルノ方法ヲ講セサルヘカラス」(五頁)

この空氣は又議會に於ける論議にも入り込んで來た。例へば明治二十六年末に始る第五議會に於いては、加藤政之助氏外二名の提出になる『北海道議會法案』が審議せられたが、同年十二月八日のその第一讀會に於ける提案者加藤氏の説明(『官報』明治二十六年十二月九日號外、第五議會衆議院速記録第九號)の中には次の如き語がある。

『我國ノ威力ヲ海外ニ輝カサウト致シマスナラバ、ドウ致シマシテモ國ノ富ヲ増スト云フヨリ外ニ私ハ致方ハナイト考ヘマス、而シテ國ノ富ヲ増シマスニハ新クナ事業ヲ茲ニ興シマスカ、然ラザレバ拓地殖民ノ計ヲ立テルカ、先ヅ斯様ナモノニ據ラナケレバナラスト云フコトヲ考フルノデゴザイマス、而シテ我國ノ今日ノ有様ヲ見マスルト云フト、未ダ人口ガ多ウ過ギルト云フ程ニハゴザイマセヌガ、併ナガラ此全國各府縣ノ有様ヲ見マスレバ年々歳々人口ガ増シテ參リマス、人口ガ増加スルニ從ツテ人ノ生存競争ガ次第々々ニ困難ニナツテ參リマス、元ト百人デ占メテ居ツタ土地ヲ二百人デ生活ヲ爲スト云ヘバ、ソレ丈ハ其生存競争ガ困難ニナリマス譯デゴザイマス、ソコニ於テカ外國ニ移民ヲ爲サナケレバナラスト云フ議論モ昨今起ツテ居ル、併ナガラ私ノ考デハ外國ニ移民スル杯ト云フコトハ強チ惡ルイコト、ハ考ヘマセヌケレドモ、先ヅ我日本國ノ版圖内ニ北海道ト云フガ如キ此大原野ガアリマス以上ハ、之ニ向ツテ人ヲ移シ拓殖ノ計ヲ立テルト云フコトハ先ヅ差向キ大切ノ事柄デアラウト斯様ニ考ヘテ居ル、而シテ北海道ハ諸君ノ承知ノ通り我日本ノ全面積ノ四分ノ一ト云フモ

ノデゴザイマス、サレバ今内地ノ平均ヲ以テ北海道ニ住ミ得ベキ人員ヲ算當致シマスニ殆ド一千萬デアル、或ル經濟家ハ二千萬人ハ北海道ニ住ムコトガ出來ルト斯様ニ明言ヲ致シタ位ノ土地デゴザイマス、而シテ土地ハ隨分肥エテ居ル、海陸ノ物産ニハ富ンデ居ルト云フコトデゴザイマス、サレバ今日ニ於テ北海道ノ拓殖ノ計ト云フモノガ立チマシテ、著々其歩ヲ進メテ參リマシタコトナラバ我國ノ富ヲ加ヘ人民ノ生存競争ヲ寬ク致シ、北門ノ鎖鑰ヲ堅メ、東亞ノ一大貿易市場ヲ開クト云フコトハ私ハ容易ニ期シ得ルデアラウト斯様ニ考ヘマス」(一一三頁)

更に又谷干城子爵も、明治二十七年の第六議會に『千島移民保護ニ關スル建議』を提出したのであるが、五月十七日日本建議案が上程せられるに當りこれが説明に當つた(『官報』明治二十七年五月十八日號外、第六議會貴族院速記録第二號)。その中に於いて子は同様の思想を表明して曰く、

『今日此千島ト云フモノハ御承知ノ通り樺太ト交換シテ以來ト云フモノハ占守ニ居ツタ土人ハ到頭ズツト手前ノ島ヘ移シテ仕舞ツテモウ是ニモ書イテアリマスル通り探捉ト色丹ノ外ハ殆ド人ナシト云フ景況ニナツテ居ル、所ガ此世界ノ情況ト云フモノハ御承知ノ通り人口ハ日々ニ殖エテドコガナ此人ヲ植付ケル地ヲ求メヤウト云フノガ世界各國何レモ屬目シテ居ル所デアリマス、果シテ其通ニ物ガ行カヌカシラヌガまるさずノ人口繁殖論ニ據ツテモ恐ルベキ景況デアル、然ラバ北海道ノ如キハ今日ヨリ注意シテ今日ヨリ人ヲ植付ケル考ヲセスト油斷ガナラスト云フコトハ皆御同感デアラウト思フ』(一五頁)

すなほちかくの如くに、議會に於いてもマルサスの名が關說せられ、その典據によつて北海道を説くことが行はれたのである。

然るに時論の潮流がかくの如くなるにつれ、更にこの點を超克する議論さへ現れるに至つた。すなはち上記の所説は、日本の過剰人口の捌口として北海道移住を説くものであるが、この點を越えて、北海道如きを以てしては到底根本的解決となるものでないと主張して、海外への植民を主張するものがこれである。吾々はここに簡単にその一二に觸れて置かう。

前述の如く服部徹氏はその著『南洋策』（明治二十四年）に於いて當時四千萬の人口は五十年後には六千五百萬になるであらうから必然的に貧困に陥らざるを得ないとして『通商貿易策』による南方植民を主張したのであるが、この主張を爲すに當り北海道の如きを以てしては到底この過剰人口を收容し得ないものであると説いた。曰く、

『是ニ於テ人或ハ云フ、北海道ハ土地廣漠ニシテ日本全國ノ四分一ヲ占メ平原廣野ノ拾數里ニ互レル者少ナカラザルニ、其人ハ猶ホ甚ク少ナクシテ一方里僅カニ三四拾人ノ平均ニ過キス、元來北海道ハ氣候寒冷ニシテ多少其產物ノ割合ヲ減スルヲ以テ、假リニ一方里ニ一千五百人ヲ容ル、トスルモ、殆ント九百拾五萬人ヲ容ルハニ足レリ、即チ我國ハ本州並ニ四國九州ノ外ニ、猶ホ九百拾五萬人ヲ容ル、ニ足レルノ餘地ヲ有スルナリト、是レ北海道植民論者ノ言ニシテ、寔ニ一理ナキニ非ラサルナリ、居士ハ固ヨリ内地植民ノ論ヲ取ラサレトモ、現ニ我が人口ノ増加ハ驚クヘキノ速力ヲ有スル者ナレハ、唯獨リ北海道ノ植民地アリトテ満足ス可キニアラス前ニモ述ヘシカ如ク向後五拾年ニシテ二千五百萬ノ新蒼生ヲ見ルノ割合ヲ以テセハ、後來北海道ニ容ルヘキ九百拾五萬ノ蒼生ハ、僅マニ拾年内外ニシテ之ヲ見ルヲ得ヘシ、果シテ然ラハ縱令今日北海道アリト雖モ』

之レヲ頼ムヘキハ二拾年間ナリ、二拾年後ノ新蒼生ハ之レヲ如何セン、此時ニ當リ俄カニ海外ニ向テ廣大ノ植民地ヲ求メント欲スルモ、世運ハ益々長足ノ進歩ヲナスヲ以テ、今日海外ニ見ルカ如キ植民地ハ、如何ニシテ之レヲ得ヘケンヤ』（一〇七一—一〇八頁）

すなはち北海道のみを以てしては頼りとすることが出来ないから、フィリピンからはじめて南方への進出を行ふべしといふのである。

『殖民協會報告』第一號（明治二十六年四月）に現れてゐる『殖民協會設立趣意書』にも同様の思想が現れてゐる。本趣意書は我國が移植民事業を急務とする理由として五つを擧げてゐるのであるが、その第一を説明するに當つて曰く、

『我國の人口は近來非常に繁殖し我一方里の面積には人口凡一千六百人餘を有し其の増加の割合は毎年凡四十萬乃至五十萬なりとす今より七十餘年を経は我國の人口は八千萬人即ち二倍の多きに達すべし我國には北海道其他未開の地あるも斯の如く多くの人口を容るゝの餘地なかるへし假令ひ之れあるも其限りあるの土地に其限り無き人口繁殖せば富力の缺乏貧民の増加殆んど堪ゆ能はざるに抵らん北海道の開拓は固より之を努むべきも未だ之れを以て足れりと爲さず我國の版圖に屬する地は永く之を失ふの虞なきも海外に在るの地は速かに之を求むるに非らずんば盡く他國の有に歸すべし我國の人口多きに過ぐるを豫防するの道は今日移住殖民の業を盛んにするに在るなり』（一〇五一—一〇六頁）

すなはちこれ亦同様の思想を示すものと云ふべきであらう。

尤もこれに對しては、第四議會の衆議院に於いて、明治二十六年一月十一日に『移民地探檢費』

に對して柏田盛文氏が行つた次の如き反對論(『官報』二月十一日號外、第四議會衆議院速記録第二三號)を併せ見るべきである。

『第一移民ヲスルト云フコトハ如何ト云フニ、成程日本ハ人民ガ多イ貧民ガ多イカラ外國ニ向ツテ働キニ出掛ケル、即チ其處ニ移住シテ所デ、其後或ハ歸ツテ來タ所デ——、何シロ救ヲ求ムル所ノ趣意デアラウト思フ、然ルニ内地ノ方ハドウデアアルカ、即チ北海道ニ向ツテハ拓植ノコトヲ遣ラナケレバナラヌト云フコトハ益々急ニナツテ居ル、此處ニ人民ヲ移スニ就イテハソレ相應ノ金ヲ與ヘナケレバナラヌ、保護シテ遣ラナケレバナラヌト云フコトガアル、一方デハ人民ニ救ヲ與ヘル、又外ノ一方カラ見レバ國防上カラ必要ノコトデアアルカラシテ、早ク人民ヲ移サナケレバナラヌ必要ガアル、露西亞ハ大金ヲ出シテ西伯利ニ植民ヲスルト云フコトヲ考ヘタナラバ、日本モ今ノ様ニシテ置クト云フコトハ出來マイ、シテ見レバ外ニ向ツテ人民ヲバ強壯ナル人間ヲ驅出スタメニ金ヲ費シ其力ヲ費スモノヲ以テ内ニ費シタナラバ、一方デハ其力ヲバ國內ニ用ヒ一方デハ國防上ノ事ヲ完全ニシテ往クト云フコトヲ考ヘル所ノ者デアアル、シテ見レバ今日未ダ植民地ノ探檢費杯ヲ出ス丈ノ必要ハ要ラナイ』(五六九頁)

これは一つの『北門の鎖鑰』論であるが、その中に於いて、『成程日本ハ人民ガ多イ貧民ガ多イカラ外國ニ向ツテ働キニ出掛ケル』の必要を一應は認めながら、同時に又『外ニ向ツテ人民ヲバ強壯ナル人間ヲ驅出ス』ことに反對して、北海道優先論をなしてゐることを、吾々は右に記した所との關聯に於いて興味深く讀まれるのである(尙この點に就いては、本書第三章第一節第三項に於ける濱田健次郎氏の所見、及び第六章第一節第四項の末尾の部分参照)。

## 第二節 北門の鎖鑰

一

前述の如くに、北海道拓殖論は、その理論的基礎としては、片足を過剩人口論に置き片足を『北門の鎖鑰』論に置いたのであるが、かかる論據が取上げられた時代は決して一緒ではない。前者は外國人口理論の輸入普及と植民地獲得の一般的必要とが成熟し行くにつれて採用せられるに至つたものであるが、後者は寧ろ舊幕時代からの傳統的遺産である。

『北門の鎖鑰』論又は北邊國防強化論は、ロシアの南下の脅威に對して生じたものである。ロシアの東進南下の勢がカムチャッカを経て千島に達したのは、元祿、寛永の頃である。これは一時は去つたけれども、併し文化年間には又も來寇し、久春古丹、紗那、利尻等はその蹂躪する所となつた。世論は囂々として沸いた。高田屋嘉兵衛が健闘したのはこの頃のことであり、伊能忠敬、近藤重藏、間宮林藏等が活躍したのもこの頃のことである。そしてこの間水戸藩の北地開發警備の企圖等もあつたが、結實することなくして終り、結局幕府下の日本は有效にロシアの南下に對抗することは出來なかつた。そしてロシアの勢力は嘉永年間には樺太を支配せんとするに迄

至つた。松前藩亦これに對抗して樺太に出兵し、その失地を回復することが出来たけれども、而も幕末數次の外交交渉もその領有と境界との問題を決定することを得ず、慶應三年露都に於ける小出大和守による交渉によつて遂に樺太相互雜居の約が交はされ、その根本的解決は新明治政府の手に委ねられたのである。

明治に入つてもなほロシアの樺太蠶食の勢は止まる所なく、就中明治二年及び六年ロシア兵によつて惹起された函泊紛擾事件はその最も好適例であつた。殊に明治六年の場合は、ロシア兵の襲撃暴行事件であつて、所在日本官吏は中央に派兵を求めの止むなきに至つた程である。それと共に又、ロシアの樺太經營は着々として進み、既に容易には抜くべからざる地歩を築き上げるに至つてゐたのである。

かかる時に當り、明治日本に於いて、世論囂々として沸き、北邊の護りを叫び『北門の鎖鑰』を説くものが翕然として起つたのも、蓋し偶然ではない。そしてその或る者は一定の方式によつて日露間の境界を決定すべしと説き、或る者は禍根を絶つ意味に於いて寧ろ樺太を抛棄するに如かずと主張し、又或る者は斷乎として樺太を固守しこれが爲めに一戦するも亦止むなしと論じた。當路に於いても亦見解の相違が存在した。併し明治八年五月、遂に露都に於いて樺太千島の交換條約が調印せられ、少くとも樺太問題に關する限りは、外形的には一應局を結んだ如く思は

れた。

併しこれによつて『北門の鎖鑰』論は決して下火となることはなかつた。蓋し樺太と千島との交換は、樺太の大を失つて千島の小を得たといふこととなり、結局ロシアの南下を抑止し得なかつたことになるからである。嘗にそのみではない。國後、擇捉等は舊幕以來日本領と觀ぜられ來つたものである。然らば日本は我物を與へることによつて元來我物たるものを得たといふことになる。さればこの交換のことが國權の喪失、國威の失墜と考へられたことは當然のことに屬する。従つてこの交換の後も尙久しく、ロシアの南下は必然なりとして、日本はこれに對して備へ、北邊の警備を強化するの必要があることが説かれ、そしてこれが爲めには北海道の開拓を進めることが捷徑であるが、同時に日本本土には人口の過剰が存在し、貧困と社會的不満とが満ちてゐるのであるから、日本としてはこの開拓を行ふことが出来ると共に、又これを行ふことが望ましいのであると、主張されたのである。

併し乍ら北邊の脅威なるものは嘗にロシアの南下に限られはしなかつた。北海道近海特に千島附近は極めて海産物に富み、殊に獵虎及び臘臍の如き海獸に富んでゐる。従つて既に以前から外國船はこれが捕獲に來てゐたのであるが、これが當時特に増加を告げて來た。そして單にこれが捕獲に従事するのみならず、無斷にて千島に上陸し、小屋を設け、甚だしきは越年さへしてゐ

る有様であつた。而も當時の貧弱なる我が軍艦を以てしては外國密漁獵船を拿捕することは出来なかつた。従つて外國船は、上陸の現場を發見せられた時は薪水補給が目的であると云ひ、捕獲海獸に就いては日本領海外に於いて得たるものであると稱するので、政府としては策の施しやうがなかつた。ここに、一方ではこの高價なる海の富を外國に得られることなく日本の手に残して以て國富に寄與すると共に、他方領土と領海との不法侵犯を絶つて以て國權及び國威を恢復する爲めに、外國船の密漁獵を停止せんとする議論が極めて喧しくなつたのは、當然のことである。

この問題に就いては、既に明治十八年に金子堅太郎子爵は伊藤參議に提出せる『北海道三縣巡視復命書』に於いて觸れ、千島に屯田兵を送ると共に汽船及び軍艦を派遣して密漁獵を取締るべきことを提議した。野に於ける新聞雜誌の論議も亦旺んに行はれたが、就中顯著なるものは、明治二十五年より二十六年に亘つて『東京經濟雜誌』に連載せられた瀧與治氏の論文『海國策』である。氏は、日本の人口は密度及び増加率共に大であり、従つて人口過剰に基く貧民の數が多いのであるが、これを解決する爲めには移植民を行ふの外はないと説き、然らばこれを行ふべき具體的方法是如何といふに、海軍による移民の保護と移民地の確保とが先決條件なのであつて、これなくしては移植民はその實を結ぶことを得ないと主張して、海軍の擴張を叫んだ。續いて氏は、日本の海軍は極めて貧弱であり、北邊の密漁獵すら如何ともなし得ないとして、その事實を

詳細に説いた後、人は『北門の鎖鑰』を説くけれども、守らざる鎖鑰は鎖鑰でないとして、ロシアに對し備へるの急務を叫んだ。

密漁獵に關する論議は議會にも及んだ。それは明治二十五年末からの第四議會の衆議院に提出された加藤政之助氏等の質問『千島群島米國船漁業ノ事』に始る。この質問は、外國密漁獵に對する在來の政府の處置と將來の對策とを問うたものであるが、政府の答辯が要領を得なかつたので、加藤氏は更に詳細なる具體的事實を擧げて不満の意を表し、又改めて再質問を行ひ、政府との間に應酬が重ねられた。又北邊開發警備の問題に關する先驅者岡本監輔氏も亦第四議會の貴衆兩院に『千島事業保護ノ請願』を提出し、北門を警備し同時にその富を開發せんが爲めに移住を行ひ漁場を開かんとしてその保護援助を請願した。更に明治二十八年二月、『臘虎臘肭獸獵法案』が審議せられるに當つても、外國船密漁獵の問題は議會に於いて喧しく論議されたのである。

かくて一方に於いてはロシアの南下脅威論と他方外國船密漁獵に關する論議とは各々益々發展し行き、遂に兩者は握手融合して、所謂千島拓殖に關する問題を惹起すこととなつた。この千島拓殖問題は、前述の岡本氏の『千島義會』による北邊警備開發の爲めの占守島移住の企圖に發するものである。この企圖は空しく挫折した。併し岡本氏の雄圖は郡司成忠海軍大尉によつて繼承された。『報效義會』の成立がこれである。

郡司大尉は明治二十六年二月二十二日華族會館に於いて、千島拓殖に關する演説を行つてゐる。それによれば、大尉は明かに岡本氏の壯圖を繼いで立つたのである。すなはち大尉はその同志と共に岡本氏の下に屬してその事業を助けたいと思つたのであるが、氏の企圖が失敗に歸し、雄圖空しく潰えたのを見て、ここに新たに『報效義會』を起し、千島拓殖に當らうとしたのである。この演説によれば、海軍退職者は身體も能力も優秀であるのに相次いで社會に沈淪して行くが、併しこれに組織を與へ團結させるならば、有意義な事業を果し得るであらうと考へ、ここにこの海軍退職者と共に岡本氏の意思を繼いで、千島の警備、調査、開發に當らうと、大尉は決心した。すなはちプロトン灣に水雷艇を容れ得る港を開くと共に、氣象、地質、礦物、動植物の調査を行ひ、漁場を檢查し、更に同地に於ける自給的生活法を研究しようといふのが、大尉の目的であつた。そして差當りの目的地としては、居住條件が最も有利であると考へられた占守島が選ばれたのである。

かくて大尉は同年春、皇室よりの賜金すら得てその壯途に上つた。國權の恢復、國威の伸張が既に國論となつてゐた當時に於いては、國民は朝野上下を擧げて歡呼の聲を以て之を送つた。實に明治初年以來の『北門の鎖鑰』論は遂に疑つて『報效義會』の擧となつたものと云ふことが出来るであらう。議會も亦この擧に應じて谷干城子等の手による『千島移民保護ニ關スル建議』

(第六議會貴族院) を取上げた。なほこの際吾々は、谷子が本建議案の説明に當つて、北方移住の必要を説くにマルサスに關説することを以てしたことを、留意すべきであらう。

これを要するに、明治初年以來我國の北邊には國防上の脅威が存在した。單に北邊と云はず、全東洋は歐米資本主義の植民地獲得競争の舞臺であつた。それと共に又日本も次第に植民地獲得の意欲と可能性とを得つつあつた。それは國權の恢復、國威の伸張の要求となつて現れた。かくて『北門の鎖鑰』論には内外二重の根據が與へられた譯である。これ等の根據は、具體的には絶えずその形態を變更しつつ發展したのであるが、理念的には常に『北門の鎖鑰』一本を以て觀念せられた。そしてその上に北海道拓殖論が立つのであるが、この拓殖論の華々しき鎖鑰性的外見の底に一脈の經濟論が横はつてゐる。過剩人口論がすなはちこれである。

## 二

マイエットは嘗て山縣有朋内務卿の前に於いて『土地抵當銀行説、附北海道殖民策』に關して演説を爲したる際、北海道開拓の目的に就いて次の如く述べてゐる。

『獨り經濟上ノ點ヨリ之ヲ見ル時ハ政府ハ殖民ヲ何ノ地ニ爲スヲ深ク問フヲ要セス唯ク苟モ殖民セハ可ナリトスルコトナシトセス……然ルニ北海道ノ事ハ別ニ政治、上ノ問題ノ在ルアリ曰ク速ニ日本ノ人民ヲ以テ北海道

ニ充滿セシメ北海道ノ人民ヨリ徵集成編シタル兵力ヲシテ能ク他國ノ窺覷ヲ絶ツニ足ラシメサルヘカラスト即チ是ナリ」(同第二條、「農業保險論合本」二三六一二三七丁)

これは明治十六年のことである。併しこれに盛られてゐる觀念はこの前後を通じて一般に多かれ少かれ常に懷かれてゐた所であり、この點に於いてマイエットはよく簡潔に要約してこれを代表してゐるものと言ふことが出来る。

かくの如き北海道拓殖の國防的性質又は所謂『北門の鎖鑰』に關する論議は、この時代を通じて存在してゐた所であるが、併しそれは言ふまでもなく時を異にして深淺の差があり、又その具體的内容を異にするものであつた。先づ明治初年に就いて云ふならば、徳川時代以來のロシアの南下に關する關心と論議とは依然として傳承され來つて居り、而もそれは極めて深刻なるものであつた。従つて開拓使の廢止に當つて明治十五年に『東京曙新聞』(一月七日)が次の如く述べてゐるのはよくこの間の事情を傳へるものである。

『開拓使ヲ置カレザル以前、……當時ノ世論人心ハ皆ナ大ニ北海道ヲ憂ヒ、或ハ言フ北海道ハ強魯ト其境界ヲ接ス、彼レ屢屢蠶食ヲ逞フシ凌辱ヲ加フ、殊ニ常ニ止マズ、今ニシテ後日ノ計ヲナサズンバ、北海道ノ事如何トモス可ラザルニ至ラント。或ハ言フ北海道ハ我國北門ノ鎖鑰ナリ、其レ之ヲ嚴守セズンバ、我國ノ將來ヲ如何ト。志士論客ノ之ヲ憂慮スルニ止ラズ、苟モ心アル者ハ之ヲ憂ヒザルハナク、當時ノ輿論ハ北海道ノ鎖鑰ヲ守ラザル可ラザル事ニ一致シ、我國人民タル者ハ、生命ヲ抛テ之ヲ守ルベキヲ説キタルガ如クナリキ。知ル

ベシ開拓使ノ設置セラレテ、非常ノ權力アリシヲ。果シテ然ラバ開拓使ノ起ル、當時ノ輿論之ヲ起シタル者ト云フベキ歟。而シテ開拓使ノ北海道ニ於ケル其權力ノ強盛ナル、帝ト呼ビ王ト稱セザルモ、亦タ北海道ノ領主ナルガ如キノ感想ヲ世人ニ與ヘタルモ、當時ノ輿論ハ嘗ダニ之ヲ非難セザルノミナラズ、却テ翼賛シタルモノ、如シ。』(『明治編年史』第五卷、六頁)

右の中『非難セザルノミナラズ、却テ翼賛シタルモノ、如シ』と云ふのは決して事實ではないけれども、併し少くともロシアの脅威とこれに對する國論の有様を物語るものとしては正當であると云ひ得よう。すなはち北海道に關する『北門の鎖鑰』論は、明治時代に於いては、先づロシアの進出を當面の對象としたものであり、これは遂に當時の北海道の一部をなしてゐた樺太と千島との交換に迄達したのである。そこで吾々は北海道拓殖論の一論據を爲す『北門の鎖鑰』論を迎るに當り、先づこの樺太千島交換を中心とせる明治初年の對露國防論を簡單に瞥見することから始めなければならぬ。

明治二年九月に右大臣は開拓使に左の如く令してゐる (『開拓使日誌』第四號、「明治編年史」第一卷に収録)。

『一、北海道ハ皇國之北門最要衝之地ナリ、今般開拓被仰付候ニ付テハ、深ク聖旨ヲ奉體シ、撫育之道ヲ盡シ、教化ヲ廣メ、風俗ヲ敦ス可キ。』

『一、内地人民漸次歸住ニ付、土人ト協和、生業蕃殖候様開化心ヲ盡ス可キ。』

「一、樺太ハ魯人雜居之地ニ付、専ラ禮節ヲ主トシ、條理ヲ盡シ、輕卒之振舞曲ヲ我ニ取ルノ事アル可ラバ、自然渠ヨリ暴慢非義ヲ加ル事アルトモ、一人一己ノ學動アル可カラズ、必ズ全對決議之上是非曲直ニ正シ、渠ノ領事官ト談判可致、其上猶忍ブ可カラザル儀ハ、廷議ヲ經、全國之力ヲ以テ相應ズベキ事ニ付、平然小事ヲ忍ンデ大謀ヲ誤マラザル様心ヲ盡スベキ事。」

「一、殊方新造之國、官員協和戮力ニ非ザレバ、遠大之業決シテ成功スベカラザルコトニ付、上下高卑ヲ論ゼズ、每事己ヲ推シ誠ヲ披キ、以テ從事決シテ面從腹非之議アル可カラザルコト。」(三一三頁)

かくの如き慎重なる明治政府の態度にも拘らず、明治八年遂に樺太は放棄せられた。この経過を『新撰北海道史』(第一卷「概説」昭和十一年)は次の如く述べてゐる。

「松前氏以來長く異身同體の關係を持続した樺太は、遂に我領土としての最後の處置をとられる事になつた。謂所樺太、千島交換條約の締結である。樺太の露人——流刑人及び兵士等が、我少數の在廳官吏漁民等に對する兇暴行爲は明治以後益々甚しくなつた。副島參議は五年露公使と會見して北緯五十度以北買収案を提出し、以て紛擾を斷たんとしたが、黒田次官は依然として放棄説を主張し、廟堂の大勢は後説に傾きつゝあつた。その中に暴發した六年三月露兵の函泊襲撃事件は、事態容易ならざるものがあつた。在任した堀開拓幹事狀を具して出兵を求むるや、流石の黒田次官も憤激して意を決し争端開始の決心を上奏に及んだが、既にして、又放棄説に復した。斯くて七年一月勅使東園侍從玄武丸に乗じ堅氷を碎いて久春古丹に入港し、在留官民を慰問し、やがて亦居留民四百五十餘名の北海道送還となつた。之は放棄實現の前提と見るべきで、期を同じうして榎本中判官を全權公使として露國に派遣し日露境界制定の談判開始せられ、遂に八年五月の條約となつた。即ち我は樺太を放棄して、之に代はるに辛じてクリル十八島を獲得したのである。従つて樺太支廳は直ちに廢止せら

れ、伊達、栖原を始め多くの既設漁場亦放棄された。幕末以來の長き葛藤が遂に斯る國權の尖墜となつて落着したことは、一に當時の日露國力の比較の上に考慮せらるべきであるが、而も長く國民の腦裏にこの大なる屈辱を烙印されたのは言ふ迄もなす。(一一二—一一三頁)

この樺太問題に關する論議の二三を見るに、明治六年二月大槻文彦はこれに關する建議を行つた。それは『新聞雜誌』(明治七年四月十六日——「明治編年史」第二卷、昭和十年に收録)に掲載せられたが、彼はその最初に於いて曰く、

「議スル者、樺太島ノ事ヲ論ズルニ、或云之ヲ棄テヨ、或云之ヲ拓ケ、或云之ヲ賣レ、或云萬國ノ公裁ヲ聽ケト、異論紛々孰レニカ適從ス可ラズ。然レモ名議ナクシテ空シク之ヲ棄ツルノ理ナシ魯人ノ侵暴ヲ拒斷セザレバ之ヲ拓クノ道ナシ、彼我共有ノ地ナレバ價モ亦何ニ因テ定メン、彼我ノ論相協同セザレバ、萬國ノ公裁モ亦聽クコト能ハズ。故ニ臣意謂ラク、自今ノ議先ヅ共有ノ約ヲ論破シ、舊議ニ復シテ疆界ヲ定メザル可ラズ、疆界既ニ定マラバ之ヲ拓キ、之ヲ賣ル處分隨テ自ラ容易ナラン。」(一五三頁)

然るにこれに對しては、幕府當時に『共有ノ約』があるのであるから、如何ともすることが出来るまい、といふものがあるけれども、併し事情が變れば條約の改訂を申出することは當然出来ることとであり、その上これは假條約である。従つて今の時に於いて、當然境界の決定を申出るべきである。

然らばこの境界は如何に決定せらるべきであるか。彼は曰く、



『愚意其疆界ヲ定ムルニ三議アリ、其一ハ人種ヲ以テ論ズベシ。此島中央ヨリ兩分シテ南部ハ蝦夷人種之ニ住シ、風俗言語南方北海道ノ者ニ異ナラズ北部ハ（ニクブン）オヒツコ等ノ人種之ニ住シ、風俗皆滿洲ニ類シテ大同小異アルノミ……然ルニ三四十年前、滿洲地魯領ニ入ルニ及ンデ、此北部ノ地ハ前ニ之ヲ滿洲ニ屬ストセバ、魯領ニ入ルモ妨ナシト雖モ、如何ゾ百年前ヨリ我ニ歸從スル蝦夷聚落ノ地ヲ彼ヨリ侵奪スルノ理アラシヤ。今文獻ノ徵スベキナク、山河ノ標トスベキモノナキモ、此種ノ區分正ニ疆界ヲ定ムルノ確證トスベシ。故ニ蝦夷人種聚落ノアル地ヲ限リテ、判然境ヲ立ツベシ。其二ハ全島土人ノ我ト彼ト其孰レノ保護ヲ受ケント欲スルノ意ヲ聽クベシ。……其三ハ山河ノ形勢ヲ觀、大凡全島北部三分ノ二ヲ彼ニ輪シ其代當ニ東海ノウルツフ島ヲ取ベシ、島上大抵四十八度迄ニシテ、西岸ニ九春内川アリ、東岸ニ突岨山アリ、地勢境ヲ定ムルニ便ナレバ、宜シク之ヲ限ルベシ。』（一五三—一五四頁）

かくの如く述べたる後結論して曰く、

『凡ソ此三議必各其理アラシ、然ルニ之ヲ以テ彼ニ説カンニ、彼モ亦果然已レニ便ナルノ論ヲ主張シテ、之ヲ肯ンゼザルベシ、然レドモ我此理ヲ固持シテ變ゼズ、推論再回彼我ノ論互ニ挫折セザルニ至テ、始テ彼ヲ要シテ萬國ノ公裁ヲ聽クノ議ニ同意セシムベシ、其時ニ至テ萬國ノ論若シ我ニ理アリトセバ、疆界爰ニ定マラシ、疆界既ニ定マルノ後之ヲ賣リ之ヲ拓ク、唯我ノ便宜ニ任セテ可ナリ。』（一五四頁）

併しそれにも拘らず、樺太は事實上次第に日本の手を離れて行つた。そこに於ける日本人も次第に減少して來た。これにはロシアの壓力が當然加つてゐるのである。『日本人ノ北蝦夷ヲ退去スル者、日ニ増シ多クシテ、現今該地在留セル者ハ、唯在官ノ者數名漁人數名ノミナリトノ評判

アリ。且魯西亞人ヨリハ日本人ヲシテ、其地ヲ去ラシメント命令アリシ由ノ説ナリ。』（新聞雜誌「明治七年十一月二十四日——「明治編年史」第二卷昭和十年に収録）而も開拓使自身この退去に賛してゐたものと云へる。蓋し開拓使は同年七月次の如き樺太放棄を意味する如き樺太表官費移民轉居ノ儀上申』を行つてゐるからである（「開拓使録事」「東京日日新聞」同年八月二十日掲載——同上）。

『戊辰ノ年、岡本監輔元函館裁判所權判事在勤中、同所ヨリ移民二百名、並ニ已レノ年同人開拓判官ニ轉任、丸山外務大丞等ト一同樺太赴任ノ折、東京府下ヨリ三百餘名官費召募ノ上、三ヶ年間扶助ノ管ニテ同所へ移住致サセ、右期限ハ勿論、既ニ六年ノ星霜ヲ經候處、未ダ自力生計ノ目途相立不申、悉皆給與罷在候。……同地方ニ差置候テハ到底獨立營業ノ目的無之、然ルニ函館小樽等ハ人煙頗ル繁殖、物産等モ夫々相開ケ居リ、樺太表へ比較致候得者容易ニ營業相成候ニ付、右召集ノ者三百三十六名轉居致サセ候都合ニ決議罷在候』（一九五頁）

かくの如き開拓使の態度に對しては當然反對の聲が擧げられた。明治八年一月二十日の『あけほの新聞』紙上に現れた『無名氏』の投書（「明治編年史」第二卷に収録）の如きはその一つである。筆者は先づ極めて強硬に樺太放棄論を排し、樺太放棄を主張するものはロシアを恐れるからであるが、『魯の畏るべきは固よりといへども、樺太を捨て、魯の禍を止るに益なきを知らざるなり。果して其説の如くは全國を捨て、魯の禍を止んとするに至らん。』（二七四頁）として、ロシアの南下は際限がないであらうから斷乎たる處置の必要なることを力説し、戦端の開かるる亦止むなし

として曰く、

「樺太の我有たること百年以來已に確乎たる證據あり、天下の共に知る所なり、況て二千五百人の蝦夷皆我を仰て粒食し、我を捨て、彼に就くに忍びざる情實なるをや。我其心を合して盡力開拓せば、魯人暴と云へども何ぞ妄行して忌むことなきを得んや。樺太の混雜は我民の寡くして魯國罪民の暴を制すること能はざるに由る、必しも魯國政府の罪に非るなり。且我國の魯に於る千秋萬歳を経て無事なる良策ありとするか必然に覺悟し靜に支度して時を待つは何の不可なることありや。」(二七四頁)

更に樺太開發はそれ自身決して不利益なものではない。若し損失が多いとするならば、それは開發の方法がその當を得ないだけのことである。すなはち、

「樺太を開いて損多しと云ふものは其術を得ざるに由れり。全島魚類すら數千人を養ふに足ることは、漁夫共の常に知る所なり、何ぞ益を興すの術なからんや。苟くも其術を得ずんば億萬の金糧を用ゆるも何ぞ溝渠に舍つるに異らん。樺太を開いて金を用ゆること溝渠に舍つるが如くならば何ぞ損なきを得ん。されども是豈樺太のみならんや。何地といへども損なきを得ざるなり。」(同上)

かくの如く主張したる後、筆者は上記の開拓使の處置に反對する。曰く、

「近來開拓使奥地の漁場を廢する事ありと、又從前數多の金を費し、戊辰以來造立せし家屋までも空家にして擱くと聞く。又其故を知らざるもの或は樺太を舍つるの漸なりと評するもの無きに非らず、蓋し廟堂有司の深意を知らざるのみ。今樺太なる奥地漁場引拂の期に臨み、土人共の歎願に我國人引拂なば老幼土人極めて凍餓に死す可く、亦何を以て魯人暴行の苦を免れんや。願くは怒みを垂れ居留り給へと言一涙すと聞く、漁夫

すら涙を流さざるはなし且我邦人乗船出帆の際土人皆海岸に立ち訣別の情真に父母の喪に臨むが如く忍びざるの情ありと、」(二七四—二七五頁)

管に樺太開發に利あるのみならず、その原住民がかくの如く日本人に懐いてゐるのに、これを放棄するといふが如きは、全く理由を解し得ない、といふのである。

蓋しこの時に當つて世論は二つに分れ、その一は樺太の放棄を以て對ロシア關係の禍根を絶つものと考へ、他はこれを以てロシアに對する讓歩の第一歩と考へたのであるが、併しその何れにしる、ロシアの脅威を感じ「北門の鎖鑰」を強化するの必要を認めてゐる點に於いては一般である。この共通の「北門の鎖鑰」論の外形的對立を例示せんに、樺太千島交換條約成立の報を入れてその各々は次の如く論じてゐる。

『東京日日新聞』(明治八年五月二十七日)——「樺太雜居ノ約ハ日本人民ニ取りテ更ニ利益ナキ而巳ナラズ、之ヲ保存スルガ爲ニ費用ヲ擧シ葛藤ヲ招クノ損害アルヲ以、吾曹ハ去冬ヨリ說ヲ立テ、斷然日本政府ガ之ヲ棄ン事ヲ期望セシニ、……今日ノ對與ハ乃ハチ暗ニ吾等ガ期望ニ適スル所ニ符合スルモノナレバ、豈ニ此報ニ驚クベキ理アラシヤ。」(「明治編年史」第二卷、三二六頁)

『東京曙新聞』(同年六月十三日)——「世人或ハ曰フ、吾政府ハ樺太ヲ以テ千島ノ内(チルブイフトン)及ビ他ノ一島ニ易エタリト。吾輩ノ聞クトコロハ之ニ異ナリ、彼ノ千島ノ内、僅マタル小島安ゾ樺太ト相比較スベケンヤ。必ラズ其土地ノ價位ヲ定メ若干ノ金額ヲ魯西亞政府ヨリ請取シナルベシ、未ダ其約束ノ詳ナルヲ知ルアタハザルナリ。右ハ世上ノ流傳スルトコロニ就キ、我輩ノ想像ヲ以テ之ガ說ヲナスノミ、然レドモ其形跡或

ハ此ニ近キモノアラシムレバ、夫ノ北門ノ鎖鑰ニ於テ大ニ其ノ心ヲ用ユルトコロナカルベケンヤ。魯國ノ大志アルハ世人ノ偏ク知ルトコロナリ、今其手ヲ吾北海道ニ下サザルモノハ、樺太境界論ノ未ダ結局ニ至ラザルモノアルヲ以テスルナリ。今日樺太ノ全島ヲ擧ゲテ之ヲ棄テ、一葦ノ水能ク魯西亞ヲ限リテ、其南侵ノ志ヲ遂グルアタハザラシムベキトスルカ、吾輩ノ未ダ信ゼザルトコロナリ。』(同上、三三七—三三八頁)

吾々はここでは當時の囂々たる論議を惹起した本問題の僅か一端に觸れただけであるが、併しロシアの南下の努力はこれを以て終つたのではなく、従つて又對ロシア論としての『北門の鎖鑰』論も決してこれを以て終つたのではない。否、寧ろ、樺太の第一歩に對して、北海道をその第二歩たらしめざるやう、これへの移住が、一層強硬に主張せられることとなつたのである。吾吾はかかるものの適例として『東京經濟雜誌』第七十七號(明治十四年九月十日)の社説『北海道開拓論』を擧げることが出来る。

本社説は先づ『北海道の地は我國北門の鎖鑰なり若し一たひ之を失せば國家の安甚た危し故に開拓の事たる獨り經濟上の論議に止まらず大に經國上に涉るものあり』(九六三頁)としてその政治的重要性を強調したる後、曰く、

『夫れ目今我亞細亞諸國の國勢たる年ごとに衰凋に趣くものあるにあらずや歐洲の強國は陽に交通和親を務め通商貿易を以て交際の本主と爲すが如しと雖も苟も罅隙の乘すべきあれば直に甲兵を興し鐵艦を驍して其海港に入り一に兵力に訴へて其是非曲直を問はざるなり故に亞細亞の諸國必ずしも常に非ならずと雖も印度は既

に英國の爲めに滅せられ土爾其は數々露國の侵掠する所となり僅かに外國の助援に因て其餘息を保ち百爾社、亞普汗、ペルーチスタン等の諸國の如き數々英人の蹂躪を受け其國脈實に朝露の如く輕し印度以東ベンガル灣沿岸の諸國は多くは英佛殖民の横行する所にして東海の表に立ちて一大帝國の旗色を輝かせる支那の如きも既に二回の辱を英佛二國に得たり然り而して亞細亞の北方一帶の地は既に露國の蠶食する所となり遠く滿洲を併せ終に我樺太を以て其所有と爲すに至れり故に其禍害を蒙むらざるもの實にあるなし堂々たる我日本帝國の如きは其禍害を蒙る最も少きものなり』(九六三—九六四頁)

併し乍ら我國とて決して安き地位にあるのではない。現に『我國既に一敵國を五港に置きて而して北地亦た強露の殖民に隣せり』(九六四頁)これが侵略の初でないとは誰が云ひ得るであらうか。

『熟ら往日を回顧するに我國開港の始め人心大に之を憂ふるあるか如し其鎖鑰を主張するものは云ふも更なり開港を主張するものと雖も實に之を防ぐの力を蓄えんとの意に出たり此時に當りて北海道の地は未だ人民の移住するものなく加ふるに露人數々之に入寇したるを以て最も奪掠の懼れあり故に徳川政府と雖も最も其開拓に注意したり其故如何となれば北海道の地たる實に我國北門の鎖鑰なればなり蓋し國の強弱は大に地勢に關するものあり而して其北方に據りて南向するものは常に南方にありて北向するものを制するに足るあるか如し余輩熟ら之を舊時の史乘に徴し之を現時の形勢に質するに其事灼然たり』(九六四頁)

このことは各國の歴史に徴するに明かに見られる所である。然らば東洋のみがその例外であるべきではない。すなはち、

『從來我國の志士が熱心北海道の開拓を論辨せし所以のものは此地の有無は大に我國體の存亡に關するある

か爲めならずや然るを況んや今や樺太の地既に露國の有となるに於てをや蓋し我國の文化は常に南方より北方に進むの跡ありと雖も地勢の勝は常に關東にありて王朝の昔より之を征しかたかりことは史上に歴然たり抑も北海道の内地に於けるは尙ほ關東の幾内中國に於けるが如く樺太の北海道に於けるは尙ほ北海道の内地に於けるが如くなり故に若し其れ露國の殖民をして大に樺太に増殖せしめ漸く其鋒を南して席卷して下たらしめは日本帝國たるもの其れ終に如何そや假令内地の人民肝腦地に塗して之を防くも地勝の勝たざる余置其終に支ゆべからざるを見るなり故に北海道の政務は國家樞要の大事なり速に人民を此地に移し其地にある者をして自ら防くの力を備へしむるとあらざるよりは焉そ能く露兵南下の鋒に敵するを得んや假令能く一時之を支ゆるも開拓の行れざる糧食の供すべきなく軍備の蓄ふべきなし皆な之を内地に仰かざるを得ず豈に能く久しく之を保持するを得んや故に速に開拓の業を勤め我先づ北海道を以て繁榮の一地方となし漸く北の方樺太を得るの策を立つるにあらざれば北門の虞終に絶ゆべからざるなり』(九六五頁)

すなはち速に北海道開拓の實を擧げ、以て國防の任を全からしめるのみならず、進んでは更に樺太を恢復しよう、といふのである。更に又曰く、

『露國政府か南伐の志あるは敢て喋々を要せざるなり近日樺太の開拓漸く進歩の景況ありと聞く是れ豈に我國將來の大患にあらずや其れ樺太早く開け北海道未だ開けずして而て一旦露兵南向せば北海道の守其れ之を誰に托せんとするか其れ兵は無人の地に屯せしむべからず北海道にして荒蕪の地なれば蓋し一に其占奪に任せざるべからざらん嗚呼危きかな北海道開拓の業を誤まるは實に將來日本の獨立を害するものなり日本帝國の名世界の圖表に滅するも豈其れ此舉措に胚胎せざるを知らんや余輩之を思ふ毎に悄然として悲しまずんはあらざるなり』(九六六頁)

## 三

併し乍ら北邊の脅威は單にこれに止まるものでなかつた。所謂千島の密漁獵問題がすなはちこれである。

この問題は既に明治初年、未だ千島の歸屬が判然としなかつた時に於いてこれを指摘論議されてゐる。例へば明治六年六月の『新聞雜誌』第百十號(明治編年史)第二卷、昭和十年、に収録)は曰く、

『蝦夷東北海中ニ「クルリ」ト云ル島アリ、其近海ニ魚類多ク群ヲナシ互ニ相食ス、數千ノ海獺集來シ、又其魚ヲ食セリ、近頃亞米利加人小船ニ乗ジテ此地ニ來リ、海獺數百頭ヲ獲テ獨乙國ニ賣却シ、三萬弗ノ利益ヲ得タリ、皮一枚ノ價八十弗ナリ、此島元日本政府ニ屬シタル故、不日此舉制止セラレベシト云。』(五五頁)

又明治七年四月十八日の『日新眞事誌』(同上)も曰く、

『臘虎密獵ノコト、屢之ヲ偵察シ、去秋始テ確證ヲ得タリ、故ニ大ニ獵人ヲ募リ、矯龍丸ヲ本船トシ、若干ノ漁船ヲ發遣シテ此業ヲ開カントス、今既ニ準備セリ、解纜近キニアリ。』(一五五頁)

かくて同年臘虎漁場の開設となり、更に翌八年には前述の如く樺太との交換によつて千島の領有は確定した。併し乍ら外國船の密漁獵は少しもこれによつて停止することなく、寧ろかへつて益々増加して行つた。従つてこれに對して何等かの處置をとることが要望せられた。例へば明治

十五年五月四日の『日本立憲政黨新聞』（明治編年史）第五卷、昭和十年、に收録）は曰く、

『我國北海第一の産物たる臘虎を多く外國人に獵獲せらるゝを憂ひ、之が取締方法を舊開拓使に於ても種々に計畫せられしが、何分外國人の獵獲を防遏し能はざりしが、昨今已に其獵期に際し、追々外國獵船も北海へ向け出發し、且つ外人は其の捕術に長じざるを以て北海の臘虎は悉皆外人に奪はれ、みすく我國益を失ふ場合なれば何とか規則を制定して國産を保護致したしと北海道新置の三縣協議のうへ此ほど其筋へ伺ひ出られしとか。』（七四頁）

政府もかかる意見によつてこれが取締をなすこととし、明治十七年太政官布告第十六號及び明治十九年勅令第八十號を公布したが、その要旨は前者の定めたる如く『農商務卿ノ特許ヲ得タル者』を除いて『自今北海道ニ於テ臘虎并臘肭獸ヲ獵獲スルヲ禁ズ』るといふにある。そしてこれにつれて密漁獵に關する取締が實施せられた。北海道廳の公式報告たる『北海道明治十九年功程』（官報）第一二六二號、明治二十年九月十日、八九頁以下、及び第一二六九號、九月十九日、一七四頁以下）の如きは、これに就き『擇捉臘虎獵場ハ一ハ國産ヲ起シ一ハ密獵船取締ノタメ明治七年本場ヲ棄取、音根別、イリブシノ三所ニ建テ支場ヲ十九箇所ニ置ケリ然レモ猶ホ年々密獵船ノ出沒濫殺ヲ免レス十九年十二月勅令第八十號ヲ以テ臘虎臘肭獸獵獲及其生皮輸入販賣規則を制定セラル、ヤ其獵業取締手續ヲ定メ根室及擇捉ニ該獵取締出張所ヲ設ケタリ』（第一一六二號、九〇頁）とその處置十全なるを得たるかの如く述べてゐるが、事實は寧ろ反對であり、従つてこれに關する論議は益々その激しさを加へる一方であつた。

を加へる一方であつた。

既に早く明治十八年に金子堅太郎子爵もその伊藤參議に提出したる『北海道三縣巡視復命書』

（『新撰北海道史』第六卷「史料」二）に於いて密漁獵問題を取上げて曰く、

『千島近海ニシテ、若シ海獸ノ棲息スルコトナク、漁介ノ呼吸スルコト多カラズンバ、外國人ノ之レニ注目スルモノナシト雖モ、漁介ノ不盡藏ナルアリ、海獸ノ多ク棲息スルアリテ、數十年來外國人争テ、彼島ニ輻輳スルニアラズヤ。然ルニ獨リ警備ノ忽ガセナルノミナラズ、諸島皆無人ノ實況ナルガ故ニ、外國殊ニ、魯國ノ船舶常ニ此近海ニ往來シ、密獵ヲナシ、或ハ上陸シテ、薪水ヲ採リ、甚シキニ至テハ小屋ヲ掛ケ越年スルモノアルニ至ル。此有様ニシテ久シキニ涉ラシメバ、彼等ハ終ニ無人島占領權ヲ主唱シテ、之レヲ以テ、我藩土ト見做サマルコトナキヲ保シ難シ。現ニ往古ニ遡リ、千島諸島ノ沿革ヲ徵スルニ、該島ハ古來、我版圖荒服ノ地タルモ魯國、其邊防ノ備ナキヲ覘ヒ、遂ニ得撫以東ノ諸島ヲ蠶食ス。然ルニ、松前藩微弱ニシテ之ヲ卻クル能ハズ。却テ事ヲ幕府ニ蔽ツテ空シク魯國ニ屬セシコト百三十有餘年タリ。魯國ノ暴戾不法ハ固ヨリ論ヲ俟タズト雖モ、抑又幕府ガ千島ノ警備ヲ忽ガセニスル罪ナリト云ハザルヲ得ンヤ。是、堅太郎ガ往古ノ覆轍ヲ眼前ニ置キ、千島將來ノ政策ヲ思テ、一日モ措クコト能ハザル所以ナリ。故ニ目下千島群島ノ爲メニ、最モ急務トスル所ハ、警備ノ法ヲ立ツルト、外國人ノ密獵ヲ防禦スルトノ二事ニアリ。』（六三二頁）

そしてこれが爲めに行はるべき具體的施策として次の三つを擧げてゐる。

『第一、千島群島中ノ一ニ屯田兵ヲ置ク事

『千島群島中ノ一ニ屯田兵ヲ置キ、適宜ノ方法ヲ設ケテ、千島全島ニ關スル警備ハ凡テ之ニ委任シ、兼テ警

察驛遞ノ事務ヲモシドラシムベシ。』(六三一—六三三頁)

『第二、汽船一艘ヲ擇捉近海ニ備ル事

』擇捉ニ屯田兵ヲ設クルモ、未ダ以テ千島ノ警備ヲ完フシタルモノト云フベカラズ。宜シク、汽船一艘ヲ購入シテ、千島諸島ヲ巡廻セシムベシ。』(六三三頁)

『第三、海軍省ハ氷解ヨリ氷結マデ毎年軍艦ヲ千島ニ送ル事

』擇捉島ニ屯田兵ヲ置キ、又汽船ヲ備フルトキニハ、千島ノ警備略々整頓シタルガ如シト雖モ、屯田兵若クハ通常航海者ノ能クナスコト能ハザルモノアリ、何ゾヤ、千島近海ノ測量、是レナリ。』(六三三頁)

併し乍ら他方外國船の密漁獵は決して衰へては行かなかつた。そして明治十七年太政官布告第十六號及び明治十九年勅令年八十號並びにこれ等に基く諸取締も、單に日本人の密漁獵を取締るだけであつて、外國船には手を觸れることが出来なかつた。従つてこれに對する論議は益々喧しくなつて行つた。例へば明治二十一年六月十五日の『東京日日新聞』は明治初年以來同二十年に至る外國船密漁獵額に就いて『右密獵船は惣計四百卅一隻にして捕獲したるは臘虎、臘膈膺、海豹、海馬、紫猫、十字狐、黒狐等にて其金額四千萬圓以上に達す』(明治編年史)第七卷、昭和十年、八五頁)と述べてその放置すべからざることを主張し、更に同年八月九日の『朝野新聞』は日本自身の小笠原島在住者がこれに参加しつつあることを説き、『同島へは毎年外國船來り碇泊し、白人を雇入れて何地にか行くを常とし皆な捕鯨船なりと稱せしが、島人も亦た全く捕鯨船なりとして

毫も疑はざりし。然るに近頃に至り、右は全く臘虎の密獵船にして、同島の白人は皆其の雇使する所となれるものなりとのこと判然』(同二二頁)と書いて、これに關する世人の注意を喚起してゐる。

併し乍らこの問題に關する最も徹底的且つ強硬なる論議は、『東京經濟雜誌』第六百五十四號(明治二十五年十二月十七日)より連載せられたる台水すなはち瀧與治氏の長大なる論文『海國策』であらう。吾々は既にこの論文に於いて氏が、本土の人口過剩處理策として北海道拓殖を主張せること、これが同時に『北門の鎖鑰』を堅める上に於いて不可缺なるを説き以て海軍の擴張に及んだことを見たのであるが、吾々はここでは氏の千島密漁獵論を辿らう。氏は先づこの論文の『其二』(第六五五號、明治二十五年十二月二十四日)に於いて、我が海軍の劣勢を説きたる後曰く、

『吾人は想ひ起す、明治の初年に當り、魯が我對馬を占領せんとしたるに、英國公使ヲルコック氏の盡力に依り、魯艦は漸く對馬を退きしことありしを、又他國の一商船が、我關稅權を犯して某港に入らんとせしことありしを、吾等之のみならず、他國の臘虎密獵船は、常に公然我北海千島の邊を往來するに非ずや、以上の事實は是れ、我國の海軍甚だ微力にして、威示以て他國の人民を畏服せしむるに足らざるを證すべき也、見よ先年魯艦亞列威號は、白令海峡の銅島に於て、米の密獵捕鯨船三隻を追撃すること一晝夜にして、遂に其一艘なる巴美頓を捕へしに非ずや、然るに我海門艦は千島を巡航したるも、未だ一の密獵船を捕ふるに能はざりしに非ずや、』(九二六頁)

實に貧民を救済するが爲めにはこれを未開地に移すの要あり、然るに移植民を實行するが爲めには先づこれを保護すべき海軍を要するのであるが、我海軍は極めて劣勢であつて、北邊の密漁獵さへこれを抑止し得ない状態にある。然るにこの保護不十分な北海道漁業でさへ、明治十年には約三百十數萬圓、十六年には約五百萬圓、二十年には約五百二十數萬圓といふ多額の漁獲高を示してゐる（其五）第六五九號、二十六年一月二十八日、一二五頁）。然らば若し外國密漁獵が全然存在しないならばこの高は遙かに増大すべき筈である。すなはち、

『扱て然らば北海道漁民の所得は、何にが故に斯く多額なる乎、是れ他なし彼等は高價なる海獸を捕獲するを以てなり、即ち臘虎、海豹、海馬、臘肉、鯨等を捕獲するを得るが故也、然れども此等貴海獸の多くは、年々他國密漁船の爲に盜奪せられ、我國人の手に落つるもの甚だ少し、噫、我北海の漁民は他國密漁者の取り残したる海獸を捕獲するも、尙且本州漁民の所得に四倍するの所得あり、之を他の密漁船の侵入を防ぎ、我北海道の漁民のみにて捕獲するに於ては、其利實に計り知るべからざらん、』

『然り而して北海道中、最も高價の海産物を産し、又最も密漁船の往來する所を千島とす彼の臘虎、海豹、海馬、臘肉、鯨、黒狐等の貴海獸は、皆千島の近海に集簇し、以て吾人の捕獲を待つ、宜なり外國密漁者の垂涎して、絶へず此海邊に群至することこそ、殊に彼の米國人の如きは、大西洋の**新波蘭**及び**愛蘇蘭**、太平洋の**コロンビヤ**、**アラスカ**等の海獸魚介を捕獲し盡して、今や我千島の近海に航し、盛んに密漁をなしつゝある也、』（其六）第六六〇號、二月四日、一五七一—一五八頁）

而もこのことたるや確實なる證據のある所であり、すなはち當の米國で出版された『米國鯨獵

史』もこれを認め、加之『彼の米國水産局に於ては、先年公然魚類窠窟搜索の爲めに、軍艦を我北海道に派遣せる旨の報告を爲し』（一五八頁）てゐるのである。而もこれはアメリカに限つたことではなく、ロシアも亦我が領海内に侵入し來つてゐる。かくて莫大な國富は失はれ、そして國家の權威は失墜の餘儀なきに至つてゐるのである。氏は曰く、

『噫我國民は徒らに舊來の獵場を株守し、僅かに四國九州の海邊に於て捕鯨を營み、遠く離れて貴海獸の叢窟なる千島に赴くの勇氣なく、米國人は世界何れの邦國も嫌はず、苟も貴海獸のあらん限りは、假令千萬里も遠しとせず、茫渺たる激浪波濤を踰へて、海外萬里の異邦而も堆雪氷山の間を縦横し、我北海道の近邊に渡航して盛んに捕獵の業を營む、亦以て着眼の大差あるを知るに足らん、又彼の魯の如きも我領海線内の千島近海に侵入し、臘虎臘肉を竊取することは、吾人が屢々耳にする所なり、以上の事實は是れ果して我國の主權を蹂躪するの所爲に非ざる歟、我國威を蔑視するの行爲に非ざる歟、我が國權を侵害するの事件に非ざる歟、我四千萬の國民たるもの、豈我獨立國の外面に對して不問に措くべきの事件ならんや、吾人は惟む我政府に於ても、之が爲めに外國と談判を開きしことなく、帝國議會に於ても之が爲めに、密漁取締りの建議をなしたるものなきを、噫、臘虎一頭の價七十圓、海豹一頭の價一圓五十錢、少なしと雖も我漁民一年の收獲高、二十三圓に四倍するに非ずや、米國密漁船が一年に我領海より持去る、臘虎の價百二十萬圓、巨額ならずとするも尙以て二千四百四十噸の千代田艦を購ふに足る、財政困難の我國に取りては、百二十萬圓決して小額なりと云ふべからず、況んや密漁船の跋扈は、是れ我國權を侵害するの所爲なるに於てをや、』（一五九—一六〇頁）

かくの如く巨大な富源がここにあるのであるから、若し軍艦を派遣して外國船の密漁獵を取締

り、以て我國の漁業に對する保護を十分にするならば、北洋の漁業の齎らす利益は更に更に増大する筈である。而も問題は單に經濟上にあるわけではない。外國密獵船の横行は取りも直さず我國權の侵害である。護らざるの『鎖鑰』は『鎖鑰』ではない。従つて日本としては速かに海軍を擴張し、軍艦を以てこの『鎖鑰』を護り、以て北方ロシアの南下の勢を防止すべきである。すなはち、

『否な北海道に始終軍艦を派遣するの必要は、實に漁業の保護のみに止まらざる也、我國防上よりも又北海に軍艦を派遣せざるべからず、夫れ北海道は我北門の鎖鑰なり、然れども是れ北海道に軍艦を派遣するに於てこそ、始めて北門の鎖鑰となるべしとのことにして、今日已に北門の鎖鑰となり居ると云ふべからず、若し夫れ殺氣一發し、強魯の政略、圖南の志望決行せらるゝの日、忽ちに艦艦を白令海峡に浮べて千島に襲ひ、突進して北面より我北海道を衝く時に際し、北海道には果して之に對抗するの守兵ある歟、噫、我北海道には守兵を養置するの鎖鑰なきなり、軍艦を碇泊するの軍港なきなり、只ある所のものは、將來開墾せば我國の富源となるべき、渺茫たる一大原野と一大森林とあるのみ、』(一六〇頁)

更に又曰く、

『依つて我國の爲めに計るに、苟も魯と對抗せんと欲せば、其陸軍をして一步も内地に踏入らしめざるの策を講ぜざるべからず、然らば則ち其策とは何ぞや、他なし海上の警備を嚴にし魯の陸軍が未だ上陸せざるに先ち、海上に迎撃して之を追ひ退ぞくるにあり、即ち我海軍を以て魯の海軍と戦ふにあり、詳言せば我海軍は常に軍艦を北海道に派遣し、千島の近傍に軍港を開きて之に碇泊せしめ、兵士をして沍寒の氣候に慣らしめ、一

は外國の密獵船を防きて我漁業を保護し、一は北海道の警備を嚴にし、北海道をして北門の鎖鑰となすにあり、』(同上)

## 四

外國船の北海道近海に於ける密漁獵の問題は更に進んで議會に於ける論議を惹起した。その経緯を簡単に述べれば次の如くである。

外國船密漁獵に關する院内論議の最初のもは明治二十五年の第四議會衆議院に於ける加藤政之助氏外二名提出山本登氏外二十九名賛成の質問『千島群島米國船漁業ノ事』(『官報』明治二十五年十二月一日號外、第四議會衆議院速記録第一號)である。その全文に曰く、

『北海道千島近海ハ先年來米國臘虎漁船來リテ密獵ヲ爲スノ風説頻リニ傳播セシガ近年ニ至リ米國船ハ千島群島ニ於テ漁業ヲ爲シ、其收穫スル所少カラズ此漁業船ハ次第ニ増加ノ景況アリト聞ク、此事實アルニ關セズ我國若シ之ヲ不問ニ附セハ異日彼レニ何等カノ口實ヲ與ヘ我國權ヲ傷ツクルコトナシト云フヘカラズ是レ國權ノ伸縮ニ關スルノ重大問題ナリ政府ハ此事實ニ付キ正確ナル報告ヲ領セルヤ又政府ハ今日マテ此漁船ヲ取押ヘタルコトアルカ將タ今後之ヲ如何ニ處理セントスルカ』(二頁)

これに對し後藤象二郎農商務大臣は十二月九日附の答辯書(同年十二月十六日號外、同第一三號)を以て答へた。その要旨は、政府は千島近海に外國漁船が出沒するので二十四年に軍艦海門を、二十五



年に同磐城を派遣したのであるが『然レトモ密獵船を現場ニ捕拿スルノ場合ニ遭遇セズ』二十四年中に横濱入港の外國漁船は十一隻、函館四隻であり、二十五年一月乃至六月末の函館入港米船六隻、英船一隻、厚岸色古丹入港五隻であるが『然レトモ果シテ密獵船ナルヤ否ヤハ確認スルニ由ナカリキ』米國鱈漁船は三十年以前から千島近海を通過してオホーツク海で年々七八千石の漁獲を示してゐるが『然レトモ外國漁船カ捕獲ニ從事スル漁場ノ果シテ帝國領海ノ内ニ在ルヤ否ヤハ未タ正確ナル報告ヲ領セス』そして『今後ノ處置ハ復タ獵期ニ際シ軍艦ヲ巡邏セシムルニアリ而シテ政府ハ將來帝國人民ノ遠海漁業ヲ獎勵シテ我近海ニ來漁スル外國漁船ノ乗スヘキ覺障ナカラシメント期ス』といふのである(二七八頁)。

併し乍ら質問者加藤政之助氏はかかる答辯に満足することが出来なかつた。すなはち曰く、

『政府ハ此千島群島ノ漁業其他ノ事ニ就イテ、私ノ提出致シマシタル所ノ質問ニ對シテ答辯致シマスルノニ、成程北海道千島ニハ密獵船方來ルト云フコトデアル來タ數モ此ノ如クデアル、ソレガ故ニ政府ハ軍艦ヲ二度程派出シテ之ガ取締ノ道ヲ講ジテ見タ、併ナガラ今日ニ至ル迄未ダ一回モ外國船ヲ捕ヘタコトハナイ、又此密獵船ニ就イテ精確ナル報告モ得テ居ラナイ、斯様ナル答辯デゴザリマス、私ハ私ノ質問ニ對シテ政府ガ此ノ如キ茫漠タル答辯ヲ爲シテソレデ責任ヲ盡シタリト思フテ居ルノニ實ニ驚カザルヲ得ナイ』(同上、二七八―二七九頁)そこで氏はそれより密獵に關する具體的事實を詳細に述べたる後曰く、

『斯様ナル明瞭ナル事實ガアルニモ拘ラズ政府ガ全ク北海道ノ千島群島ヲ保護スルコトヲ爲サズシテ、外國

密獵船ノ蹂躪ニ任セルト云フノハ、殆ド我邦ノ此國權ヲ維持シ我邦ノ國土ヲ維持スルト云フコトニ附イテ、政府ガ怠リヲ爲シタ所ノモノデアル、政府ハ我日本國ノ國土ヲ維持スルコトニ就イテ之ヲ用ヒザル所ノモノデアル、實ニ是ハ當局者ノ怠リデアル』(二七九頁)

かくて加藤政之助氏は直ちに加藤勝彌氏と共に藤野政高氏外三十一名の賛成を得て同年十二月十六日附を以てこの點に關する再質問を提出した(十二月十八日號外、同第一五號)。それは次の五箇條である。

- 『一 北海道臘虎並臘肭獸密獵取締ノ爲メ軍艦ヲ派遣セシ年月日巡邏ノ經過地及ヒ歸朝
- 『一 政府ノ答辯ニヨレハ外國漁船カ薪水ノ供給ヲ得ンカ爲メニ厚岸色古丹函館横濱等ニ入港セシモノ二十七艘アリシト云フ然ルニ軍艦カ該密獵現場ニ遭遇セザリシトセハ則チ任務ヲ盡セリト云フヲ得ヘキヤ
- 『一 明治十七年第十六號布告臘虎並臘肭獸獵禁止ノ禁ヲ犯シ處斷セラレシモノアリシヤ
- 『一 明治十九年勅令第八十號臘虎並臘肭獸獵獲及其生皮輸入規則第一條ニヨリ特許ヲ得タルモノ、人名期限獵場區域及ヒ獵獲高
- 『一 同令第四條但書ニヨリ該品ヲ帝國ニ輸入セシコトアリシヤ』(三二九頁)

これに對して後藤象二郎農商務大臣は十二月二十四日附を以て答辯書を提出したが(官報「明治二十六年一月十日號外、同第二二號」、右の五箇條の中その一とその五はそれ程重要でないからこれを省き、それ以外に對する農相の答辯を見るに、それは次の如くである。

「一 外國漁船ノ帝國諸港ニ出入スルモノハ悉ク密獵船ト爲スヲ得ズ又其積載スル獸皮ハ果シテ我北海道ニ於テ獵獲セシモノナルヤ又ハ他國ノ領海ニ於テ獵獲セシモノナルヤ確認シ難キヲ以テ假令外國漁船我近海港灣ニ來往スルコトアルモ之ヲ以テ直ニ密獵船ト斷定スルヲ得ス而シテ軍艦ノ巡航中現ニ捕獲ニ從事セシモノヲ認メサリシヲ以テ之ヲ捕拿スルコトヲ得サリキ然レトモ軍艦ノ巡邏ハ密獵船ヲ退避セシムルニ於テ其效少ナシトセサルナリ

「一 明治十七年第十六號布告ニ基キ刑法ニ依リ處斷セラレタル者十九名アリ」(五二二頁)

更にその第四に就いては、明治十七年第十六號布告により農商務大臣の特許を得たものは大日本帝國水産會社であつて、その期限は二十一年六月から二十六年五月までであり、その獵場區域は明治十九年勅令第八十號により北海道廳令の定むる所に從つて定められたが、その捕獲數は次の如くであるとしてゐる(同上)。

	鹿	熊	豚	獸
明治二十二年	五一頭	三六頭		
明治二十三年	四七	三七九		
明治二十四年	五七	四四		
明治二十五年	五四	三		
計	二〇九	四六二		

北邊の問題に關し異常の熱意を有してゐた岡本監輔氏も亦、第四議會の貴衆兩院に『千島事業

保護ノ請願』をなしたが、衆議院はこれを一月十三日に、貴族院はこれを二月二十日に、本會議に上程してゐる。前者に於ける委員長報告には『北海道千島國ハ水産豐饒ニシテ外人ノ密獵年々數百萬金ト聽ク……近年渡航者アレトモ未其目的ヲ達スル能ハス……五年ヲ一期トシ年々五萬圓ヲ下附サレ五百名ノ移住人ヲシテ鮭、鱈其他雜魚、海草ヲ捕獲シ五年間ニ成功ヲ期セント云フニアリ』(二月十四日號外、第四議會衆議院速記録第二六號、六五四―六五五頁)とあり、後者のそれには『北海道千島國ハ其周圍本道ヨリモ長ク水産ノ豐饒ナル坤輿中多ク其比ヲ見ス而シテ實ニ我邦北門ノ鎖鑰タリ然ルニ該島ノ大半ハ邦人ノ跡ヲ存セス外國人ノ來テ其間ニ出沒シ密獵ノ利ヲ擅ニスル年々數百萬圓ノ多キニ及フ是レ國利上國防上一日モ忽ニスヘキニ非ス……各個人ノ力ノミニテハ容易ニ成功ヲ期シ難キヲ以テ五年ヲ一期トシ、云々』(二月二十一日號外、同貴族院速記録第三三號、三九六頁)とある。その計畫の具體的内容は、衆議院請願委員山田泰造氏の説明によれば次の如くである。

「移住者ノ十名ヲ一組トシテ五百名ヲ移スト云フコトガ大體デアリマス、ソレデ五萬圓支出ノコト、内一萬八千七百一圓三十錢ガ永續ノ資金、五千五百圓ガ移住者十名各一組ニ漁船二艘ヲ備ヘルモノトシ、併セテ百艘ト權礎等ノ代價デアリマス、三千七百五十圓是ハ四組四十名ニ三百圓ノ割トシテ、五十組五百名ノ鮭、鱈漁業ニ要スル建網又引網等ノ代價ノ概算、千五百圓ガ十人一組ニ三十圓ノ割合トシテ鱈釣諸道具代價デゴザリマス、千十六圓五十錢ガ五百名日用ノ諸道具ノ代價デアリマス、四百三十四圓八十錢ガ五百名日用ノ家具ノ代價デアリマス、五千圓ガ運輸風帆船二艘ノ代價、千五百圓ガ事務所購入ノ代價、中金三萬一千二百九十八圓七十錢ガ

一年度ノ諸道具ノ費用、ソレカラ七千七百圓物品ノ製造ニ要スル鹽一萬八千五百五十俵及藥品ノ代價、金千四百五十圓是ハ家屋構營船舶修繕ニ要スル板釘繩索ノ諸代價、千五百一圓二十錢是ハ日用消耗品及網類修繕ニ供スル諸品ノ代價、一萬三千五百四十七圓五十錢是ハ飲食諸物ノ代價、飲食ハ五百五十名ノ一箇年分ト五十名ノ半箇年分トノ別ガアリマス、都合六百名ナレドモ其中ノ百名ハ雇漁夫ニシテ移住五百名ノ外ニ在ルモノトス、五千六百圓是ハ風帆船船長水夫十六名雇漁夫百名醫師五名ノ俸給、此輩モ移住者トナルヲ要シ純益ヲ分タシトヲ要ス、此俸給ハ止ムヲ得ザルニ出デタモノデアリマス、一千五百圓ガ事務所ノ用ニ供スルモノ、五萬七千五百圓ガ收入部ノデ、其内四萬圓ガ鯨鯨其外雜魚海藻等一萬石收獲ノ代金、但シ一組十名毎ニ鹽魚百七十五石海藻ガ二十五石合シテ二百石收入ノ積リ、百石ノ代金ガ四百圓ノ見積リ、一萬七千五百圓ガ鯨收獲二萬五千石ノ代、但シ十名一組ニ五百束收獲ノ積リ、鯨一束ハ目方二貫目ニテ代金七十錢』(同上、第二六號、六五五頁)

すなはちこれによれば北海の多額に上る外國船密漁獵に對抗する爲め自ら漁場を開かんとするものである。説明者山田氏も亦次の如く賛成意見を述べてゐるが、その論據も亦密漁獵の問題であつた。曰く

『若シ……千島ヲ捨テ、仕舞フト云フナラバソレマデノコトデアル、我版圖内トシテ保護セントナラバ宜ク此地ヲ開拓スベキノ法ヲ開カナケレバナラス、然ルニ我政府ハ之ニ對シテ如何ナル處置ヲシタカ……我政府ハ北海道ニ於テ臘虎ノ漁業ヲスルコトヲ禁ジタル法律ヲ出シ殊更ニ彼地ノ漁業ヲ禁シ……承ル所ニ據リマスルト亞米利加北部ノあらずかト云フ處……ニ臘虎ガアツタケレドモ段々獵ヲスル人ガ多クナツテ大ニ減ジテ仕舞ツテ、減ジタルガ故ニ我千島ニ來ツテ密獵ヲ爲ス、此密獵ヲ爲スト云フコトハ蔽フベカラザルコトデアル、誰知ラナイノハ獨リ政府ノミデアル……然ルニ抽ンデテ斯ノ如キ人ガアツテ、率先シテ責任ヲ負フテスルト云フ

コトハ國家ノ上ニ誠ニ嘉ンズベキコトデアリマス』(六五七頁)

併し乍ら兩院共に反對論が多かつた。それは密漁獵の問題に關心がなかつたからでもなく、又北邊の脅威を認めなかつたからでもない。問題は計畫自體の具體的内容にあつた。そしてこの請願は貴族院では採擇せられたが衆議院では遂に採擇とはならなかつた。反對論の代表的なものを擧ぐれば、衆議院に於いては工藤行幹氏は曰く、

『日本デ此千島ヲ打ツテ置クト云フコトハ實ニ慨歎ニ堪ヘヌト云フコトハ、私モ萬々山田君ト御同感デアリマスル、去ナガラ何分之ヲ賛成スルコトノ出來ナイト云フモノハ、如何ニセン此方法ガ惡イ、又時ヲ得ナイト私ハ思フノデゴザイマス……五萬圓ヲ殘ラズ資本金ヲ官カラ投ジテ、之ヲ五箇年ヤラセルト云フ如キハ餘リ漠然トシテ、雲ヲ捉ム如キ感ナキ能ハザル譯デアリマス』(六五八頁)

又貴族院に於いては小澤武雄男爵は曰く、

『成ル程金ヲ貰ハレ、バ貰ツタ本人ニ於テハ夫ニ越スコトハナイデセウガ餘リ國庫カラ下附スルコトガ漠然トアル様デアリマス』(同第三三號、三九六頁)

併し乍らかくの如く院内に於ける密漁獵問題に關する論議が喧しくなり、又院外に於ける輿論も前述の如く囂々として政府の無策を非難してゐるので、政府もこの問題を放置して置くことが出来なくなつた。而も政府はこの問題が主として對外的問題であるにも拘らず、その對外的側面はこれを放置して置いて、行ふに最も易き對内的側面から手をつけることとした。すなはち、前

記明治十七年第十六號布告及び明治十九年勅令第八十號を廢しこれに代へて臘虎臘肭獸獵法を以てすることを決意し、第八議會に本法案を提出した。本法案は全九條より成るものであるが、その中心點は次の如きものである。

第一條 臘虎臘肭獸ヲ獵獲セントスル者ハ農商務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

第二條 臘虎臘肭獸保護ノ爲メ勅令ヲ以テ禁獵區及禁獵期ヲ設ケ獵船、獵具、獵法ヲ制限シ牝牡、年齢ニ依リ其ノ獵獲ヲ禁止スルコトヲ得

要するにこれは在來の特許制を廢し、一定の條件内に於いて自由捕獲を認めると共に、禁獵區及び禁獵期の制度を施かんとするものである。

本法案審議の貴族院第一讀會に於いては、政府委員藤田四郎氏がこれが説明に當つた（『官報』明治二十八年二月一日號外、第八議會貴族院速記録第一四號）のであるが、その際捕獲數、在來の特許制度、密獵等の問題に關して説明する所があつた。

先づ捕獲數から見ると、それは特許制度以來激減してゐることが知り得られる。すなはち臘虎の捕獲數は（二三頁）、

明治六年	二八八頭	明治十八年	三一頭
明治八年	二五〇	明治十九年	九九
明治九年	二八五	明治二十二年	五一

日本に就いてはこの有様であるのに外國漁船の來航數が益々増加したからこそ、密獵問題論議も當然に起つて來た譯である。

次に特許に關しては、最初に明治二十一年から帝國水産會社に特許が與へられたが、二十六年の期限満了後は『同會社ニハ從前ノ場所ヲ幾許カ制限シテ得撫以東ヲ特許ヲ與ヘ』又『辻魁三ト云フ人ガ色丹國後』更に『噴火灣地方ハ土地ノ人民ガ組合ツテ』特許を得てゐるのであり、『結局ノ所ハ北海道ヲ九箇所ニ分ツテ獵漁ヲスルコトニ出來テ居リマス』（同上）

所謂密獵の問題に就いては、藤田氏の説明はこれを肯定する如く又否定する如くであり、結局在來の政府の曖昧な態度をそのまま繰返してゐる。曰く、

『密獵船ハ頻繁參リマスル様子デゴザイマス、併ナガラ是ハ實際ヲ中シマスルト云フト密獵ト云フノデハナク矢張自由ニ捕ツテ居リマスルノデゴザイマス……今マデ農商務省ニ於キマシテ調査致シマシタル所ニ依リマスレバ日本ノ領海デ捕リマスルト云フコトハ殆ドゴザイマセヌ……船ノ數ハ或ハ函館杯ニ於テ調べマシタルノデ凡ソ分ツテ居リマスガ、二十六年二月カラ六月マデ日本ノ東岸カラ北海道ノ南岸ニ至ルノ間ノ港灣ニ出遣入り致シマシタル船數ハ英吉利、亞米利加、布哇、其他ノ船デゴザイマシテ合計二十四艘デゴザイマス』（同上）

その説明がどうであらうとも、兎に角本法案は日本人に對する原則的禁止を解かうといふのであるから、根本の趣旨に於いては大いに賛成されることが出來た。例へば二月六日の貴族院の第

一讀會に於いて村田保氏は「官報」二月七日號外、同第一九號、臘虎は今日では減少してゐるのであつて眞の問題は臘虎獸にあるのであり、二十六年の四月から七月迄に函館に入つた外國漁船數は英船一八隻、米船二六隻、ハワイ船二隻、合計四十四隻で三八、一三七枚の臘虎獸皮を積んで居り、又同年厚岸に赴いた際にそこには九隻が八、四一八枚を積んでゐたが、更に二十七年三月から五月までに函館に入港したのが英船三五隻、米船二二隻、合計五七隻で約四八、〇〇〇枚の皮を積んでゐたとして、これは結局内輪に見積つても毎年七十萬圓の富が奪はれたのであると説いた後、曰く、

「ソレナラバ今日日本人ニ捕レヌカト云フニ日本人ニモ捕レヌコトハナイノデス、ケレドモ日本ニハ禁令ガアル……此明治十七年ト十九年ノ法律デ此臘虎臘獸ヲ日本人ハ捕ルコトハナラヌ、農商務大臣ノ特許ヲ得タ者デナケレバ捕ルコトハナラヌト云フノデ誰ニモ捕ルコトハ出來ナイ、然ル所外國人ハ勝手ニ來テ此通年々多ク日本ノ物ヲ持ツテ往キマスガ日本人ハ如何セン法律ノタメ捕レヌト云フコトニナル、ソレデ此度ハ是非此禁令ヲ解キマシテ此法案ヲ以テ何人ト雖モ此臘虎臘獸ノ獵ヲ願出ル者ハ許可ヲ受ケタ上ニハ出來ルト云フコトニシナケリヤアナラス、ソレデ丁度シマヒニゴザイマス通十七年ト十九年ノ法律ヲ廢シテ此法律ヲ以テ是カラ段々誰ニモ捕ルコトヲ許スコトニシナケリヤアナラヌト存ジマス」(一八五頁)

五

吾々は本節に於いては先づロシアの南進脅威論を紹介し、次いで北洋の密漁獵問題に關する論議を取扱つた。この兩者は明治二十年代の後半に至つて遂に握手をとげ、そして最後には郡司大尉の壯途となるのであるが、この所謂千島拓殖問題に入る前に、もう少しくロシアの南進脅威論の發展を辿らう。

清水市太郎氏はその著『日本新富源』(明治二十三年)に於いて曰く、

「第一節北海道ハ北門ノ鎖鑰ナリ、一北海道ノ地タル四面海ヲ環ラシ、東北一帯水ヲ隔テ魯嶺堪察加囉哈噠ト相對シ、西ハ遙カニ滿洲地方ニ對シ南ハ津輕海峽ヲ隔テ陸奥ニ向フ、本地北緯四十一度二十一分島小ヨリ四十五度三十分島答ニ至リ東經百四十六度零七分島多ヨリ百二十九度十一分島大ニ至ル、周圍六百廿九里面積五千〇六十二方里(島嶼ノ周圍面積ヲ加ヘス)大小島嶼五十一アリ」其地形タルヤ以テ一國ヲ爲スヲ得、往古ニアリテハ源義經逃レテ此ノ地ニ入り、幕府ノ頃ニ至テ西ハ磯谷以北東ハ山越内以北女人禁制トナシ、北海道ニ移任スルモノハ單ニ之ヲ一小部分ニ限り、大ニ蕃ルヲ得サラシム、近代ニ至リテハ明治維新ノ際、榎本武揚君逃レテ此地ニ據ルヤ、外人相傳ヘテ曰ク、日本榎本武揚北海道ニ據テ獨立スト、嗚呼北海道ノ地タル、前後英雄ノ或ハ割據シ或ハ割據センコトヲ恐レタル地ナリト云フヘシ、今代聖明ノ君上ニアリ、良相輔弱之ヲ輔ケ、復タ特ニ逃レテ彼地ニ入ルモノアルコトナシ、是ニ於テ制限移住ノ制ヲ破テ、獎勵移住ノ法ニ由リ、北海道亦内顧ナシ、而シテ外憂ニ至テハ最モ注意ヲ要スルモノアリ、夫レ樺太(今薩哈噠ト稱スルモノ)ノ魯嶺トナルヤ、主トモ當時樺太地方本邦人ノ住スル少ナク、境界不分明ナリシニ由ラスンハアラス、固トヨリ當時維新ノ際ニハ、内ハ四分五裂ノ形ニシテ、外ハ強適望ヲ以テ爪牙ヲ磨スルアルモ我其實況ヲ詳カニセサルヲ以テ、絶世ノ大豪傑ト

雖モ、恐ラクハ此時ニ處シ、強魯ト檀上ニ抗禮シテ、樺太ヲ渡サル、コヲ得サリシナラン、然リト雖モ若シ夫レ當時内地人ノ彼地ニ住スルモノ多ク特ニ屯田兵ノ如キモノ多ク且ツ地氣ヲ明カニ知リテ、毫厘違フコトナカシメハ樺太ノ聯哈噠タル固トヨリ未タ確定セザリシナラン、嗚呼今之ヲ語ルハ所謂「死んだ子の年を數へる」モノナリ、然レ氏之ヲ以テ既往將來慮ル所ナカルヘケンヤ、吾人ハ「北緯四十一度二十一分(小)」ヨリ「四十五度卅分(大)」ニ至リ、東經百四十六度零七分(多)ヨリ、百卅九度十一分(大)ニ至ル周圍六百廿九里、面積五千零六十二方里大小島嶼五十一ナル土地ハ、日本帝國ノ領地、北海道ニシテ、尺地モ王朝ノ許シテ得スシテ、外國ノ旗ヲ樹テシムルヲ得サルナリ、而シテ強魯ヲ距ルコト幾何ゾヤ、僅カニ一帯水ニ呼ヘハ答ヘン許リナリ、之ヲ思ヒ之ヲ念ヘハ屯田兵ノ必要ハ既ニ吾人ノ論辨ヲ用コザルモノアラン、故ニ曰ク「北海道ハ北門ノ鎖鑰ナリト」(一六四—一六六頁)

その著『北海道殖民策、日本開富』(明治二十四年)に於ける勝山孝三氏の見解は、更に一層具體的である。氏は先づロシアの南進の脅威を指摘すると共に、北海道が国防上特殊性を有することを主張して、曰く、

『北海道ノ地タル世人ノ夙ニ喋ヌスルガ如ク實ニ北門ノ鎖鑰ニ我國ノ兵備ヲ以テ茲ニ及サ、ル可ラサルハ勿論ナリ殊ニ彼ノ魯西亞ノ如キ年々歳々南漸シ來リ今ハ既ニサガレン島ニ六大監獄ヲ置キ大ニ開拓ノ業ヲ進メ其他浦鹽斯德ノ近傍及ヒ我カ北海ニ接近セル西比利亞地方ノ如キモ人民月々ニ増加シ大ニ開拓ノ功ヲ奏セリトノ報アリ去レハ此時ニ當リ我ガ北海道ニ護衛ノ兵ヲ置キ以テ北境ヲ嚴戒スルハ最モ急務ナリト云ハサル可ラス然リト雖北海道ノ地タルヤ内地ノ如ク不生産的ノ兵士ヲ以テ護衛スヘキ土地ニアラス故ニ現時ノ屯田兵ノ平時ハ散シテ農トナリ一朝事アルニ當ツテハ鋤鋤ヲ投シテ兵器ニ代ヘ以テ事ニ當ルノ組織ニ非スニハ決シテ永遠ノ

功ヲ奏スルコト能サルヲ知ルベシ』(五〇頁)

すなはち本土に於けるとは異つて、北海道に於いては、屯田兵の制度によるべきであるといふのであるが、進んで氏は、それはその現状を以てしては不十分であるから大いに擴張する必要があるとして曰く、

『聞ク陸軍省ニ於テハ現在屯田兵ヲ向フ十ヶ年間ニ増加ノ一萬人ト爲シ之ヲ以テ北門ノ防禦ニ充テントスト然レ此一萬人ハ以テ北門ノ防禦ニ當ツルニ十分ナリヤ否ヤ吾輩ハ到底一萬人ノ屯田兵ヲ以テ未タ十分ナラズトシ更ニ一萬五千人トナサンコトヲ希望セサルヲ得スコレ蓋シ吾輩ハ別項ニ於テ論シタル如ク北海道ニハ巡查警部ヲ減少シ屯田兵ヲ以テ憲兵隊ヲ組織シ之ヲ司法行政ヲ兼任セシメ以テ北海道ノ安寧秩序ヲ守ラシメンコトヲ希望スレハナリ』(八一—八二頁)

すなはち氏は、屯田兵を増加し、これを以て農業開墾に従事せしめると共に又憲兵隊たらしめて司法行政を兼任せしめ、そして一朝事あるの時にはこれをして武器をとらしめ、以て外敵の南下を防止しようといふのである。併し乍らかくの如く云ふ時には、屯田兵制度は莫大なる經費を要するものであるから、日本の現在の財政を以てしては賄ひ得ないといふ反對論が、爲されるかも知れない。これに對して氏は曰く、

『然レ昨今北海道ニ移住スル者年々ニ増加シ加ルニ多數ノ囚徒方同道ニ移ツテ各其業務ヲ執ルニ當リ若シ事變ノアルアランニハ何ヲ以テ之ヲ制止スルヲ得ヘキ思フニ巡查警部ノ數多カラスト他ノ烏合ノ人民ヲ以テ

制止ス可キニアラサレハ此ノ屯田兵ヲ以テ治安ヲ守ルノ外他ニ策ナカル可シ殊ニ函館ノ如キハ開港場ニシテ更ニ小樽等ノ諸港ヲ開港場トスレハ時ニ外國ノ船艦來ツテ交渉事件ヲ起スノ變ナシトセス況ンヤ千嶋群島ノ如キ今日ハ無事ナルカ如キモ一朝露國ノ大勢變スルニ於テハ種々ノ交渉事件ノ生起スルハ論ヲ待タサルニ於テヲヤ果シテ吾輩ノ思考スル如クナランカ屯田兵ノ力ヲ藉ラサルヲ得サルハ又喋々ヲ待タサルナリ』(八二頁)

かくの如くに北邊の國防問題は依然として喧しく論ぜられた。尤も中には、ロシアとの關係は、これとの平和的通商關係を密接にすることによつて、打開せられ得る、と考へたものもないではなかつた。例へば『東京經濟雜誌』に『徳川幕府蝦夷支配始末、北海道の經濟問題』なる長大の論文を久しきに亙つて連載した久松義典氏の如きがそれである。この論文は、徳川時代に於ける幕府の蝦夷對策並びに當時のこれに關する諸論議を紹介批評しつつ、それと對應する現時の北海道の經濟上政治上の諸問題を論議批判したものであつて、極めて異色ある出色のものであるが、氏は同誌第六百二十五號(明治二十五年十月一日)に掲載せられたるものに於いてこの議論を述べてゐる。曰く、

「北門の鎖鑰て舊套語は、日本の新富源と相對して大に世上論者の口頭に上り來りたれども、此の國防的警語が今の時勢に何程の價あるかは、活眼家の皆熟知する所ならん、吾人固より双頭鷲旗の千島近海に翻へらざるべしとは保證せず、又カサツク兵の馬を宗谷岬頭に立つること無しとは言はされども、我が國庫若し北門の鎖鑰に向て大に資を投するの餘財あらば、其半額を以て日露貿易の獎勵方に轉用しては如何、函館小樽諸港

より浦蘆斯德に通せる直航線の保護は、東洋諸邦に對する平和政略の實施に於て、寧ろ現時の急務にあらざる乎、吾人は北海道を用武の地と認めず、又行政的空論の試驗場とも思はず』(七四八頁)

併し乍ら氏の如き平和論者と雖もなほ北邊が防備なくして濟むとは考へなかつた。すなはちかかる論を説いた舊時代の中井積徳の蝦夷策を批評して曰く、

「切齒扼腕して蝦北の邊防を説く者には狂愚の評語を呈するより外なけれども、左りとて中井積徳氏の如くに漠然不備の備を以て急務と爲したる迂論に就ては、更に批評を加へざる可らず』(同上)

そして中井積徳が守備者の弱體を説いて守り手に隙ありと云つたのに對する批評に托しつつ屯田兵の無力を攻めて曰く、

「北海道屯田兵なるものは本と一種の情實より生れたるにも拘はらず、毎年已に五拾餘萬の經費を支出して、貳萬人に足らざる兵士を養ひ、開墾地及收獲高の價格貳拾餘萬圓に止まりたるが上に、其の實地實用の効驗に至りては一の疑問に屬せりとす、故に吾人は未だ守りての隙あるや否を問ふに至らずして、先づ守るべき力あるや否を吟味せざる可らず、兵を農に寓するの名は甚だ美なれども、兩者の間其の割合は他の殖民行政と同様に、四分六分なるか又七分三分なるか是非研究すべき要件なりとす、守りてに隙あるを以て直ちに邊備を無用と爲すは、邊備に經費を投して十分の目的を達し得ざる者と共誤れるの甚しきものと謂ふべし』(七四九頁)

管にそれだけではなかつた。日本だけが如何に平和的通商策によつてロシアとの間を親和せんと欲しても、氏によれば、東洋の事情は長く平和を保證し得ないもの如くである。蓋し氏は同

誌第六百四十三號に掲載せるその續篇中に於いて次の如く述べてゐるからである。

『思ふに現時東洋の天地は永く戰塵殺氣を絶つへしと謂ふ可らず、英露の衝突若し日本海の間にかかることあらんには北海道亦如何なる傍杖を頂戴するやも計られず、一旦戰端開けて我屯田兵自ら全道を防守するに當り、敵若し糧道を絶ては全軍皆飢餓するの危険なしと謂ふ可らず、此事は世人の常に言ふ所……』(四八七—四八八頁)

併し兎に角氏の所見は當時に於いては特異なる存在であつた。一般の風潮は、その深淺強弱の度こそあれ、北方の脅威を主張して止まなかつた。吾々としては寧ろ、特異なる存在であつたこの平和論者ですらなほ且つ東洋の平和の長く期し難きを述べて北海道のその際に於ける危険を指摘したことによつて、それ以外の一般的空氣が如何なるものであつたかを察知することを得るのである。

## 六

本節第二項及び第五項に於いて述べたる如きロシアの南下脅威論と、第三項及び第四項に於いて述べたる如き密漁獵問題に關する論議とは、明治二十年代の後半に至つて遂に融合し、所謂千島拓殖問題を惹起すに至つた。すなはち千島に移民を行ひ、これを開拓し、以てその富源を利す

ると共に、他方北邊の國防を固めようといふのである。

吾々は既に第四議會に、岡本監輔氏が、千島に漁獵場を開かんとして『千島事業保護ノ請願』を行つたことを見たのであるが、翌第五議會には、太田代十郎氏等は、貴族院に『千島國冬期開航並電線架設ノ請願』を提出した(官報「明治二十六年十二月十七日號外、第五議會貴族院速記録第九號」)。その要旨は、請願委員會の報告によれば、『千島ハ……帝國北邊ノ要害ヲ占メ……海産ノ饒カナル擇捉一島ニ於テ極メテ拙劣ナル漁法ヲ以テスルモ尙ホ一年五拾萬圓ノ利益ヲ得陸地ノ如キモ珍禽奇獸多ク樹木蕪鬱地味膏沃擇捉以内ハ地漸ク開ケ多量ノ穀菜ヲ産シ極北諸島モ亦耕牧ニ適ス』(二〇一頁)るのであるが、唯交通の不便である爲めに、拓殖は遅々として進まない状態にある。従つて『特別保護法ヲ設ケ冬期中毎月二回ノ定期航海船ヲ置キ』又電信線を『根室ノ野付岬ヨリ國後ノ泊港、アトエヤ、擇捉島ノペロタルベツ、タン子モエ、紗那、留別等ヲ過キ藥取港ニ至ル凡百三十里ノ間ニ架設』せられたしといふにある(同上)。この請願は採擇となり、又冬季に航海の制も開かれることとなつたが、電線架設はなほ實現しなかつたので、この點に關しては全く同一趣旨の『千島國擇捉島電線架設ノ請願』(官報「明治二十七年六月三日號外、第六議會貴族院速記録第一六號、二一七頁」)をなしてゐるが、これ亦多數を以て採擇となつた。

併し乍ら所謂千島拓殖問題は岡本監輔氏の企圖の發展である。同氏の傳記たる『岡本章庵先生



略傳、附著書目録』(大正元年)は氏のこの企圖に就き次の如く書いてゐる。

『千島義會を起す』

『擇捉島を周遊し北海道を歴遊して一旦歸京し二十五年一月千島義會を起し復て北遊の舉ありしも所有の船舶難破の厄に罹りたるのみならず千島拓殖の請願は貴族院の容るゝ所となりしも議院に否決せられ壯心空しく蹉跎して遂に南總に隱退す』(二〇頁)

この岡本氏の志を継ぎ、その占守島に於ける企圖を承けて立つたのが、海軍大尉郡司成忠氏である。併し郡司大尉の舉が一度行はれるや世の所謂千島論なるものは總てこれに歸一して了つたのであるから、吾々は郡司氏の所説に進む前に氏以外の千島論の一二を辿らう。

先づ挙げらるべきは百足登氏の『我千島』(明治二十五年)である。氏は先づ千島に於ける水産の富を説き、これが殆んど密獵によつて奪はれてゐることを説明したる後曰く、

『嗚呼千島水産の利此の如し是等何億萬と云ふ黄金は常に外國に奪はる本邦人が民力休養政費節減を唱ふる如きは僅々たるのみ六百五十萬圓は此收益に比して幾何ぞ』(四七頁)

そして氏はこれが對策として植民、殖産、國防及び行政に關する對策を列舉してゐるが、それは次の如くである。北づ植民に就ては、

『第一。政府は千島殖民事務所を設置し是を獎勵すべし』(五一頁)

『第二。移住者には保護金を補助すべし』(五二頁)

『第三。千島の土地を五ヶ年無代にて貸下ぐべし』(同上)

『第四。千島に監獄を設置すべし』(五三頁)

次に殖産に就ては、

『第一。水産業の團體を起すべし』(五四頁)

『第二。千島に水産講習所を設立すべし』(五五頁)

『第三。政府は水産事業に對する費用を貸下ぐべし』(同上)

『第四。技手を派遣して鑛山を採鑛せしめよ』(五六頁)

更に國防に就ては、

『第一。軍港を開き海軍營所を設置すべし』(五七頁)

『第二。千島に海漁兵を設置すべし』(五八頁)

最後に行政に就ては、

『第一。千島支廳を設置すべし』(五九頁)

『第二。千島に電線を架設すべし』(六〇頁)

次に北海道協會會員關熊太郎氏も亦、明治二十六年に『密獵問題、千島拓殖論』を著して、過剩人口論と共に北門警備論を説いた。氏によれば、密獵に對しては『軍艦の派遣は既に無効なり』(六一頁) それでは最早間には會はないとして、曰く、

「盗賊か鴟鼻の怨を逞うする所以のものは家人が隙を與ふればなり是に於てか知る渠密獵船の縦横跋扈するを得る所以のものは我千島の無人の域に季葉せらるゝが爲なり宜しく先づ第一着に千島に民を植ゑ版圖たるの實を擧ぐべし此に非ずんば沿海主裁權區域を擴張するも軍艦を派遣するも徹頭徹尾密獵船取締の實行を期すべからざるなり蒼蠅が湧くが如く磨集するは必ず臭の在ればなり是に於てか知る渠密獵船の陸續來襲するは地に海獸の巨利存すればなり宜しく我不振の遠洋漁業を奨勵し海上に於て競争せしむべし三千哩の波濤を凌ぎて來る英米船と目前脚下に業を營む日本人との競争なり之を兵家に聞く天理地利は我既に之を占む焉んぞ僅に人和を得たる渠等が爲に敗を取るとあらんや

「此二策に非ずんば邊海を警め國權を保護せんとは決して望むべからず固より此二策を以てするも一朝に無數の外船を驅逐せんとは得べからず然れども他に一の奇策なきを奈何せんや」(六一一―六二頁)

併しそれ以外に千島移住に對しては純經濟的な根據がある。それは人口過剩の關係である。曰

「國運愈開化すれば人口愈増殖するものとすれば日本人ハ比耳義に次ぎ世界第二の開明國にして慶すべきが如しと雖も其實此人口稠密なるものハ日本に取りて最も憂ふべき現象なり俗論を以て之を譬ふれば夫婦懸向の世帯には月十五圓の所得猶世を渡るに易しと雖も十人の家内には二十圓の收入あるも猶難きを見るが如く家族の多き日本は家族の少き各國よりも一段の力なくんば對等の交際を爲し難きの理なり而して自餘の各國ハ工業盛に興り工業を以て國家經濟の大部を維持せんとするの勢なるに日本ハ農業を以て國家の基本とせり換言すれば日本人ハ土地を食ひ歐米人ハ器械を食ふ然らば日本ハ歐米各國より幾倍の土地を所有せざるべからざるの理なり然れども現象ハ却つて正反對を示せり斯の如く論し來れば日本ハ世界無比の人口稠密國なり國貧にして各國

と對峙する能はざる固より理の當然にして對等條約を喋々するは恐らくは渠の抱腹する所ならん

「封建時代雄割據の時に當りては戰國絶ゆるの時なく鯨波の聲は天地に轟き矢叫びの音は山川を動かし生民の干戈に斃るゝ者日に千を以て數ふ此時に當りて誰か「人間の棄て場」なる文字に想ひ及ばんや今や明治の奎運に會し人命の價格騰貴し枕を高うして安眠せりと雖も「人間の棄て場」なる新憂を慮し得たり有樂有苦とは古人我を欺かざるなり」(六四―六五頁)

然らばこの人口は如何にして養ふべきであるか。又は限りある土地に頼つて農業に依存すべきであらうか、又は無盡藏の水産を頼つて水産業を興起すべきであらうか。然るに考へて見るに、日本は島國であるから「第一、日本國の形勢ハ決して農業國に非ざるなり」(七一頁)更に又海流その他の關係よりして「第二、日本ハ頗る海産に富饒なり」(同上)そして又日本の漁業はなほ發展の餘地が極めて大なるものであり、すなはち「第三、日本の水産業は日本の事業中最も幼稚なり」(七二頁)然らば農業ではなく水産業に依存して行くべきであることは當然である。——かくの如く氏は主張し、これが爲めに設けらるべき千島拓殖會社の『定款』を試作し(九二―一〇二頁)、又その『營業豫算表』を作成してゐるのである(一〇四―一〇九頁)。

併し乍ら、これ等及びその他の多數の千島論があるにも拘らず、矢張り岡本氏より郡司大尉に至る一線がどこ迄もその主流であり、殊に後者の實行こそはその頂點を爲すものである。そこで

吾々はこの主流に戻らう。抑々大尉が明治二十六年二月二十二日華族會館に於いて行つた演説（千島拓殖演説）明治二十六年三月出版）によれば、大尉は『退職下士ノ奮發スル時ガアツタナラバ是等ヲ從ヘテ千島義會ノ岡本監輔氏ノ下ニ立ツテモ一向差支ナイカラドコマデモ監輔氏ノ事業ヲ助ケタイト思ヒマシタカ御氣ノ毒ダガ此ノ冬ハウマクハ越エラレマイ屹度ドウカナルデアラウト考ヘテ居リマシタ』（二十七頁）果して岡本氏の占守島の企圖は失敗に終つた。そこで郡司大尉はこれと手を握ることを断念して、独自の行動を起したのである。

この演説によれば、大尉は海軍退職者が立派な身體と能力とを有つてゐるにも拘らず社會に沈淪して行くのを極めて遺憾に思ひ、そして『是等ノ人ガ若シ一ト團リトナツテ集ツタナラバ隨分面白イ仕事ガ出來ル、是等ノ一團ノ中ニ學識徳望ノアルモノガ是ヲ統轄シテ居ツタラ大事業ヲスルコトガ出來ヤウ』（一四頁）と考へ、そこで千島拓殖といふことに想到した。その後各種の曲折があつたが、大尉は遂に一つの意見を纏めるに至つた。曰く、

「遂ニ去年ノ九月海軍大臣ニ一篇ノ意見書ヲ呈出スルコトニナリマシタ、其意見書ノ主意ト云ヒマスモノハ三年ヲ期シテ千島へ百人ノ人間ヲ送ルト云フ方法デアリマス、其レハ第一年ニ伴レテ行キマス三十人ノ三分ノ二ヲ新知島ト云フ所ニ置キマシテ三分ノ一ヲ占守ニ置キマス、次ニ伴レテ行キマス三十人ヲ新知島ニ置キマシテ前ニ残ツテ居ツタモノヲ占守ニナルト云フヤウニ順繰リニヤツテ三年ニ集メテ仕舞フト云フノデアル、其レ

カラ是等ヲ伴レテ行クニハ軍艦ヲ借リルト云フコト其レカラ移住スル人間ハ海軍ノ退職者ヲ使フト云フ斯フ云フ風ニ仕組ミマシテ意見書ヲ出シタ』（三三―三四頁）

この意見書を出して後にも種々多様な曲折があつたが、遂に結局千島拓殖を實行するといふことになつた。然らばそれは何を目的とし如何なる方法によるのであるか。大尉はこれを説明して曰く、

「私ガ千島ヲ拓殖スルト云フノ趣意ハクドク申ス事柄モナイノデス、今ノヤウナ風デ何トナク自分ニ浮ンデ來タ感情ノ上カラ只是非ヤラウト云フ風ニ何トナク出來テ斯フ云フコトガアルカラ是非トモスフシナケレバナラスト隨分其方法ノコトニ付テ御議論ハ聞キマシタガ北門ノ鎖鑰トシテ是非トモ守ラヌケレハナラスト成程コレモ其譯デアリマスケレトモ私ノ千島ヲ開カウト云フノハソシナケ敷クデナク單ニ拓殖シヤウト云フ丈ケテ外ニ深い趣意ハナイ私ガ重ナル仕事ト云フハ即チ新知島ノ北端ブロートン灣口ノ暗礁ヲ打碎カナケレハ港ヲ開クコトガ出來ナイ港ガ開ケヌケレハ千島ヲ防禦スル基ガ立たヌ千島ノ防禦ニハ水雷艇ヲ用キナケレハラスト考ヘマス水雷艇ハ五十三噸位ガ適シテ居ル餘リ小サクツテモ往カヌガ五十三噸位ノ水雷艇ガ七八艘モ運動シタナラ大抵守リガ付カウト云フ考ヘテアリマス其レデ新知島ニ港ヲ開クト云フ考ヘデアリマス其外ニハ千島ノ天候トカ氣候トカ地質及鑛動植物等ノ調べガ付テ居ラヌ、夏ノ間ノ調べハ大抵皆サンガ調べテ分ツテ居リマスガ冬分ノ調べト云フモノガトント出來テ居ナイカラ各ノ有様ヲ精シク調べテ是ヲ内地ニ報告シヤウト云フ考へ、千島ヲ開クニハ農カ漁カト云フニ無論漁デアルガ其漁場ガ開ケテナイカラ其漁場ノコトヲ内地ニ報告シタラ宜カラウ、次ニ將來内地カラ被服糧食ノ供給ヲ仰カズニ生活スル方法ヲ研究シテ報告シタナラハ大變良イコトダラウト思フ、是ヲ引受ケテ自分丈ヂヤル積リデアリマス、コチラカラ持ツテ往ツタモノヲ使ハズニ先キニ往

ツテ先キノモノバカリデ生活シテ往クコトガ出来ルカ出来ヌカヲ研究スルツモリデアリマス、(三九一—四二頁)  
更に千島拓殖の順序としては、或ひはブロートン灣を中心とせよとか、或ひは擇捉を根據とせよとか、或ひは最も急速に開拓可能の方法を發見してこれによれとか、或ひは先づ以前に人口が多かつた所を見出してこれに居を占めよとか、説としては色々のものがある。併し、――

「是等ノ御説ヲ伺ツタ所デドレトテ惡イト思フノハナイノデス、併シ直チニ是ヲ取ツテ行ハウカト云フノハナイ、兎ニ角私ノ考ヘテハ一番遠イ所ノ占守ニ移住スル考ヘテ以テ其レニ向ツテ充分ナル準備シテ機ニ投シ變ニ應シテ終生此目的ヲ達セントスルヨリ外アルマイト思ヒマス、斯ウ言フト何カ漠然タル方針ノヤウデアリマスガ私ハ千島一島ヲ開ク目的デハナク全島ヲ開カウト云フ考ヘテ居リマス、必ラスヤ今年皆是ヲ占守ニ集メナケレハナラヌト云フ必要ハナイバラムシロニモ新知ニモ必要ガアレハ幾人ツ、カヲ置イテ往クコトニシナケレハナラヌ、必ラス殘ラズヲ占守ニ集メテ仕舞フト云フ考ヘハ持ツテ居ラヌノデアリマス、私ハ何十人カト今度占守ニ往キ越年シテ冬ノ調ベヲ報告シテ一年中ノ調ヘヲ満足サセヤウト云フ考ヘテ居リマス、デナゼ此占守ニ着眼シカト云フニ此占守ニ着眼シカト云フモノハ柏原艦長ノ報告ニ依リマスト片岡灣ニハ土人家屋七戸ヘツトブ灣ニハ八十九戸モアツテ川モアリ湖水モアリ耕地モアリ畠モアツテ今尙ホ殘ツテ居ル位デアルト云フコトデアリマス、又或人ノ調ヘタニ魚取り場モアツテ此所ガ一番多イト云フコトデアリマス、海軍ノ水路誌ニモ木材家材船材ニ用ユヘキ五鬚松短少ナル尺南楊檜等ガアルト……其他玫瑰等モアリ鳥類デハ鶴鴝鷓鴣等モ居ル、蟲類デハ蠅蟻蝶蝸牛獸物ニハ海馬海豹野鼠赤イ狐臘臍膾ガ居ル……千島ノ中テウルツブ以北デハ一番良イ所ノヤウニ私ハ考マス、其場所ガ良イバカリデナク僅カ一海峡ヲ隔テ、バラムシロノ嶋ヲ控エテ居ル、此所ニハ硫黃ガ澤山ニ出ル是ハ確カナ調ベガアル殊ニ流木ヲ拾フニ廣イ面積ヲ控エテ居ルカラ占守ハ充分拓殖スルノ本部ト

ナスニ適當ト思ヒマス、其レ故自分ハ占守ヲ以テ拓殖ヲ始メテ往ク一ノ本部トシテ是カラヤツテ往ク考ヘデアリマス、私共ノ或ル部分ハ南ノ方ニ殘シ置テサウシテ漸々北ノ方ニ向ヒ私ハ或ルモノト占守ノ北ノ端ニ往ツテ南ニ向ツテ行ク積リデアリマス、(四二—四五頁)

かくて大尉は勇躍壯途に上つたのであるが、國權の伸張、北門の鎖鑰の論が既に國論の形にまで發展して來てゐた當時として、國民はこれを熱狂的歡呼の聲を以て送つた。その前途を憂へ成功を希つてこれに後援を與へようといふ議も起つて來た。政府は宜しくこれを保護すべしといふ論も生じて來た。谷干城子爵が、二條基弘公爵外四十三名の賛成を得て、第六議會に提出した、明治二十七年五月十五日附の『千島移民保護ニ關スル建議』(「官報」同年五月十八日號外、第六議會貴族院速記録第二號)の如きがすなはちそれである。本建議は先づその冒頭に於いて千島開拓の進まざることを慨きたる後、曰く、

「然ルニ昨年ニ至リ海軍大尉郡司成忠滿期海兵ノ徒ヲ率ヒ奮テ千島拓殖ノ事業ニ從事ス當時朝野ノ士皆其ノ壯舉ヲ贊シ特ニ吾ガ皇室ニ於テハ許多ノ金圓ヲ賜ハリ其ノ業ヲ助成アラセラレタリキ蓋シ此ノ業タル實ニ國家ノ大事業ニシテ個人射利ノ業ニ非ルヲ以テナリ夫レ此ノ業タル悠久遠大誠ニ百年ノ事業決シテ彼等ニ放任シ傍觀坐視スヘキニ非ス仍テ政府ハ本年ヨリ向フ五箇年間ヲ期シ每一箇年金壹萬五千圓ヲ支出シ之カ舟楫ヲ助ケ之レカ糧食ヲ給シ其ノ目的ヲ成就セシムルハ實ニ政府ノ當務ニシテ一ハ國家ノ財源ヲ開キ一ハ國防ノ一端タルヘシ故ニ政府ハ速ニ其ノ方法ヲ計畫アランコトヲ建議ス」(一三頁)

更に谷子爵は本建議案の説明に登壇して、郡司大尉の一行は昨年三月東京出帆の際は一六九人であつたが、その後の入會及び出生が二十數人で合計一九六人となるけれども、他方遭難、退會、脱走、死亡等による減少があり、結局現在では男六八人、女二一人、十二歳以下の男一人、女五人、總計一〇六人が、擇捉、色丹、占守に在る譯であるが、その出發の際に有つてゐたものは僅かに一萬三千五百圓に過ぎないと述べて、これが援助の必要を説いてゐる。然らば何故に彼等の事業は國家の援助が必要であるか。子爵はこれを説明して曰く、

「今日此千島ト云フモノハ御承知ノ通り樺太ト交換シテ以來ト云フモノハ占守ニ居ツタ土人ハ到頭ズツト手前ノ島ヘ移シテ仕舞ツテ、モウ是ニモ書イテアリマスル通り擇捉ト色丹ノ外ハ殆ド人ナシト云フ景況ニナツテ居ル、所ガ此世界ノ情況ト云フモノハ御承知ノ通り人口ハ日々ニ殖エテドコガナ此人ヲ植付ケル地ヲ求メヤウト云フノガ世界各國何レモ屬目シテ居ル所デアリマス、果シテ其通ニ物ガ行カヌカシラヌガまるさすノ人口繁殖論ニ據ツテモ恐レベキ景況デアル、然ラバ北海道ノ如キハ今日ヨリ注意シテ今日ヨリ人ヲ植付ケル考ヲセヌト油斷ガナラヌト云フコトハ皆御同感デアラウト思フ……詰リ千島ハ露西亞ト交換シテ我版圖内ニ入ツテルモノデ等閑ニシテ置カレヌ、早晚開カネバナラヌモノデ今日マデ棄テ、アルハ畢竟人ヲ遣レバ大變金ガ掛ル、又志ノ無イ者ハ己ノ志ニ奮發心ガ無イカラ餽エルニ及バヌノニ餽エテ死ヌ様ニナル、斯ウ云フコトハ御承知ノ通り氣ガ強クナケレバ出來ヌコトデ無理ニ之ヲシテ所デ出來ヌ、是非ヤラウト云フ決心ノアルコソ幸、之ヲ獎勵シテ此事業ヲ成サシムルト之ニ次デ段々海軍ノ滿期下士卒ガ之ニ移ルト云フコトニナツタナラバ政府ガ後ニ金ヲ費シテモヤラヌナラヌト云フコトヲモ此事業ヲ何サヘスレバ一ツノ手本ヲ出ス譯デアリマスカラ十分ニ成就

シヤウト私ハ考ヘル、夫故ニ此事業ハ捨置カレナイ……我版圖内ニシテ捨置カレヌ所ニ移ラウト云フノデアルカラ之ヲ保護スルニ於テ誰モ異存ハアルマイト思フ」(一五頁)

従つて差當り五年間毎年一萬五千圓を政府から支出しこれを北海道廳に給し『北海道廳ハ臨機應變ニ夫ヲ使ツテ世話ヲシテ行ク』こととするのであるが、併し『彼ヲ保護スルノ第一手段トシテ船ヲ造ツテ與ヘルト云フノガ本員ノ考』である、といふのである(同上)。

それと共に又、郡司大尉の擧に刺戟せられて専ら千島拓殖問題を論ずる論者も現れて來た。吾は藤井直喜氏の『千島拓殖事業』(明治二十九年——但し「本篇は去明治廿六年五月六月の交余か調査編纂せしもの」「自序」二頁)の如きをその一つとして擧げることが出来る。氏は郡司大尉の演説を読み、これに感じて本書を書いたのである。すなはち、氏は『其筆記を読み、實に同感同情、飛立つ許りに思ひました。實は、其以前岡本先生が老年の身を以て、千島拓殖の事に盡力せらるゝを見て、大に感奮して居りましたか、右郡司大尉の擧は、一層、私に同感と歡喜との念を生しさせ』(一頁)たのであつて、ここに氏は改めて千島拓殖問題の研究を始めることとなつたのである。

氏によれば、千島拓殖の必要は四ある。すなはち一、『歴史上よりの必要』二、『現今形勢上よりの必要』三、『國益上よりの必要』四、『國の體面上よりの必要』が之である。

先づその第一から説明するに、元來千島は日本たるべきものをロシアによつて侵略せられたも

のである。従つて今日幸にしてそれは日本領となつてゐるけれども、併しそれは何時奪はれるかも知れない。すなはち、

「此千島地方は、此から先でも、油断をしないと、矢張り此通りの事に出遇ふ。故に國を思ふものは、今日只今より、大に心を此點に注ぎ、此耻を再ひせぬ様せねばならぬと、私は思ひます。」(三九頁)

次にその第二を説明して曰く、

「英と佛や彼れ犬と猿の如し、「サイアム」の衝突、南支那商權の競争、「ニューヘブリデス」「ニューファウンランド、ランド、亞非利加、地中海、埃及の確執は到底相互の交情を復舊する事能はずして、早晚、干戈相見ゑ其雌雄を決するの期あらんと必せり、英國に對する、此二強國は生存上、其利害を犠牲に供するも、清を勧誘し、英を倒さんとす、其熱心今や激して、佛國の狂態となり、露國の意を迎へて、不凍港を彼に給し、以て露の希望を滿さしめて、全力の援助を得んと欲し、遂に佛領「オボク」柴棍二港を露に進呈せんと申出るに至れり、東洋の事、亦難しと云ふべし、以上の如く、露國の南侵は、到底止まらざるべく、英國は之を喜ばざるべし、是に於て起る所の騷擾は巨文島を中心として、一大圈を畫したる中に在るべし、我國の寒心すべきは、實に此時に在るべし、我國の全力を振ひ、大決心を要するも、實に此時に在るべし、千島を無人島となすべからざるの理由も亦誠に此點に在り、諸君、請ふ少しく地圖に對し、瞑目思考する處あれ、必ず卓を撃て憤激する所あらん。」(七六―七七頁)

第三の「國益上よりの必要」とは、外國船の密漁獵問題を指すものである。すなはち、

「千島は假、無人島なるも、我日本帝國の領土なり、而して、我領土内に於ては、外國臣民は許可を得るに

非されは、猥りに旅行し、港灣に出入上陸する事を得ず、然るに何れの國の人民か、許可もなく、猥りに此千島近海に出沒して、我領海内の海産物を密獵捕獲する事は勿論、千島諸島到る所に伐木焚火の跡か、數知れぬ程ある、現に片岡侍従か、冬期越年せらるゝ時にも遠く船を見られた事は澤山で、中には大膽にも上陸して、一週間に滞在したるものもある、片岡侍従か詰問せられたるに、露海に獵するものなるか、水を取りに來れりと答へたり、又盤城艦及報効義會員か巡航滯島中にも澤山出逢はれたるのみならず、上陸假住した跡か幾らもある、而して此密獵船は今や密獵の範圍を脱して、公然動作する所あらんとするものゝ如く、多數の密獵者は共同して、一大會社を横濱に設け、支社を箱館に置きて、從來の鰐虎、鰐鰓、鯨に加ふるに、更に鱈、鯨獵を以てせんとするの計畫あるに至れり。」(七七―七八頁)

而もこの密漁獵問題たるや、千島拓殖の理由の中最も重要なものである。すなはち曰く、

「若し千島を現今の如く無人の儘に放置したらんには第一、大に我國の權威を傷け、第二、國產の鴻利を失ひ、第三、空地は天有なり共有なりと稱する彼等外人の暴言に勢力を與へ、第四、領海權の上に於て彼等に新口實を與へ遂に英米粉議の覆轍を履む事あらんも豫め測るべからず、是れ實に我國利益上體面上默許傍觀すべからざる件にして、千島の拓殖せざるべからざる所以實に此に在り。」(八五頁)

第四は千島近傍を調査し測量せんとすることである。すなはち氏は現在の千島方面の地圖に就て曰く、

「今日千島の地圖と申すものは我國に於て正確のものか出來て居らぬ、……千島は吾國有にして其地圖は自製の者でなく且誤謬か多きものなりとすれば之を使用する現國民は名譽なる事なりや、不名譽なる事なりや」(九〇頁)

千島問題に關する論議はかくの如くして發展して行つたのであるが、明治二十七、八年の日清戦争は日本の占める國際的地位を著しく變化せしめたものであるから、それ以後のことはここではこれ以上述らなくともよいであらう。そこで吾々は次に眼を轉じて、北海道拓殖の手段又は方法に關する論議を述べることにする。

## 第五章 北海道拓殖 (下)

### 拓殖の基本方針

#### 第一節 自由と保護

一

吾々は前章に於いて、北海道移住又は北海道拓殖に關する基礎理論の發展を述り、それが一般的には過剩人口論であり特殊的には『北門の鎖鑰』論であることを見た。すなはちかかる論據があるから北海道拓殖は行はれなければならないといふ。然らばそれは如何にして行はるべきであるか。それは如何なる基本方針によつて實施せらるべきであるか。この移住に關する手段又は方法に關する論議の發展を述べるのが本章の課題である。

拓殖の基本方針に關する論議は、先づ、それは強力なる國家の保護政策の下に行はるべきか又は個人の自由の儘に放置し自由放任主義を以て行はるべきかといふ形で、行はれた。言ふまでもなく明治政府の北海道拓殖政策は、強力なる保護を樞軸とするものであつた。そして凡そ後進資

本主義國が立後れて資本主義的競争に参加した場合に當然餘儀なくせられる如くに明治政府は一般に資本主義的發展に對して強力なる保護助成の政策をとり、そして保護せられたる資本に對する對立資本はその理論的武器として自由主義をとるに至り、そしてこの歴史的基礎ともう一つには直接に自由主義理念の影響とによつて、日本も亦一つの經濟的自由主義的サアクルを有つに至つてゐたのであるが、このサアクルは當然に強力なる保護干涉の特色を有する明治政府就中開拓使の政策に對しても亦反對することとなつた。併し北海道に關するこの經濟的自由主義には尙も一つの地盤があつた。開拓使の保護干涉政策は例へば官業の設立經營や特殊の課税や大土木工事の形で行はれたのであるが、この際當然これによつて壓迫乃至損失を蒙るもの又は少くともそれによつて何等の恩惠をも利益をも受け得なかつたものがあつたのであつて、これ等も亦北海道拓殖に關する自由放任主義の一角を擔當してゐたのである。

抑々開拓使の採つた開拓政策は一貫して保護政策であつたが、併しこれは彼の顧問外人ホレイス・ケイブロン等の進言によるものではなかつた。寧ろ彼は人が利に就くのは當然であるから、自ら利に誘はれて自發的に移住するに至るべき環境を作り上げることが先決問題と考へ、従つて官業の如きには賛意を表せず、その官僚的非能率性を指摘してこれに反對すると共に、又水産業に課せられてゐる租税は寧ろ北海道の開発を妨げるものであるとした。そして彼はこれ等の點に

關する自己の見解を屢々その『報文』に於いて開拓使に進言したのであるが、その技術的な點に關する進言の採用せられることかくも大であつたケイブロンと言も、この點に關しては少しも採用せられず、拓殖は依然として保護干涉主義に據つて行はれて行つたのである。

この開拓使の保護干涉政策に對して、經濟的自由主義の立場から反對論を高唱した中心は、前述の自由主義者のサアクルたる、田口卯吉氏を中心とする『東京經濟雜誌』であつた。それは例へば明治十四年の同誌第七十號以下に連載せられた社説『開拓使ヲ論ス』第七十三號の社説『願クハ開拓長官黒田清隆君ノ考課狀ヲ得ン』第七十六號の社説『開拓使ヲ處分スルノ前先ツ検査官ヲ派出スベシ』及び第七十八號以下久しきに亙つて連載せられた社説『開拓使の政略を議す』等によつて行はれたのであるが、同誌の開拓使の政策に對する批判が最も詳細明瞭に現れてゐるのはその最後のものである。

社説『開拓使の政略を議す』に於ける批判は全部で六點である。すなはち第一に、人は大體利によつて誘はれるものであるから、拓殖も亦この點に着眼して行はるべきであり、すなはち北海道に於いて最も有利なる事業たる水産業を第一として行はるべきであるのに、開拓使は極めて不利なる農業から出發してゐる。第二に、開拓使は農業第一主義である爲め極めて大規模な土木工事を起して道路を開鑿してゐるが、漁業にとつてはこれは全く不必要なものである。第三に、開



拓使は、一つには漁業よりも不利である故に、又一つには民間事業の妨害となる故に、これを行ふべきではない所の、官營工業に従事してゐる。第四に、北海道に於いて最も利益の多い水産業の妨害となる所の物産税を課してゐる。第五に、これに加へて更に出港税の賦課がある。第六に、開拓使は洋式農法の導入に努めてゐるが、これは開拓使の保護あつて始めて存続し得るものであるから、その解消と共に終滅に歸すべきものである。結局開拓使は出來得る限り民業を妨げないやうに努め、これが北海道進出に便となるやうに、船の發着を便ならしめ風波を防ぐといふ程度に、その事業を限るべし、といふのである。

併し乍ら眞に猛然たる開拓使攻撃の火の手が擧げられたのは、所謂官有物拂下事件の際であつた。これは鹿兒島出身人によつて成る關西貿易商會に官有工場等を拂下げんとするものであり、同商會は開拓使在任官吏と氣脈を通じてゐたものであつた。

今この拂下の賛否兩論を見るに、これが拂下を認許せんとした黒田長官の意見として傳へられる所によれば、凡そ工業の如きはこれによつて官が利せんとしたものでもなければ、又官が工業の如きを經營すべきでもなく、唯民力を以てしては行ひ得ないことを官の力を以て起したといふに過ぎず、従つてその經營は當然民に委ねらるべきものであるが、併しこれは遠大の計を以て設置せられたものであるから一私人の有に委ねらるべきものではなく、又北海道の事情は未だよく

世人の理解する所となつてゐないから北海道に關し知識經驗のないものの經營に委ねらるべきものではないのであり、従つて開拓使にあつて拓殖の業に當つてゐたものを含む商社に拂下げらるべきものであつて、而も拂下によつて官に冗員が生ずべきであるから、冗員整理の上から云つても、これが最上の策である、といふのである。

次に反對論を見るに、これは實に多數の新聞雜誌の如きによつて叫ばれたものであるが、それは大體三點に歸することを得るであらう。すなはち第一に、拂下によつて政府の負擔は減少し國民にとつて有利になると云はれてゐるけれども、正しい計算をするならばそれは決してかかる結果にはならぬといふこと、第二に、拂下に當つての官有物の評價が餘りにも低きに過ぎるといふこと、第三に、關係者が鹿兒島縣人であるから、これは薩閩の横暴ではないかといふこと、がそれである。

かくて官有物拂下は世論の囂々たる非難攻撃を受け、遂に一旦與へられたその認許も取消されることとなつた。そして開拓使も亦その十年の期限を了して十五年二月を以て廢せられ、三縣一局がこれに代つた。併し拓殖政策の實體を見るに、それは單にその所管官廳を變へたのみであつて、内容はその儘に踏襲せられた。従つて『東京經濟雜誌』はその第百五號（明治十五年四月一日）の社説『開拓使廢止の結局』を載せて、これは單なる外形の變化に過ぎないと述べ、以前と同様に

官業の廢止と水産物課税の撤廢とを主張して、經濟的自由主義を高唱し、又その寄書欄にも第八十五號及び八十六號（明治十四年十一月五日及び十二月）に小松峻次氏の『開拓使廢後ノ處分ヲ議ス』を採用して、政府の干渉の排撃を行はしめた。

然るに十九年一月、又も三縣一局制は廢止せられて、北海道廳が設置せられることとなつた。これに對して同年一月二十八日の『朝野新聞』の如きは、開拓使より三縣一局に變じ、再轉して北海道廳に至る變遷の主義上の疑問を開陳してゐるが、併し實は北海道廳は開拓使への單なる復歸ではなかつたのである。

北海道拓殖の基本方針は北海道廳に至つて新時期に入つた。それは工業、農業及び漁業に對する新政策として現れた。これは初代北海道長官岩村通俊氏によつて行はれた。併し乍ら言ふ迄もなくこれは長官個人の故にのみ歸せらるべきではなく、十分の歴史的根據のあることである。併しここではこれは説かない。工業及び農業に關する新政策は舊制度の廢止と新制度の採用といふ形で行はれたのであるから、これは纏めて次節に於いて取扱ふであらう。唯漁業に就いては事情はこれと異り、單なる舊制度の廢止のみであつたのであり、又は舊保護制度の撤廢すなはち自由放任への推移が見られるのみである。

明治二十年三月、在來久しく自由主義者の非難の的であつた水産税及び出港税は減免せられる

ことになつた。すなはち前者は減税となり且つ手續は簡易化せられ、後者は全廢せられた。自由主義者がこれを歓迎したことは言ふ迄もない。併しなほそこには残つた問題があつた。それは昆布の輸出税である。従つてこれに關する論議のみは、なほその後までも熾り續けたのである。

最後に附記すべきは、既に明治二十年代に至れば、日本としても又北海道としても既にそれ以前に比すれば面目を一新する體の發展が見られるといふことである。この發展は北海道に關する限りに於いては次節に於いて觸れる所であるが、従つて既に時代を異にする二十年代に至つて、十年代の田口氏流の所論を批判してみても、それは新しい地盤の上に於いての一つの要求たり得ても、十年代の田口氏説の批判とはなり得るものではない。土田政次郎氏の『北海道論』及び『再論北海道』（明治二十四年）の如きは正にこれに屬するものである。

## 二

明治十四年八月三十一日、明治大帝の札幌開拓使本廳への臨御に當つて、開拓使長官黒田清隆は『使治諸表』を上つた（『朝野新聞』明治十四年九月二十一日に收録、「明治編年史」第四卷、に再録）。その前書の中には次の如くある。

「……明治元年大政維新タニ百度斯ニ張ル、乃チ府ヲ函館ニ置キ、二年詔シテ蝦夷開拓ノ一日モ緩ウス可

カラザルヲ以テ議ヲ諸官ニ下シ給ヒ輿論ヲ採ラセラレ、始メテ開拓使ヲ建テ蝦夷ヲ改メテ北海道ト稱シ、而ル後テ別ニ樺太開拓使ヲ置カル。幾クモ無クシテ清隆無似ヲ以テ樺太開拓使次官ニ任ズ、初カニ謂ラク凡ソ遠キヲ圖ル者ハ必ズ邇キヨリシ、難キヲ計ル者ハ必ズ易キヲ先キニス、先ヅカヲ北海道ニ竭シ財足リ用備ハリ而ル後漸ク樺太ニ及ボスニ如カズト、當時之ヲ建議ス、朝廷亦幸ニ之ヲ嘉シ盡ク其ノ言フ所ニ任ズ。三年清隆命ヲ奉ジテ歐米各國ヲ周覽シ、物ヲ開キ務ヲ成スノ要ヲ探リ、隘歲ニシテ復命ス。會々詔シテ樺太開拓使ヲ以テ北海道開拓使ニ併ス、是ニ於テカ廟謨一定、而シテ清隆ノ方略初メテ決ス。即チ謂ラク開拓ノ要先ヅ其道路ヲ通ジ、且ツ其地質ヲ審カニスルニ在リ、道路已ニ通ズレバ則チ運輸自ラ便ニ戸口自ラ殖ス、地質已ニ審カナレバ則チ鑛業興ス可ク農業起ス可ク而シテ工業ヲ旺盛シ物産ヲ繁殖スル又以テ講ズベシ。乃チ札幌ハ全道四達ノ地ナルヲ以テ、教師ゼネラルホールレシケフロンノ贊襄ヲ得先ヅ首府ヲ此ニ定ム。……首トシテ道路ヲ室蘭ニ取リテ此ニ開キ、又船舶數隻ヲ購ヒ以テ全道遭運ノ路ヲ通ズ。而シテ専ラ意ヲ衣食ノ源ヲ開クニ注ギ、移植ノ民ヲシテ衣食ニ皆是ヲ此土ニ資リ敢テ他道ニ仰ガザラシメント欲シ、先ヅ牛馬、羊豚、穀果、菜蔬ヲ海外ヨリ齎シ來リ、假リニ之ヲ東京官園ニ畜栽シ後チ北海ニ徙シ而シテ移民ヲシテ播種牧養セシメ、……」〔明治編年史〕第四卷、四五六一四五七頁〕

辭は簡であるが概ね開拓使施政の大意はこれによつて察知することが出来る。これに要する經費としては十箇年一千萬圓、外に稅收年額數十萬圓の支出が認められ、實際に支出した額は一千數百萬圓に及んだ。そしてこれ等の施政を一貫せる特徴は言ふ迄もなく保護干涉主義であり、就中これの特徴づけるものは所謂官業であつた。

併し右に觸れられてゐるホレイス・ケイブロンは、拓殖計畫の立案と實施との上に大きな影響を與へてゐるが、決してかかる主義を推奨してはゐない。例へば移住は利を以て誘ふべしとして「ホラシ、ケブロン、初期報文摘要、千八百七十二年一月二日」——外事課譯「開拓使顧問ホラシ、ケブロン報文」明治十二年——北海道廳編「新撰北海道史」第六卷、史料二、に收録、次の如く述べてゐる。

「強テ人民ヲ移スハ策ノ得タルモノニ非ズ。假令募集シ得ルモ、良政ノ爲スベキコニアラザルナリ。蓋シ、政府ニ信實ナル人民ヲ得シニハ、隨意ニ移住セシムルニ若カズ、夫レ自箇ノ利ノ爲メニ移住シ、其地主タルノ權利ヲ有シ、其土地ヲ守ルノ責ニ任ズル者ハ、何レノ地ヨリ來ルヲ論ゼズ、即チ是國家ノ強兵タリ。若シ外國ノ此地ヲ蠶食セントスルニ當ラバ、必ズ干城ノ士ト爲ルベシ。」〔北海道史〕同上、七三頁〕

更に又、鑛山の官營は満足の結果を得るものではないとして、次の如き民營形式を推奨してゐる。

「本島鑛山ノ業ハ、施行ノ方法順序アリテ、取締嚴重ナレバ、官費私費ヲ論ゼズ、大ニ利益ヲ興スコアルベシ。然レモ、英米兩國ノ實驗ニ據ルニ、政府ニ於テ鑛山ヲ開クハ、庶人ノ手ニ委スルガ如キ満足ノ結果ヲ致セシメ未ダ曾テ有ザルナリ。故ニ、庶人或ハ會社ニ鑛山開採ノ權利ヲ與ヘ、稅ヲ政府ニ納メシムルノ法ハ、最モ採出ヲ盛ニスルノ好手段ト云ベシ。蓋シ此等ノ法ヲ立ルニハ、鑛山ノ取締所有ノ權利等ニ就テ、須要ナル律例ヲ議定シ、以テ發行セザル可カラズ。而シテ、其事ニ練達セル鑛山寮ノ官吏ヲ以テ監督トシ、此律例ヲ實踐セシムルヲ良トス。」〔六八一六九頁〕

更に又所謂官營工業そのものに就いても、その官僚主義に墮して能率の上らないことを次の如

く指摘し且つ排斥してゐる（『七十二年及三年書信ノ抄略』——『新撰北海道史』同上に收録）。

「本使事務ノ體裁タル、尙ホ其舊慣ニ依リテ繁雜ヲ免ガレズ。故ニ、事ノ大小ニ拘ハラズ、上官若干アリ、下官續々之ニ次ギ、其下又附屬數人アリテ之ヲ管掌ス。各種ノ官業ニ於ル一箇ノ木挽場、一區ノ漁獵場ニ至ル迄、皆然ラザルハナシ。是可笑ノ甚シキノミナラズ、妨害亦甚ダ多シ。如此冗員ト耗費トニ依テ事業失錯シ、且之レガ爲メニ諸事進歩セザルナリ。」

「如此ニシテ、開拓移民ノ進歩ヲ要シ、永世不朽ノ基業ヲ期スルハ、木ニ縁テ魚ヲ求ムルニ異ナラズ。數百年間國歩ノ前進ヲ阻止セル舊慣及ビ舊弊ハ、今尙ホ其全力ヲ存セリ。是ヲ以テ、汽車、電線ヲ國內ニ開キ、此舊弊ヲ除キ、此舊慣ヲ改革セザル可カラズ。夫レ、人心ノ開明ニ赴ク、一刻早ケレバ國ノ幸福モ亦從テ一刻ヲ早フスベシ。」（『北海道史』同上二〇〇—二〇二頁）

又保護干渉主義攻撃の一焦點となつた漁業の問題に關しても、彼は開拓使の方針と意見を同化するものではなかつた。すなはち彼はこの問題に就いて詳細の意見を開拓使に呈したが（『福龍氏七十五年通信』——『新撰北海道史』同上に收録）、その中に於いて彼は、『日本政府ハ、北海道漁業ノ利ヲ以テ、該島ノ開拓ヲシテ尙一層迅速ニ、功ヲ奏セシムルノ方便ト爲サント欲スルカ、將タ之ヲ以テ、唯政府歳收ノ一起源ト看做カ』（四四六頁）と問ひ、元來この二目的は同一事に歸するにも拘らず政府はこれを切離して考へ、後者の目的の爲めに前者を犠牲にせんとしてゐるかの如き疑ありとし、然る後各國の漁業に關する法制を説明して後曰く、

「余、斯ク漁利ノ保護、且鼓舞法ニ付、各國政府ノ所爲ヲ調査、歴敘セシハ、重ニ將來、北海漁業ノ取扱ニ付、余ガ意見ヲ、聊カ閣下ノ前ニ陳述シ、酌量ヲ請ハント欲スル所アルニヨリ、豫メ閣下ノ胸裏ニ、本使ノ處置ニ付、大ニ眼目ヲ改正セザルベカラザルヲ有ルヲ、知ラシメント欲スルガ爲メナリ。」

「其國々ハ何レモ、歳收ノ目的ヲ以テ、其漁場ニ直稅ヲ賦セシムル無ク、其他、如何ノ方法ニ關ラズ、苛細ノ法令ヲ設ケ、或ハ過重ノ剝奪ヲ行ヒシモ絶テ無ク、却テ政府強有力ノ腕ヲ以テ、常ニ之ヲ保護シ、且、重キ賞銀ヲ以テ、之ヲ鼓舞セシム、自然閣下モ了解セラル、ナルベシ。」（四五二頁）

かくて北海道の漁業に關する在來の政策を一擲せんことを進言して曰く、

「該島、年々ノ漁リ高ニ強賦スル所ノ重稅、惣算ニ於テハ驚クベキ比例ノ金高ナリト雖モ、本使、經費ノ統計上ニ於テハ、眞ニ少額タルニ過ギズ。余ノ考ニハ、該島開拓ノ進歩ニ對シ、其方法ノ害タル得失、相償フ能ハザル固ヨリナリ。今、此流勢、漸次、該島ノ富ヲ洗却スルモノヲ轉ジ、之ヲシテ開拓ノ道ニ、用達様ニ爲サントスルヲ此建言ノ眼目ナリ。」

「此問題ニ付、余ガ、第一ニ建言セント欲スルハ、都テ當今ノ稅則ヲ廢シ、北海ノ漁場ハ、盡ク其永住人、或ハ此後永住人トナラントスル者ニ與ヘ、諸般ノ干與紛擾ヲ解キ、自由ニ營業セシムルニ在ルナリ。」（四五三—四五四頁）

かくの如く彼は國家の保護干渉主義を排する進言を度重ねて行つたのであるが、その言があれ程迄に用ひられた彼も、この點に就いては少しも採用せられるに至らなかつた。炭鑛の經營から始めて工業も亦主として官業として經營せられ、又漁業に對しては水産稅、出港稅等の課稅が行

はれた。そして経済的自由主義の開拓政策反對論は主としてこれ等の制度に向けられたのであるが、この反對の中心は、田口卯吉氏を中心とする『東京經濟雜誌』であつたのである。

## 三

開拓使は明治二年に設置せられ、そして明治五年より十箇年間を限つて一千万圓の支出を認められたのであつた。従つてその期限は明治十四年である。従つてこの年に開拓使施政の批判が一致に行はれたのは當然であり、況んやこの年は後述の官有物拂下問題の起つた年であることを考へれば、この年に批判が集中的に現れたことは十分に理解し得る所である。

官有物拂下の問題は次に譲ることとして、開拓使の開拓方針に關する批判としては、先づ『東京經濟雜誌』の第七十號より第七十二號に至る三回(明治十四年七月二十三日、三十日及び八月六日)に互つて連載せられた社説『開拓使ヲ論ス』がある。本社説は先づ開拓使の拓殖基本方針を難じて曰く、

「從來開拓使方之ニ費消セルモノ果シテ幾何ゾヤ吾輩試ミニ大藏卿ノ決算及ヒ豫算表ニヨリテ之ヲ按スルニ明治二年ヨリ明治十三年度ニ至ルノ間ニ於テ開拓使ガ費消セルモノ蓋シ一千四百〇九萬六千八百四十二圓八十三錢二厘ナルヲ見ルベキナリ開拓使ハ此金庫ニ投ズルニ此巨額ヲ以テセリ而シテ能ク之ニ應スベキ程ノ財寶ヲ探掘スルヲ得タルカ余ハ決シテ之ヲ知ラザルナリ然レバ則チ此金庫ヲ開鑿スルノ術ナキカ曰ク何ンゾ其レ然ランヤ此金庫ヲ開キ内ニシテ殖産ノ根本ヲ振興商路ノ壅塞ヲ通快シ外ニシテハ我カ物品ヲ出シテ彼ノ物品ト交易シ以テ益々利用厚生ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルニ至ランコトハ事ノ最モ容易ナルモノナルベシ即チ我ガ政府ニシテ若シ其干涉ヲ廢セラレ、ニ至レバ以テ足ルベキノミ蓋シ從來開拓使ハ如何ナル事業ヲ舉行セシカヲ思考セヨ或ヒハ麥酒、麵粉ヲ造リ或ヒハ罐詰、燻木ヲ製シ或ヒハ紡織、製革ヲ營ミ或ヒハ工場ヲ築キ或ヒハ養蠶場ヲ設ケ大ニ製産ノ事業ヲ作興スルニ銳意ナルコトハ世人ノ知ル所ナリ而シテ吾輩ヲ以テ之レヲ見レバ凡ソ是等ノ事タル政府ノ當サニ經營スベキモノニアラザルガ如キヲ如何センヤ何ントナレバ若シ是等ノ事業ヲシテ不利益ナルモノトシメシカ然レバ政府ガ之ニ資本ヲ濫入シテ徒ラニ國財ヲ浪費スルハソレ何ノ理ゾヤ若シ又ク是等ノ事業ヲシテ有利ナルモノトシメシカ然レバ政府ガ之ヲ自ラシ爲メニ人民ノ職業ヲ蠶食スルハソレ何ノ理ゾヤサレバ好シヤ是等ノ事業ヲシテ悉ク有利ナラシムルモ若シ開拓使ガ自カラ之ニ從事スルニ於テハ是レ或ハ人民ノ職業ヲ奪ヒ以テ人民ヲシテ愈々北海道ヲ惡マシムルノ効アルモノニシテ平素人民ノ移住ヲ増サシメントスルノ主義ヨリシテ之ヲ見ルキハ其前後ノ處置ニ於テ大ニ矛盾スル所アルヲ免レザルベキカ然ルヤ況ンヤ其作業ノ利益ハ常ニ充分ナルヲ得スシテ或ヒハ非常ノ損失ヲ蒙ルコトアリト聞クニ於テヤ開拓使ニシテ先づ其作業ヲ廢スルニアラザルヨリハ北海道ノ金庫ハ決シテ之ヲ開クニ由ナカルベキナリ」(第七〇號、七二二—七二三頁)

續いて同社説は出港税に反對し、その理由を述べて、これは日本人にのみ課せられるものであるから『第一 外商ヲシテ物品ノ輸出ヲ壟斷セシムルニ至ルノ傾向アルコト是レナリ』(七二三頁)とし、又北海道に於いて積替等を行ふ時には納税をし直さねばならぬ等のことある故『第二 物

品ノ輸出ヲ不便ナラシムルコト是レナリ』(七二四頁)とし、商人は外人名義を以てする等のことにより脱税を圖るであらうから『第三 商人ノ道德ヲ腐敗セシムルコト是レナリ』(同上)又納税額は従價主義なる故最も高き租税を支拂つた物品の程度迄他のものも騰貴する故に『第四 消費者ヲ苦シムルコト是レナリ』(同上)としてゐる。

かくの如く主張し、これを要約して、『我カ北海道ノ金庫ヲシテ空シク荒廢セシムル所以ノモノニアリニ曰ク官府ノ作業是ナリニ曰ク出港税則之レナリ』(七二五頁)と書いてゐるが、然らば筆者の望む所は何であるか。曰く、

『世ノ識者ガ共ニ望ム所ニシテ吾輩モ亦ク最モ之ヲ望ム所ノ者ハ開拓使ヲ廢シテ以テ府縣ヲ置クニアルナリ官府ノ作業ヲ廢メ以テ人民ノ營業ヲ自由ナラシムルニアルナリ』(第七一號、七五四頁)

『北海道ヲシテ繁榮ナラシメント欲スルハ唯々人口ヲシテ蕃殖セシムルニアルナリ而シテ人口ヲシテ蕃殖セシムルモノ唯々移住者ヲシテ利益多カラシムルニアリ移住者ヲシテ利益多カラシムルハ其山野ニ田獵シ海濱ニ網罟シテ得ル所ノ物産ヲシテ高價ニ賣リ捌クヲ得セシムルニアリ其産物ヲ高價ニ賣リ捌クヲ得セシムルモノハ之ヲ買ヒ之ヲ各地ニ賣捌キテ以テ營業トナスモノヲシテ多ク北海道ニ集マラシムルニアリ……既ニ北海道ニ住スルモノト雖モ其利益ノ薄キガ爲メニ漸ク將ニ内地ニ移住セントス焉ソ能ク内地ノ人民ヲシテ北海道ニ移住セシムルヲ得ンヤ』(第七二號、七九〇頁)

『嗚呼開拓ノ事其職業ノ卑賤ヲ問フナカレ我北海道ノ利ハ海産ニアリ海産旺盛ニ至レバ農業勸メズト雖モ自ラ起ルナリ其利ノアル所ニ重税ヲ課シテ其利ノ少キ所ヲ勸メント欲スルハ即チ其起ラント欲スル所ヲ抑ヘテ而

シテ其起ラザル所ヲ起サント欲スルモノニ非ズヤ』(七九二頁)

次いで翌第七十三號(八月十三日)に於いては同じく社説『願クハ開拓長官黒田清隆君ノ考課狀ヲ得ン』に於いて開拓使の干渉主義が成功せるや否やの報告を要求したが、更に本社説の實質的續篇たる第七十六號(九月三日)の社説『開拓使ヲ處分スルノ前先ツ検査官ヲ派出スベシ』に於いて曰く、

『政府ハ最モ其事業ノ善惡計算ノ得失ヲ検査セザルベカラズ何トナレバ從來開拓使ガ熱心實施シタリシ干渉主義ハ果シテ其利益ヲ示シタルヤ果シテ實功ヲ奏シタルヤ否ヤヲ確認スルハ實ニ其實際ヲ検査スルニ在レバナリ嗚呼開拓使ニシテ若シ果シテ能ク實功ヲ奏セバ余輩ガ平生主張スル所ノ自由主義ハ直チニ傾敗センノミ余輩ハ速ニ其検査ノ實況ヲ聞キテ我主義ノ是非ヲ實際ニ徵センコトヲ望ムナリ』

『蓋シ開拓使ガ作業ヲ爲ス所以ノモノハ決シテ好事ノ目的ニ出ルニアラザルナリ必ズヤ人民ノ之ヲ起スヲ俟タズシテ自ラ起サント欲スルモノナリ人民ノ事業ヲ起スハ固ト利益ヲ得ルヲ目的トス然ラバ則チ開拓使ノ事業ヲ起スモ亦ク利益ヲ得ルヲ目的トセザルベカラズ利益ヲ目的トシテ而シテ利益ヲ得ザル是レ巨萬ノ貨幣ヲ無用ニ消耗シタルモノナリ巨萬ノ貨幣ヲ無用ニ消耗シタルハ則チ開拓使ガ其舉措ヲ誤マリタルモノニシテ即チ自由主義ノ利益ヲ示スモノナリ然リト雖モ若シ之ニ反シ開拓使ノ爲ス所皆ナ好結果ヲ得テ其元入スル所ノ資本悉ク人民ノ自ラ營ムヨリ利益アルヲ得バ是レ則チ開拓使ガ其舉措ヲ誤マラザルナリ開拓使ガ其舉措ヲ誤マラザルハ則チ干渉主義ノ世ニ利益アルヲ示シタルモノナリ茲ニ於テカ世人始メテニ主義ノ利非ヲ知ルヲ得ベキナリ』(九二六―九二七頁)

然るに第七十八號(九月十七日)からは、六回に亘つて、『開拓使の政略を議す』なる極めて長大の社説が現れたが、これは開拓使の政策を具體的に詳細に經濟的自由主義の立場から批判せるものである。

本社説によれば『從來開拓使の爲す所を見るに私に思ふ大に經濟の主義に背反するものありと』(第七八號、一〇〇二頁) 凡そ北海道は氣候は激しく土地は未開である。従つて何等かの目的がなければ人は移住しないであらう。然らば、

『其目的とする所とは何ぞ即ち利を得るの一事是なり嗚呼人誰れか利なくして此の如き土地に移住するものあらんや假令一時開拓使の保護を得て移住するも是れ實に假住にして苟も利を得る能はざるに至らば其保護の去ると同時に直に我内地に疾走すべきのミ故に政府の開拓に於ける亦た強ひて人民を移住せしむべからず亦た強ひて事業を勸むべからず唯だ人民をして安して茲に移住し其事業を起すを得せしむるにあるのミ凡そ人民の此の如き土地に移住せんと欲するもの其心中大に危險を懼るの念を抱くものなり故に政府たるもの其心を安せしめば人民必ず利のある所を勉めて而して開拓の業自ら起るべきなり』(一〇〇二頁)

然らば最も利益多きものは何であるか。それは漁業である。然るに開拓使は開拓とは土地を開くことと考へ、従つて農業でなければ開拓にならぬと思つて、その爲めに拓殖の極めて困難なる札幌方面から手がけてゐる。『是れ余輩が開拓使の舉措に於て異議を抱くの第一なり』(一〇〇四頁) 然るに『開拓使が農業を以て北海道を開拓せんと欲するの目的を立て本廳を札幌に基せしより

通路を開通するの一事は其舉措の主眼となれるが如し』(第七九號、九月二十四日、一〇三五頁) 成程道路は經濟上重要なものであり、殊に封建的割據の弊の大なる本土に於いては然りである。併し北海道は事情はこれと異なる。大土木工事を行つて道路を開き以て農業を起すとも、その生産物の需要は開拓使豫算の支拂による人爲的需要の限度を越し得ない。然るに海産物に至つては如何に産額が大となつても、その需要を道外に求めることが出来る。而もこれが爲めには少しも道路を必要としない。すなはち成程一般的に云へば道路は重要なものであるが、北海道に於いてこれを大規模に開鑿するに至つては『其舉措の時と所とに適せざるを如何せんや』(一〇三六頁)『是れ余輩が開拓使の舉措に於て異見を抱くの第二なり』(同上)

かくの如く開拓使は易きを棄てて難きに就いてゐる。『若し夫れ開拓使をして其力を海口の濠拓風浪の防禦に盡し漸を以て其業を擴張する方法に出でしめたらんには則ち凡そ此地に發生する諸職業は皆な自然の順路に適するものなり』(第八〇號、十月一日、一〇七〇頁) 然るに開拓使は、人爲的に農業を起さうとしてゐるのみならず、『更に進んで百般の製造工藝に従事せらるゝに至りては其の民業に關する果して如何ぞや』(同上)『開拓使が官工に従事せられたるは一には以て國財を徒費し一には以て民業を拘制せるものにあらざるやの疑なきこと能はざるなり是則ち余輩が開拓使の舉措に於て異見を抱くの第三なり』(一〇七一—一〇七三頁)

次に開拓使は物産税を課してゐる。これは名は物産税であつても事實上水産物課税であり、従つて漁業の課税であるが、これは例の農業重視に發するものであらうが、併し漁業に對する物産税の拘束なければ、これは更に榮え、従つて漁夫の數を増し、その需要する財貨を多からしめ、延いては漁業以外に従事する者の渡航をも誘致すべきものである。『是れ余輩の政略に於て異見を抱くの第四なり』(第八一號、十月八日、一一〇六號)

更になほ北海道には出港税がある。然るに課税物の殆んど全部たる海産物は既に物産税を納付してゐるから『第一此租税は二重税なり』(第八三號、十月二十二日、一一七一頁)『第二此租税は外國人の仕拂はざる所なり』(同上)更に商人は本税支拂の爲め敏速に商機を擱むことを得ず、従つて『第三此租税は人民をして最も煩勞に苦しましむるものなり』(同上)更にこれは脱税を誘ふ傾ありすなはち『第四此租税は罪惡を發するの傾きを有するものなり』(同上)而もその徴税には検査その他に多數の人を要する故『第五此租税は最も人費多きものなり』(一一七二頁)さればこれを要するに、『此の如き税法を施行して久しく開拓の進路を妨害せしを覺ゆ是れ余輩が開拓使の政略に就て異見を抱くの第五なり』(同上)

最後に開拓使は多額の資本を要する洋式農法の輸入に極めて熱心であるが、北海道は人は乏しが資本は一層乏しいから、先づ資本を餘り要しない農法から始むべきであつて、然らざれば十

箇年の開拓使期限の終ると共に農業も終滅するであらう。然るに極度の保護によつて開拓使が洋式農法を普及せしめんとしてゐるのは『抑も亦た何んの理ぞや……是れ則ち余輩が開拓使の政略に於て私かに異議を抱くの第六なり』(第八四號、十月二十九日、一一〇七頁)

かくの如く述べたる後本社説は結論して曰く、

『蓋し開拓使は易きを棄て、敢て難きに當り漸進に出てずして急進の線路を採り人民の營業を保護するに止まらずして自から大に事業を行はんと謀られたり其開拓の主議にして既に茲にあり故に遠隔不便の地に本支廳を設け道路を四方へ網布し製造所を築き重税を課し歐洲文明の術を採りて直に之を北海道に行はんとせられたるが如きは皆な是れ此主義に離るべからざるの順序なり……然れとも以上の議論は獨り我が開拓使にのみ限るべきものに非ずして古來政府の干渉の政略を行ふものは比々皆然らざるはなきなり唯た政府には一定の期限あるなし故に能く其干渉の政略の利害を曖昧の中に隠没せしめて以て久しく世人の眼を奪ふを得べしと雖も若し其期限あること開拓使の如くならしめて而して其政略の成績を決算するに至れば其利害の歴然として蔽ふべからざるものあるは亦た全く開拓使の類たるを免れざるべきのみ嗚呼世の政治家たるもの豈に深く茲に鑑みざるべけんや』(一一〇七—一一〇八頁)

## 四

併し乍ら北海道拓殖上の保護干渉主義に關する世論の糺彈が眞に騒然として爆發したのは、明治十四年の所謂開拓使官物拂下事件である。本事件の發端に就いては公的記録は次の如く述べ



てゐる（北海道廳編「新撰北海道史」第一卷「概説」昭和十一年）。

「十三年、政府は十年計畫の始末として開拓使工場拂下規則を定めて之を公示した。その主旨は、民間工業獎勵の爲工場其他を民業に移換の目的の下に之を拂下げんとするにあつた。而して、開拓使は關西貿易商會に之を契約せんとするに及び、所謂、官有物拂下事件の勃發となつた。右貿易商會は、舊薩藩出身の大坂商人五代友厚、長州出身の中野梧一等を主盟とし、開拓使在任官吏安田、折田等と縁因淺からざるを利用して互に氣脈を通じ、札幌其他所在の主要工場船舶等を參拾八萬圓無利子三十箇年賦とし、加ふるに營業資金の貸附等、其他猶多くの有利條件の許可をも附載請願するものであつた。」（一四九—一五〇頁）

この請願なるものが如何なるものであつたかに就いては、正確には知り得ないが、當時『朝野新聞』（明治十四年九月六日——「明治編年史」第四卷に收録）が開拓大書記官安田定則、同權大書記官折田平内、金井信三、鈴木大亮の諸氏から黒田長官宛に提出した内願書と傳へてゐるものは次の如くである。

「當使今後御改革ノ事ニ就テハ、先日來度々御内示ノ趣キモ有之熟考仕候處、自分共儀ハ當使創設ノ時ヨリ閣下ノ命ヲ奉ジ、開拓ノ業ニ盡カスル技ニ十餘年、菲才寸効ヲ奏スル能ハズ實ニ閣下ニ對シ汗顔ノ至リニ堪ヘズ、然レモ其素志ニ於テハ假令官ヲ辭シ、職ヲ解クモ終身北門ノ事業ニ勉強シ、從來ノ宿志ヲ遂ゲ併セテ閣下ノ盛意アル所ニ報ゼント欲スルノ外無之、然ル處今當使諸工場拂下ノ事有之候ニ付テハ、自分共儀一社ヲ私設シ、當使工場其他ノ内別紙ノ通り特別ノ御許可ヲ蒙リ、各自擔任當使ノ御趣意ヲ繼ギ、専ラ努力ヲ盡シ當初設立ノ目的ヲ貫キ殖産興業ノ道ヲ開キ度、右御許ノ上ハ速ニ辭表ヲ呈シ、會社仕組ノ細則取調電覽ニ可供候

條、速 御裁可被下度云々」（「明治編年史」四四四頁）

そして『別紙』の要點は次の如くであると傳へられてゐる。

「收税品ハ、從來開拓使ニ於テ運送販賣シ來レル方法ニ據レ共、其取扱方ヲ明治十五年ヨリ二十四年迄十年間委託セラレ、手数料トシテ賣捌代金百分六「此内百分三ハ従前ノ規則ノ如ク、賣捌仲買人へ分賦スルモノトス」支給セラレ度事（但シ時宜ニヨリ適當ノ代價ヲ以テ出產地ニ於テ拂下ゲテ願フルハ許可セラレ度事）。

「北海道準備米并ニ食鹽ノ買入方ハ悉皆託セラレ、適當ノ手数料ヲ給セラレ度事。

「左ニ記載スル開拓使附屬ノ官舎并ニ船艦諸工場等所共無利足三十ヶ年賦ヲ以テ拂下ヲ許可セラレ度事。

「……〔中略〕……」

「〔内地所在〕合計金二十四萬四千五百七十二圓五十錢八厘（但シ内容細目ノ合計は二十四萬四千六百五十三圓五十錢八厘となる——吉田）○函館之部……合計金四萬六千七百七十四圓九十四錢三厘（同上、四萬六千七百七十四圓九十二錢三厘——吉田）○札幌之部……合計金五萬六千八百七十九圓廿九錢九厘（同上、五萬四千四百七十七圓八十九錢九厘——吉田）○根室之部……合計金三萬九千四百五十九圓二十六錢七厘○通計金三十八萬七千八百二十二圓〇一錢七厘（但シ訂正數字を合計すれば三十八萬四千七百六十一圓五十九錢七厘となる——吉田）。左ニ掲グル金額ハ東京、札幌、根室ノ各營業資本ト爲リ、其局内ニ於テ取扱ヒ居ル等ノ額ナリ……合計金十四萬二千五百〇二圓四十九錢七厘是ハ特別ノ御評議ヲ以テ、年三朱利付十五ヶ年賦上納ヲ以テ御貸付ヲ許可セラレ度事。（但營業入費不足ノ分ハ、結社ノ後更ニ募集又ハ調達ノ方法ヲ設ケテ營業ヲ永續擴張スル見込ナリ）」（四四四—四四五頁）

又右の内願書に附せられる黒田長官の伺書の大意に就いても同紙（九月七日——同上）は次の如く傳

へてゐるが、吾々はこれによつて拂下賛成論の論據を察知し得るであらう。

「開拓使官有工場其他牧場等ノ如キ人民ノ自ラ營業スベキ事業ニシテ、今日假リニ官府ニ於テ設置スル所以ノモノハ固ヨリ専ラ官府ノ爲メニ利益ヲ謀リ、其倉庫ヲ富スヲ欲スルニ非ズ、唯ダ民力ノ能ク堪ル可カラザルモノ姑ク之ヲ官府ニ於テ設立シ、以テ人民興業ノ道ヲ獎勵シ、其自奮自營スルノ時ヲ俟ツ者ナリ、今般工場拂下ノ御達アラントスルニ逢ヒタルヲ以テ、事苟モ人民ノ自營ニ屬セシムベキモノハ、務メテ官府ノ設立ヲ廢シ下ノ處分ヲナサントス。然ルニ今日北海道ノ景勢ハ固ヨリ往年蝦夷ノ地ヲ以テ視ルベキ者ニ非ズト雖モ、其地勢人情ニ於テハ未ダ他ノ諸道ト一般ノ觀ヲナスベカラザルモノアリ、且ツ夫レ官府設立ノ事業タルヤ、其規模實ニ廣大ニシテ利益ヲ永遠ニ期セントスルモノナレバ、今一私人ノ利益ヲ目前ニ争フ如キ者ノ能ク自營シ得ベキニ非ザルノミナラズ、北海ノ地勢人情ニ通曉シ併セテ多年ノ經驗ヲ積ミ、従前ノ計策ヲ知り其設立ノ盛意ヲ繼續シ得ルニ非ザレバ必ズヤ當初ノ目的ヲ貫ク能ハザランコトヲ恐ル。故ニ之ヲ拂下グルニ方テヤ、苟モ一己ノ利益ニ汲々ラズシテ、而シテ此二者ヲ兼有スルモノニアラザルヨリハ、決シテ事業ヲ託スルニ足ラズ、然レハ地勢ニ熟シ人情ニ通ズル者ハ、之レヲ自營シテ成効ヲ期スルノ資力ナク、資力アルモノハ其地勢人情ニ通曉セズ、誠トニ兩全ノモノヲ得ルニ苦シム。然リ而シテ今般工場拂下ニ就テハ、從來此業ニ執掌スル者又自ラ冗員ニ屬スル耳ナラズ廢使置縣ヲ施行スルニ於テハ各縣一般ノ職制ニ従ヒ、多少全道ノ官吏ヲ沙汰セザルヲ得ズ。……今日職ヲ開拓使ニ奉ズル所ノ大書記官安田定則、權大書記官折田平内、同金井信之、鈴木大亮等數人ノ如キ、能ク其説諭ニ服シ率先奮勵職ヲ開拓使ニ奉ジ夙ニ北海ニ航シ、出テハ莽蒼ヲ經歷シ山川ヲ跋涉シ、入テハ簿書ヲ點檢シテ官務ニ従事シ、無數ノ辛酸ヲ冒シ百折不撓、心志ヲ開拓ノ事ニ竭スコト茲ニ十有餘年其勳功モ亦少シトセズ、彼地勢人情ニ通曉ナルハ固ヨリ論ナク、官立ノ諸工場ノ如キモ能ク其ノ計策ヲ熟知スル者

ナレバ、今此數人ニ説諭シ官職ヲ辭シ一私社ヲ結合セシメ、別紙ノ方法ヲ以テ工場其他ヲ拂下ガ從來開拓使ノ一事業ヲ繼續セシメ、専ラ力ヲ開拓ニ致サシメバ、當使積年多少ノ財ヲ費シ、北門ノ後益ヲ圖リシモノ將サニ結果ヲ得ントスルノ今日ニ至リ、一朝水泡ニ屬スルノ患ヲ免ル耳ナラズ、彼數輩堅忍不拔ノ素志ヲモ貫カシメ、併セテ他道人民移住ノ氣象ヲ獎勵シ漸ク物産繁殖ノ道ヲ開キ、永ク北海道人民ヲシテ福利ヲ享ケシメンコト敢テ疑ヲ容レズ。唯ダ惜ムラクハ彼等皆ナ執掌スル身ニシテ、能ク此業ヲ自營スルノ資力ヲ給スル能ハザルヲ如何セン。然リト雖モ假令資力ニ富ムモ地勢人情ニ通曉セズ、徒ラニ目前ノ小利益ニ汲々トシ、一敗資金ヲ蕩盡シテ事業ヲ廢棄スルガ如キノ徒ニ比スレバ、其勝レルヤ萬々ナリ。仰ギ願ハクハ別紙ノ方法ニ従ヒ定則等ハ工場拂下ノ允許アラントヲ。」(明治編年史)同上、四四六―四四七頁)

そして又官有物拂下を含む全計畫として民間に傳へられてゐる所は次の如くであると『東京經濟雜誌』第七十一號(七月三十日)の『開拓使ヲ論ス第二』は報じてゐる。

『第一 政府ハ民間ノ有志者ヲシテ一大會社ヲ創立セシメ且ツ之ヲシテ譬ハ一千万圓ノ紙幣ヲ納メシムベシ然ルルハ政府ニ於テハ此一千万圓ニ對シ譬ハ六六朱利附ノ公債證書ヲ發行シ以テ之ヲ該會社ヘ下附スベシ  
 『第二 此會社ハ右ノ公債證書ヲ請取り再ヒ之ヲ政府ヘ納メテ以テ其抵當トナスベシ然ルルハ政府ニテハ此抵當ニ對シ譬ハ其八割ニ相當スル所ノ紙幣(即チ八百萬圓)ヲ發行シテ以テ之ヲ該會社ヘ下附スベシ  
 『第三 此會社ハ譬ハバ二十年ヲ以テ其期限トナシ其期限内ハ總テ北海道ノ土地(函館ノ如ク既ニ人口ノ蕃殖セル土地ハ此限リニアラズ)ヲ所有スルモノトス  
 『第四 此會社ノ創立後ニ於テ新タニ北海道ヘ移住スルモノハ凡テ此會社ノ社員トナラザルコトヲ得ズ故ニ其社員タルモノニ二種アリ一ハ會社ノ資金ヲ醸集セシ所ノ株主ニシテ一ハ會社創立後ノ移住民ヨリ成立スルモノ

是レナリ而シテ毎年ノ利益金ヲ配當スルニ際シテハ其株主ヘハ其株高ノ多少ニ應シテ之ヲ配分シ其移住民ヘハ其年間ノ働高ニ應シテ之ヲ配分スルモノトス但シ此會社ノ創立以前ニ在テ既ニ北海道ヘ移住セルモノハ其創立後ト雖モ尙ホ從前ノ通りニシテ必スシモ此會社ノ社員タルモノニアラズ

『第五』 此會社ハ八百萬圓ノ紙幣ヲ有スルコトナレバ相當ノ約定ヲ以テ之ヲ移住人ニ貸附スルヲ得ベク且ツ物品ノ賣買取引ニ從事センコトハ此會社ノ適宜タルベシ

『第六』 此會社ハ年々公債證書ノ利子トシテ六十萬圓ヲ得ベキノミナラズ此外或ヒハ貸金ノ利子アリ或ヒハ物品賣買ノ利益アルベキニヨリ其費用ヲ支辨スルヲ得ベキハ勿論ニシテ其社員ニ對シテモ相當ノ割賦ヲナスニ足ルベシ

『第七』 其期限ニ到達シ此會社ノ解散スルニ至レバ其間ニ於テ各自ノ開墾セシ土地ハ其所有地トナシ政府ハ之ニ對シテ地券書ヲ下附スベシ

『第八』 從前開拓使所管ノ製造所及ビ園圃ノ類ハ凡テ之ヲ此會社ヘ拂下グベシ

『第九』 右ノ如キ仕組ナルガ故ニ北海道ノ事務ハ此會社ニヨリテ之ヲ辨スルヲ得ベシト雖モ獨リ裁判ノ事ニ至リテハ政府自ラ之ヲ司トルベシ且ツ此會社ニシテ萬一ニモ其移住人ヲ壓制スルガ如キコトアレバ政府ハ適當ノ法ヲ設ケテ以テ之ヲ救フベシ』(七五五—七五六頁)

吾々は以上によつて、大體、開拓使官有物拂下に關する全貌、並びにこれを支持する理論的根據を、察知することが出来る。

拂下賛成論の論據は大體以上の如くであるが、これは前述の如くに囂々たる反對論を捲起したものである。この反對論の論據は大體、右の計算からは拂下が國家及び國民に有利であるといふ

結論は出て來ないこと、拂下の價格が餘りに低きに過ぎること、關係者が鹿兒島縣人であるから薩閩の横暴ではないかといふこと、等が擧げられたが、それ等の基底を通ずる一貫的論據は國家の保護干渉主義の否定であつた。この反對論はその數が極めて多いのであるが、重複を避けてその代表的なるもの二三を擧げることゝ以て止めるに、それは次の如くである。

先づ『東京經濟雜誌』の前掲の社説『開拓使ヲ論ス』は、右計畫の計算を批判して曰く、

『政府ハ該會社ノ資本ヲ以テ一千萬圓ノ紙幣ヲ償却スルヲ得タリト雖モ更ニ該會社ニ許ルスニ八百萬圓ノ紙幣ヲ發行スルノ權ヲ以テスルコトナレハ差引利スル所ハ唯々二百萬圓ノ紙幣ヲ償却シタルニ止マルナリ此二百萬圓ノ紙幣ヲ償却センガ爲メニ六十萬圓ノ利ヲ拂フハ即チ年三割ノ利ヲ以テ貨幣ヲ借り受ケタルニ均シ其損失亦タ甚タシカラズヤ……夫レ紙幣二百萬圓ノ減少ハ人民ニ於テ利益ナキニアラザルベシ然レモ其利ヤ極メテ少ナリ而シテ一千萬圓ノ資本北海道ニ向テ飛散スルハ商業上ニ於テ非常ノ感覺ヲ發スルナクンバアラズ何ヲ以テ之ヲ云フ抑モ資本ナルモノハ空シク人民ノ囊中ニ伏在スルモノニアラズ必ズヤ其營業ニ用ヒラレ其融通ニ供セラレ我現時ノ商業ヲ潤澤スルモノナリ故ニ政府カ俄カニ利ヲ一方ニ示シテ其資本ヲ民間ヨリ抜摘スルハ大ニ商業上ノ混亂ヲ發生スルノ媒トナルベシ』(第七二號、七八九頁)

すなはちこの擧は國家の利益にもならず、同時に經濟界の混亂を誘發すべきものなることを主張し、北海道開拓に當りては先づ最も有利なる漁業を中心として而も經濟的自由主義をとるべしとの持論を繰返し、在來の方針は『其起ラント欲スル所ヲ抑ヘテ而シテ其起ラザル所ヲ起サント

欲スルモノ』であると主張した後、曰く

『然レモ其起ラント欲スルモノヲ抑ヘテ而シテ其起ラサル所ヲ起サント欲スルハ徒ニ難キヲ務ムルモノナリト雖モ尙ホ物産ヲ起スノ利アリ吾輩稍々尙ホ開拓ノ主意存スルアルヲ見ルナリ然レモ其起ラント欲スル所ヲ抑ヘテ而シテ其起ラザル所ヲ起ササルモノ即チ專賣會社ニ委託スルノ舉措ノ如キニ至リテハ吾輩ハ開拓ノ主意全ク消滅シテ閉鎖ノ主意ニ變シタルヲ見ルノミ』(七九一頁)

次に『東京曙新聞』も八月八日の紙上に於いて本問題を取扱つた(『明治編年史』に収録)。本紙は先づその拂下の價格の餘りにも低いことを指摘し、例へば『東京箱崎町物産取扱所ハ建築ノミニテ八萬圓ノ多キヲ費シ、之レニ地價ヲ算入セバ少クモ十二三萬圓ノ價ヲ減ゼズ、又北海道箱館ニ開拓使所有ノ貸倉アリ、此貸倉モ最初費用ヲ厭ハズ建築シタルモノナレバ、實價少クモ七八萬圓ヲ下ラザル可シ、然ルニ開拓使ガ今日貿易商會ニ拂下ントスル價額ヲ聞クニ、東京箱崎町物産取扱所ハ三萬圓ニテ賣渡シ、箱館貸倉ハ七千圓ニテ拂ヒ下ゲ、加之ニ、無利足卅ケ年賦ノ約束ナリト。』(『明治編年史』同上、四二三頁)と書き、又『開拓使中二三ノ官吏ハ同使ノ本年限リニ廢止セラルベキヲ知り、其利益アルモノニ拂ヒ下ゲ以テ北海道ノ商權ヲ把握セント企テタルニヨリ起リタルモノニシテ、彼ノ關西貿易商會ノ如キハ其同謀者タルニ過ギズ。』(四二四頁)と論じてゐるが、更に理論的な批判は翌八月九日號に於けるその續篇である。そこに於いては同誌も亦前記『東京經濟

雜誌』の論文と同一の計算を行ひ、更に興産商會が開拓使官有物の一部を六十萬圓で拂下げられた旨申請した所からすればその全部は優に二百萬圓以上になる筈であり、世間では一般に三百萬圓と云つてゐるが、然らばこれで償却をすれば一錢をも要せずして而も百萬圓を残す筈である、と主張した後、次の如く論じてゐるが、これは前記『東京經濟雜誌』の論調に極めて近似するものである。

『墳墓ノ地ヲ離レテ遠ク他郷ニ移ルハ人ノ欲セザル所ナリ。而シテ其之レニ移住スルハ唯利益ヲ得ルノ目的アルガ故ナリ。今ヤ北海道ニシテシロ損失アルモ利益ナキ無目的ノ土地タルニ至ラシメバ、其コレヲ驅リテ此ニ就カシムルモ、人民ハ尙ホ忌避シテ移ラザラントス。況ンヤ進ンデ移住ヲ欲スルニ於テヤ。然ラバ則チ貿易商會ガ巨萬ノ資本ヲ有シ、至大ノ權力ヲ握ルハ寧ロ此地ノ後圖ヲ誤ルモ、決シテ其繁榮ヲ期スベキ所以ニ非ザルハ昭々トシテ知ルベキナリ。』(四二六頁)

更に『東京曙新聞』は九月三日の紙上に於いても本問題を取上げ(同上に収録)、専らこれを薩摩云々の立場より取扱ひ、『コノ一條ニシテ行ハル、トキハ實ニ鹿兒島人ノ面目ニモ關シ、薩摩ノ美名ニモカカハルコトナレバ、若シ我輩ヲシテ薩摩人タラシムルモ誓ツテソノコトヲ行ハシメザランコトヲカムベシ』(四四一頁)と書き、『又況ンヤ今回開拓使拂下ノ一事ハ、其目的タル商業上ノ利益ヨリハ寧ロ鹿兒島ノ勢力ヲ擴張スルノ點ニアリテ、其手段ハ鹿兒島人ヲ北海道ニ移住セシメ、恰モ其專領地タルニ至ラシメントスルノ希望ナリトノ批評ヲ下スモノナキニ非ザルノ場合タルニ於

テヲヤ。』(四四二頁)と述べて、鹿兒島人の善處を要望してゐる。

以上に於いて吾々は、大體官有物拂下問題に關する賛否兩論の代表的なるものを擧げたのであるが、中には開拓使の期限を更に五箇年延長して、その期間内を限り依然開拓使をして官有物を所有經營せしめようとの折衷説をなすものもあつた。例へば拂下賛成論を持する『東京日日新聞』は九月一日の紙上に於いて曰く(同上に收録)、

『開拓使官有物拂下の事件に附て最初廟議のありし折り、我が大藏卿佐野君は痛く此議に不承知を述べられ、今政府が情實をもて一二の寵商に此諸工業場其外とも拂下らるゝよりは、寧ろ五年間の延期にて開拓使を存在せらるゝ方が然るべからん歟とまで申されたるよし』(同上、四四〇頁)

然るに『東京經濟雜誌』はこれにも亦反對であつた。すなはち第七十八號(九月十七日)以後連載せられたる社説『開拓使の政略を議す』の『第三』(第八〇號、十月一日)に於いて曰く、

『易きを棄て、敢て難きに就くは是れ開拓使の政略なり……意ふに開拓使に長官たる者は自ら其力を慮らず徒らに自然に抗し一擧にして全道の利益を興さんことを謀りたるものなり故に其資材を浪耗すること極めて大にして其功を成すや極めて少なく一朝開拓使を廢するに及んでや十餘年來の拮据經營は空しく水泡に歸せんとするなり然らば則ち之を延期すること更らに五箇年ならば果して能く其實功を奏するを得べきか曰く否之を延期すること愈々久しからんには其の資材を浪耗すること益々其多きを加ゆべきのミ良しや全國の財を盡すと雖も決して其竣功を望むべからざるなり』(一〇六九—一〇七〇頁)

この問題は遂に十月十二日附の『詮儀ノ次第有之取消候條云々』の太政官達を以て取消しとなつたのであるが、同年末『東京曙新聞』(十二月二十四日—同上に收録)は同年中の重要事件を回顧せる記事の冒頭に於いて曰く、

『其前半年中最モ憂フベキハ開拓使事件ノ紛議ニシテ、後半年中最モ喜ブベキハ國會開設ノ勅諭ナリ。……『……開拓使官有物拂下ノ事起ルヤ、世論迸發論難萬出、殆ンド其局ヲ知ラザルガ如クニ至リ、遂ニ延ヒテ以テ亦國會論ノ再燃ヲ來タシ、滔々ノ論天下ニ鳴動セリ。於是乎政府非常ノ英斷ヲ以テ、十月十二日明天子ノ勅諭コ、ニ出ヅ。即チ明治廿三年ニ議員ヲ召シ、國會ヲ開カセラルベキノ勅意ニテアリケレバ、世ノ急驟家ハ其甚ダ遅延ニ似タルヲ説ク者ナキニモ非リシト雖赫々タル大勅ハ其ノ光輝ヲ天日ト共ニシ、能ク我日本國ヲ照シテ以テ將ニ我民ヲシテ欣喜舞措ク能ハザラシム。加之其同時ニ開拓使官有物拂下許可取消ノ旨ヲ達セラシ……我政府ノ正義ヲ見ル誠ニ明ニ、輿論ヲ聞ク誠ニ聰ニ、斷乎トシテ開拓使官有物拂下ノ義ヲ取消サル。論者或ハ其後ノ措置ヲ怪ム者アリシト雖モ、事爰ニ至ル侃々タル論議ハ收リテ再ビ發セズ、沸々タル人心ハ治マリテ再ビ激セズ、明治十四年中ニ最高ノ激波ヲ世論ニ呈シタル物議モ、漸ク一片ノ布告ニ據リテ以テ激昂ヲ治メ暴發ヲ防グヲ得。況ンヤ同時ニ赫灼無前ノ大勅諭ハ發シテ我國ヲ輝カスヲヤ、是レ今歲ニアツテ最モ重大ノ事跡ナリ。』(同上、五〇五頁)

## 五

併し乍ら、官有物拂下は取消になつたけれども、開拓使だけは十五年二月に廢止せられること

となつた。そして所謂三縣一局がこれに代つた。併しこれも亦長くは續かず、間もなく十九年一月北海道廳の設置となつた。吾々は本項ではこの時代を通じての自由か保護かに關する論議の發展を簡單に辿ることとする。

先づ經濟的自由主義の牙城たる『東京經濟雜誌』の論調を見るに、本誌は既に拂下事件を論じつつその社説『開拓使の政略を議す』に於いて『北海道開拓の任を以て一二の寵商に歸するは日本の後途を過さるものなり……然れども余輩は現今の如き開拓使の更に繼續せんことを願ふものにあらざるなり』(第七八號、一〇〇頁)と書き、又同じくその社説『開拓使ヲ論ス』に於いて『世ノ識者ガ共ニ望ム所ニシテ吾輩モ亦タ最モ之ヲ望ム所ノ者ハ開拓使ヲ廢シテ以テ府縣ヲ置クニアルナリ官府ノ作業ヲ廢メ以テ人民ノ營業ヲ自由ナラシムルニアルナリ』(第七一號、七五四頁)と書いて、開拓使の廢止を主張し且つ經濟的自由主義を擁護したのであるが、従つて自由主義の採用を伴はざる單なる開拓使の廢止によつては、満足することは出來なかつた。すなはちその第百五號(明治十五年四月一日)の社説『開拓使廢止の結局』はその趣旨を述べたるものである。本社説も亦自由なる利益の追及を擁護して曰く、

『凡ソ一國ノ富源ヲ進メント欲セバ其國ノ最モ利益アルモノヲ取ラザル可ラズ一地方ニ於ケルモ亦然リトナス是レ實ニ自由交易ノ主義ニ適ヒ國家ヲ開明ニ進ムルノ眞理ナリ今夫レ北海道第一ノ利益アルモノハ何ゾ我輩

ノ見ル所ヲ以テスレハ蓋シ海産物ニ外ナラザルナリ故ニ該地ニ於テ專一ノ目的トスベキハ必ス先ツ是業ニ從事スルモノニ應分ノ便利ヲ與ヘ漸ヲ以テ之ヲ諸業ニ及スニ如クハナシ然ルニ舊開拓使ノ政策ヲ觀ルニ海産業ニ向テ便利ヲ與ヘタルノ一管テアルナシ管タニ之ガ便利ヲ與ヘザルノミナラズ却テ大ナル妨害ヲ加ヘタルガ如キ事跡ノ歴々タルアルハ我輩ノ私カニ痛嘆ニ堪エザル所ナリ彼ノ開拓使ニ於テ徵收セシ所ノ物産稅ハ全ク海産稅ノミニ取リタルモノナリ而シテ其額ハ大凡ソ一割五分以上ニアリト云ヘリ又出港稅ナルモノアリ而シテ其價額ノ四分ヲ以テ租稅トナス』(四一七頁)

『加之ラス又タ舊開拓使ハ自ラ人民ニ先ンジテ諸種ノ製造ニ從事シ……苟クモ私民ノ經營ニ屬ス可キモノニシテ官府ノ先ズル所トナリシ事業擧ケテ數フ可ラス……北海道ノ人民近時稍々資産ヲ得タル者アリト雖其ト競争シテ以テ業務ヲ營ム可ラザルヤ多辨ヲ要セザルナリ』(四一八頁)

實に開拓使の廢止を主張したのはかかる事實の一掃を望んだが故に外ならない。然るに開拓使は廢止せられた。従つてこれは『近來ノ一大美擧』であるとして歓迎したのであるが、三月八日の太政大臣の達によれば、諸官業は依然として官有に残り、唯その管轄を異にしたのみである。

『蓋シ我輩ノ深ク渴望セシ所ノモノハ只タニ開拓使ノ名義上ノ廢止ノミニ止ラズ主トシテ其内部ノ弊ヲ洗滌セラレンコトヲ以テ實ニ之レカ骨髄トナス然ルニ今此ノ達ヲ觀ルニ從來舊開拓使ノ施行シタルモノハ依然トシテ存シ只タニ一使ノ管理セシヲ變シテ三省ノ管理ニ屬セシメタルノミ夫レ斯ノ如ク徒ラニ皮相ノ改正ニ止マラシムルモノ豈ニ志士ノ希望スル所ナランヤ豈ニ廢使置縣ノ眞意ナランヤ豈ニ北海道ヲ進歩セシムルノ方法ナランヤ是レ實ニ朝三暮四ナルノミ我輩是ノ布達ヲ讀ンテ嘆息ニ堪ヘサルナリ』(四一九頁)

これは社説である。併しこれより先き同誌第八十五號及び八十六號(明治十四年十一月五日及び十一月十二日)は小松峻次氏の寄書『開拓使廢後ノ處分ヲ議ス』を載せてゐる。本寄書の要旨は、單に北海道のみならず全國に就いて見られる保護主義を排し、これに就いて『余輩私カニ政府ノ爲メニ其ノ得策ニアラサルヲ思フナリ否ナ我全國民ノ爲メニ悲シマズンバアラサルナリ』(第八六號、一七七八頁)とする點に發して、開拓使の廢止に及ぶものである。すなはちその結論に曰く、

『今ヤ北海道ハ將サニ縣治ニセラレントスルニ際シ余輩ノ希望ハ則チ以上ニ述ベタル一事ニ在リテ存ス……今マ天下ノ人政府カ開拓使ヲノミ廢シタルヲ以テ喜ブベキ乎之レノミニテハ余輩ハ深ク喜バザルナリ何トナレバ明年ヨリ該使ヲ廢セラル、ト同時ニ從來同使所屬ノ諸工場、漁船等、苟クモ民業ニ係ルモノハ舉テ之ヲ拂下規則ニ準シテ公衆人民ノ望ミニ應ジ公平ニ拂下ケラル、トアラザレバ其廢シタルハ只タニ有名無實ニ歸シテ我黨論者ノ勤勞モ百日ノ説法一日ノ泡タルニ過ギザルナリ』(一二七九頁)

これ亦同一趣旨に出づるものと云ふべきである。

然るにかくの如き反對論あるにも拘らず、政府はその拓殖方針を變更することはなかつた。寧ろ正しくは政府は唯消極的に北海道の現状維持に努める外はしなかつたと云ふことが出来るであらう。而も十九年一月には、三縣一局制度は再轉して北海道廳の設置となつた。そして北海道長官の權限は開拓使のそれに比して縮小せられてはゐるけれども、一見した所それは開拓使への復歸なるかの如く觀られぬこともない。そこで『朝野新聞』はこのことの發表せられるや直ちに(一

月二十八日)論説を書き(『明治編年史』第六卷、昭和十年、に収録)、これに就いて概ね次の如く述べてゐる。

『蓋し北海道の事務に向て一大改革を加ふるは吾輩の持論にして、……改革の方法二途あり。(一)該道に關係せる經費をして今日の如く据置く者あらしめば、更に其經費に相當なる功績を顯すべき改革を行はざる可からず、語を換へて之を言へば、該道に對する施設は都て植民地に對する法を以てし、其産業に向て特別の保護(他府縣に異なるの保護)を加へざる可らず。(二)若し此の如き保護を加ふる能はざれば、北海道事業管理局を廢するは勿論、其他設置に關する經費に於て痛く節省を加へて以て彼の開拓使を廢したる機能を財政の上に表示せざる可らざることとなり。今や北海道廳を設けられたるの主意は吾輩の所謂第一種の改革にして、即ち更に事業を擴張して以て經費に相當せしむるに似たり。然らば則ち今の北海道廳は新設と云ふと雖も實は明治十五年二月を以て廢止したる開拓使を明治十九年一月を以て再興したるに過ぎざるなり。』

『昨日之を廢し今日之を興す豈偶然ならんや、其間に必ず明瞭の理由一定の主義なかる可らざるなり明治十五年之を廢したる日は、該道の事務開進して他府縣と駢立比肩して耻る所なきを以て、最早幼穉の植民地を以て之を待つ可らず宜しく一般縣民の下に置くべしと彼の如き處置に出でられたるか、若し然らば今日之を再興せらるれば、其事物卻退して再び幼穉の植民地に還りたるか、天下豈此理あらんや。顧ふに始め之を廢したるは經費を減省するに在りて、今之を興したるは、廢使以後毫も經費の減少を見ざるが故に、寧ろ之を再置して以て其經費を利用せんとするの主意ならん。若し然らば今の北海道廳の經費定額は、舊開拓使の如く百五十萬圓以上の巨額を要する者なるや、而して之を消費する方法及び施政の方向も亦舊使に異ならざるや、抑も此等の事も亦盡く一變するの方案なるや、是れ尤も吾輩の聞かんと欲する所なり。』(『明治編年史』同上、二二三頁)

これを要するに、北海道の開拓は保護主義によるか自由主義によるかしかないのであり、前者

は多額の経費を要するけれども後者はこれを節約することが出来るのであるが、形の上から見るならば開拓使から三縣一局への變化は保護主義から自由主義への轉換の努力であり、そして北海道廳の設置は再び保護主義への復歸と見えるけれども、實は保護主義から自由主義への轉換に伴ふ経費の節約を歸し得ないので、舊に復したのではないか、といふのである。

誠に形の上だけから云ふならば、北海道廳の設置は自由主義から保護主義への復歸と見えるであらう。併し實を云へば、三縣一局時代は決して自由主義への轉換をなすものではなかつた。形だけから云ふならば、それは開拓使の保護主義から北海道廳の保護主義に至る間の保護主義の中間時代であつた。又は寧ろそれは開拓使時代に於ける一つの保護主義から北海道廳時代に於ける他の保護主義へと推移する橋渡しの期間であり、すなはち保護主義が新しき形態の下に於いて更生する爲めに経過しなければならなかつた繭の時代であると評し得るであらう。

この形態變化は、初代北海道長官岩村通俊氏によつて行はれた所であり、水産業と農業と工業とに對する政策の上に現れた。この三つの中、後の二者は舊來の制度に代へて新しい制度が行はれたのであり、その詳細は次節に於いて之を説くこととするが、その第一の水産業に對する政策の變化は、舊來の制度の廢止といふ形で行はれた。すなはち、道廳設置後間もなく先づ水産税は輕減せられ出港税は廢止せられ、又その際手をつけられなかつた昆布の輸出税も後に廢止せられ

ることとなつた。従つてこの政策轉換の中、水産業に關するものに就いてのみは本節で取扱つて了ひ、農業と工業とに關する政策轉換に伴ふ論議に就いては、轉換によつて生じた新しい問題を取扱ふべき次節に於いて取扱ふこととしたのである。

## 六

水産税の輕減と出港税の廢止は明治二十年三月に行はれた。すなはち北海道廳の報告『北海道明治十九年功程』は曰く、

『水産税輕減 明治二十年三月勅令第六號ヲ以テ北海道水産税則ノ公布アリ於是舊税法ニ割若クハ一割又一割六分等各所各税率ヲ異ニシ寛苛平準ヲ得ザルノ弊ナク又現品徴收ノ煩ナキヲ以テ多數ノ官吏ヲ沿海各地ニ派出スルノ勞ナク官民共ニ其便ヲ得タリ  
『出港税廢止 明治二十年三月勅令第六號ヲ以テ本税廢止ノ公布アリ於是従前海産税ニ重ヌルニ本税ヲ以テスルノ苛法ナク營業者皆其負擔ヲ緩ルメ大ニ水産ノ振興ヲ助クルノ情況アリ』(官報第一二六九號、明治二十年九月十九日、二〇八頁)

これが水産業従つて又水産業者に與へる利益が極めて大であることは、當局者自らがよく認められてゐる。例へば水産課税輕減廢止に當つて岩村長官が伊藤首相に呈したる謝辭(明治二十年三月三十一日)には次の如くある。



『従前平均百分ノ十四弱ニ當ルノ税率ヲ輕減シテ百分ノ五ト爲シ出港税ノ如キハ之ヲ全廢セラレタルニ因リ從來物産税出港税ヲ併セテ凡七拾餘萬圓ヲ納メタル人民ハ今ヨリ單ニ凡貳拾萬圓ノ税ヲ納ムルニ止マリ此差金五拾餘萬圓ハ人民カ直接ニ政府ノ恩賜ヲ蒙ルモノタリ加之現品税ヲ金納ニ改メラレタルニ因リ従前現品検査ヲ受クル爲メ消費スル所ノ時間ト現品納付ノ爲醜藏包装及ヒ輸送ノ費用ト勞力トヲ併セテ之ヲ省キ間接ノ收利モ亦鉅萬ナラントス』(『官報』第一二四號、明治二十年四月二日、一六頁)

同長官が同年四月管内郡區長に對し試みたる演説にはこのことは一層詳細である。曰く、

『試ニ新舊税額ノ増減ヲ比較スルニ従前ノ物産税(十五年ヨリ十七年マテ三箇年平均)ハ概ネ五十九萬五千九百十五圓餘出港税(同上)十八萬三千八百十六圓餘合計七十七萬九千七百三十一圓餘ニシテ之ヲ營業者一萬八千三百四十戸(十八年ノ數)ニ配當スレハ平均一戸四十二圓五十一錢強ニ當ル而シテ改正税額二十一萬四千五百圓餘ヲ同上配當スレハ一戸十一圓六十九錢強ニ當リ之ヲ舊税ニ比スレハ一戸三十圓八十二錢強ヲ餘スノ計算ナリ……此他現品検査手數ノ煩雜ヲ免レ醜藏包装及運搬等ノ費用ヲ省キタルタメ間接ノ利得モ亦少カラサレハ……』(『官報』第一一七一號、明治二十年五月二十七日、二六六頁)

自由主義者がこの政策變換を歓迎したことは言ふ迄もない。例へば在來水産物課税を非難して止まなかつた『東京經濟雜誌』は、これより先き明治十九年十月九日、その社説『北海道開拓の方案如何』に於いて、井上馨公が水産物課税輕減の進言を爲せりとの報を入れて、これを紹介しつつ、これに全幅の賛意を表した。先づ同誌が井上公の言として傳へてゐるものは次の如くである。

『曩日松前藩が管理したる頃は漁獵又は昆布採收等にも別に檢束とてはなく只其持場を一定して餘は個々の自由に任かせしか開拓使設置以來は海岸通り十五間を官地に定め爲めに營業者の不便尠ならず因て是等も舊制に復し此處は誰れ彼處は誰と其の持場の區畫を附け此區畫に就て税を徵すれば官廳は大に徵税の手數を省き人民は季節に後れず勝手に其獲物を賣捌くことを得べし目下鮭税の如きも其數に因て課税するが故に鮭漁の盛りには收税吏の手廻り兼ねて往々腐敗し放棄する者尠ならず爲めに官民共に其損を受くる有様なれば是等も豫め持場に依て賦課すれば其弊を免かるべし』(四七三頁)

本社説はこの意見を引用したる後、『嗚呼此の方案を以て現今の物産税に換ゆる時ハ實業家の利益幾何ぞや』(同上)と述べてこれに賛成し、又井上公の觸れてゐない出港税に就いては『北海道の開拓を阻滯する者物産税の餘に尙ほ出港税あり是れは内地の地方税と同一のものたるを以て之を改めて内地と同一の制を行はしめば可なるとなり』(四七四頁)と述べてゐる。

兎に角前記の如くに水産物課税は減免せられた。併しなほ残つてゐたものがある。それは輸出昆布に對する課税である。昆布は主として清國向けに輸出せられたのであるが、これと競争的地位にあるものはロシア産昆布であつた。然るにロシアに於ては昆布の輸出税が無い許りでなく、更にその輸出上各種の便宜が與へられてゐたので、これと對抗上我國昆布の輸出税を廢止せよと主張せられることとなつたのである。

この際に於いても亦、經濟的自由主義者田口卯吉氏はその先頭に立つことを忘れなかつた。氏

は明治二十五年の専修學校理財學會の冬季演說會に於いて『輸出税は何事を措きても全廢せざる可らず、今日之を全廢せざるは國家の危急を顧みざるものなり』なる演說をしたが、これはその主宰する『東京經濟雜誌』の第六百五十五號(明治二十五年十二月二十四日)にも收録された。その要旨は、地租の輕減の如きよりも生糸や昆布に課せられてゐる輸出税を廢止することの方が急務であることを主張したものであり、すなはち先づ生糸の輸出税がその輸出を阻害してゐることを論じたる後(九〇九—九一〇頁)、曰く、

『夫れから第二には昆布で御座います、諸君よ、北海道は北門の鎖鑰だと云つて頻りに憂國者が熱心して論ずる事で御座います、然るに西比利亞の昆布は上海に往くに輸出税が無い、而して日本の昆布は北海道物産税があつて國庫の中には年々三十萬圓宛金が這入り、又輸出する時に至つて輸出税を取られる、此二つの税を持つて居りますから、西比利亞の昆布には逆も及ばぬ、性質は西比利亞のより良いさうで御座います、向ふは税が無いのに此方は税があるから、及びませぬ、西比利亞の方が早く開けて北海道の方が遅く開けると云ふ結果になる、是等の如き事もです、若し日本國を憂るならば、是非共輸出税といふものを免して仕舞はなければならぬではありませんか』(九一〇頁)

更に又この問題は議會に於ける問題ともなつた。例へば武田則愛氏外九百十七名が第四議會貴族院に昆布輸出税免除の請願を提出せる如きがそれである。本請願を審査せる委員會はこれに對する意見書を作成したが、それによれば、昆布の清國向けの『最近一箇年ノ輸出代價七拾萬圓餘

ニ上リ之ニ依リ生活スル生産者ハ五千餘人、被役者ハ貳萬五千人ニ下ラス北海道東部沿岸ノ商業ニ農業ニ今日ノ繁盛ヲ來シタルハ昆布業發達ノ力ニ由ラスンハアラサルナリ』(『官報』明治二十六年二月二十一日號外、第四議會貴族院速記録第三三號、三九七頁)然るに北海道昆布は良質であるけれども價格が不廉である爲め年々清國の需要を減じつつあり、これに對しロシア産昆布は粗悪であるが低廉である爲め次第にその販路を廣めつつある。然らば何故に北海道昆布が不廉になるかと云ふに、『其故一二ニ止マラサルヘシト雖課税ノ輕重ガ一大原因タルヲ疑ハス我邦昆布ノ税率ハ第一海産干場税、第二收獲税、第三海外輸出税、第四清國輸入税ニシテ昆布百石ニ對スル税額ハ百餘圓ノ多キニ及ヒ加フルニ納税ニ係ル費用及組合費等亦少カラズ』(同上)而もこの輸出税たるや品位や價格の如何に拘らず一率に賦課せられてゐる有様である。そして昆布にとつて過大な課税も國庫に對しては幾何の寄與もしてゐないのであつて、『明治十年ヨリ二十四年ニ至ル十五箇年間ノ平均一箇年三萬千五百圓餘ニ過キス』(同上)かかる少額の爲めに清國に於ける販路を失ふが如きは策を得たものでない、といふのである。

この請願は採擇となり(同上、三九八頁)、又清國の輸入税は撤廢せられることとなつたけれども、輸出税はなほ廢止されなかつた。そこで翌第五議會には、尾崎三良氏と安場保知氏とは貴族院に『外國ニ輸出スル物品ニ課スル海關税免除法律案』を提出した。尾崎氏は本法案を説明するに當

つて昆布の問題に觸れて曰く(明治二十六年十二月五日)、

「海産物中ニモ昆布ト云フモノガ最モ重要ナルモノデアリマスガ是モ輸出税ヲ負フテ甚ダ困難ヲシテ居ル、諸君モ御承知ノ通昆布ハ重ニ支那ニ輸出ヲ致スノデアル、其生産國ハ我邦ト露西亞、西伯利、樺太アタリカラ出ルモノデ外ニハ餘リナイ様ニ聞キマス、然ル處ガ露西亞ハ先年支那政府ニ談判ヲシテ支那ノ輸入税ヲ免ジテ貰ヒマシタ、夫カラコツチト云フモノハ露西亞ニハ無論輸出税ハアリマセズ、露西亞ノ昆布ト云フモノハ輸出モ輸入モ共ニ無税デ自由自在ニ支那國ト貿易ヲ致シテ居リマス、然ルニ我昆布ハ如何デアアルカト云フト輸出税ガアリ其上ニ北海道ニハ物産税ガアリ而シテ支那へ持ツテ行クト向フデ又輸入税ヲ取ラレト云フ甚ダ困難ナ有様デアリマシタ、所ガ昆布營業者カラ當局者ニ追々請願ヲ致シテ當局者ハ支那政府ニ談判ヲ遂ゲテ、其支那ト日本トノ條約ニ依ツテ最惠國云々ノ條款ニ依ツテ爾來支那ノ輸入税ヲ廢スルコトニナリマシタ、然ル處ガ顧テ我邦ヲ如何ト見レバマダ輸出税ヲ課シテ居ル、是程不條理事ハナカラウ、我昆布營業者ガ甚ダ困難ヲスルト云ツテ外國ニ談判ヲシテ向フノ輸入税ヲ廢シテ貰フテサウシテ我邦ニ於テハマダ輸出税ヲ課シテ居ル、是ハ如何ニモ不條理ナ話デアラウト我々ハ考ヘテ居リマス」(「官報」明治二十六年十二月六日號外、第五議會貴族院速記録第三號、一九頁)

これを要するに、北海道應時代に至つて拓殖方針には重大なる變更が行はれたのであり、そして農業及び工業に關しては新しい制度が行はれるに至つたのであるが、唯水産業に關しては舊來の制度が消滅して行くだけのことであつて、新しい制度は現れず、又はそれは次第に自由放任へと委ねられて行つた。これは根本的に云ふならば、一般的には日本資本主義の發達、特殊的には

北海道拓殖の進展に基くものである。従つて、道廳設置以後久しきに至つて、北海道拓殖に當つて自由主義の採用は當を得たるものでなく、又漁業の振興のみに力を致すのは誤りであると主張して、田口氏一派の主張に眞正面から反對するものが出て來たとしても、それは氏等に對する根本的批判とは決してなり難いものである。蓋し田口氏の所論の地盤と、かかる反對者の所論の地盤とは、歴史的に全く異なるものであるからである。吾々がここにかく云ふのは、例へば土田政次郎氏の『北海道論』『再論北海道』(兩者は最初より合本として出版、明治二十四年)の如き田口氏流の自由主義の反對説を見るからである。吾々はここにその内容を簡単に引用して置かう。

例へば土田氏は『北海道論』に於いて經濟的自由主義と漁業第一主義とを排して曰く、

「論者或ハ曰經濟ノ眞理ハ自由放任其行ク所ニ委スルニ在ル耳、世ノ政治家タル者徒ラニ功ヲ喜ンデ事端ヲ滋スモ、是恰モ東流ノ水ヲ障エテ西向セシメントスルガ如ク、唯能ハザルノミナラズ却テ汎濫横溢ノ害有ラントス、北海道ト雖モ豈此眞理ニ洩レンヤ、其レ唯自然ニ任ジテ可也ト、是亦思ハザルノ論ナル而已、夫レ物自然ニ任ジテ動カス可ラザルモノ有リ、人爲ヲ務メテ成ルヲ望ム可キモノ有リ、人民ヲ移シ邦土ヲ拓ク是人爲中ノ事ノミ、政府ト云ヒ人民ト云フ其業ニ途ニ出ルモ亦唯其當ヲ得バ則チ可ナリ矣、況ンヤ時ニ緩急有リ焉、事ニ先後有リ焉、天下何レノ國トシテカ放任委棄其隆盛ヲ致ス者有ランヤ、論者ノ言ノ如キハ唯或ル場合ニ於テ其弊ヲ矯ムルニ足ル可キ耳」或ハ曰北海道ハ水産ノ國ナリ、獵漁ノ業ニシテ發達スルヲ得バ何ゾ其餘ヲ論ズルニ足ラント、是亦一隅ヲ見テ三隅ヲ知ラザルノ論也、夫レ漁業誠ニ益アリト雖モ、獵獲時有リ必シモ期ス可ラ

ズ、其業亦危険ニシテ僅ニ一種冒險ノ民ニ資スルニ足ル、茲ヲ以テ現今數百萬金ノ收穫アリト云フニ拘ハラズ、之ニ因リテ衣食スル者十五萬人ニ出デズ、而シテ之ガ大半ハ毎年其期ニ際シ一時奥羽地方ヨリ出稼ヲ爲ス者ナリ、假令之ヲ擴張スルモ其益スル所唯一部分ニ過ギザルニト推知ス可キ耳、是豈面積七千方里人口一千萬ヲ容ル、邦國ノ基ト爲ス可キノ業ナランヤ』(合本、八一—一〇頁)

更に『再論北海道』に於いては問答體を以て保護主義が封建制度の再建に非ざることを述べて曰く、

「有客謂予曰、子之北海道ヲ論ズルヤ……全篇ノ語氣何トナク支那ノ風習ヲ存シ、其意恰モ封建時代ノ政策ヲ演スルニ在ルガ如ク、今日百事維新開明日新肩ヲ泰西ニ比セント冀フノ我國ニ於テ行フ可ラザルヲ如何セント、予答之曰、善哉子之間ヤ、予之ヲ西哲ノ言ニ聞ク、法律ハ經濟ヲ主トス法律ニシテ經濟ヲ外ニスル以テ法律ト爲スニ足ラズト、憲政治ノ要ハ民度ノ高下人文ノ開否ニ因リテ寬嚴繁簡ノ別有ル可キヲ謂也、夫レ法ニ大小本末有リ、上ハ國家ノ憲法ヨリ下ハ一事一物ノ規程順序ニ至ル迄、徒ラニ理ヲ逐ヒ章ヲ尋子バ何ゾ曾テ窮極有ラン、要其歸着スル所如何ト顧ミルニ在ル而已、茲ニ良土有リ、先ヅ人民ヲ繁殖シ、次ニ之ヲ富マシ、次ニ之ヲ教ヘ、教ヘテ然ル後與ニ共ニ約束シテ政ヲ行フ、是天下ノ通義人文ノ大法也、故ニ曰王道ト云ヒ霸道ト云ヒ同治ト云ヒ共和ト云フ咸ナ時ニ適フヲ以テ至極トス、唯其名ニ因リテ可否ヲ論ズル者ハ未ダ共ニ政治ノ要ヲ語ルニ足ラザル也』(合本、一五一—一七頁)

## 第二節 人口と資本

### 一

前述の如くに、北海道拓殖政策に於ける一轉換は、初代北海道長官岩村通俊氏の手によつて行はれた。それは農業助成政策の變化、水産物課税の減免、官設工場の手拂下といふが如き形を採つて行はれた。

抑々北海道は、産業的に云ふならば、先づ水産業によつて開かれたものである。それは既に徳川時代から進出してゐたものであつた。そして明治初年に於いては斷然他の産業を抜く多額の生産を擧げてゐた。これに對して當時に於いては農業又は工業生産は尙微々として振はず、全く水産業に壓倒せられてゐた有様である。

然るに一方に於いては北海道に於ける諸施政と他方に於いては日本資本主義の進展とは、北海道に對して新しい條件を與へることとなつた。すなはち開拓使以來の政府の諸施設によつて、港灣や道路は築設され、農地や炭坑は開發せられて來た。移住者の數も次第に増加して來たが、それは右の理由により單に漁業に従事するもののみには止まらなかつた。然るに翻つて本土を見る